平成29年（第５回）山鹿市議会12月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　　会　　議	委 員 会
1	11月30日	木	開会・提案理由説明	
2	12月１日	金	休会（発言通告締切午後５時まで）	
3	12月２日	（土）	休　　会	
4	12月３日	（日）		
5	12月４日	月		
6	12月５日	火		
7	12月６日	水	質疑・一般質問	
8	12月７日	木	質疑・一般質問・委員会付託	
9	12月８日	金	休　　会	建設経済
１０	12月９日	（土）		
１１	12月10日	（日）		
１２	12月11日	月		市民福祉
１３	12月12日	火		総務文教
１４	12月13日	水		議会運営
１５	12月14日	木		
１６	12月15日	金	委員長報告・討論・採決・閉会	

平成29年（第５回）山鹿市議会12月定例会

目　　次

第１号（11月30日）　頁

１．議事日程 …… 3

２．本日の会議に付した事件 …… 4

３．出席議員 …… 5

４．説明のため出席した者 …… 5

５．事務局職員出席者 …… 6

６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 8

７．日程第２　会期の決定 …… 8

８．日程第３　請願の取り下げの件 …… 8

９．日程第４　議案第57号～議案第94号
　　報告第15号～報告第17号 …… 8

10．提案理由の説明 …… 8

（１）議案第57号（幸村総務部長） …… 8

（２）議案第58号（阿蘇品市民部長） …… 9

（３）議案第59号（早田経済部長） …… 9

（４）議案第60号（幸村総務部長） …… 10

（５）議案第61号（戸次福祉部長） …… 12

（６）議案第62号（吉里建設部次長） …… 12

（７）議案第63号（戸次福祉部長） …… 13

（８）議案第64号（白田水道局長） …… 13

（９）議案第65号（白田水道局長） …… 13

（10）議案第66号（飯田市民医療センター事務部長） …… 14

（11）議案第67号（吉里建設部次長） …… 14

（12）議案第68号（阿蘇品市民部長） …… 15

（13）議案第69号（早田経済部長） …… 15

（14）議案第70号（早田経済部長） …… 15

（15）議案第71号（早田経済部長） …… 15

（16）議案第72号（早田経済部長） …… 15

（17）議案第73号（早田経済部長） …… 15

（18）議案第74号（中原建設部長） …… 16

（19）議案第75号（中原建設部長）　…… 16
（20）議案第76号（大森教育部長）　…… 16
（21）議案第77号（大森教育部長）　…… 16
（22）議案第78号（大森教育部長）　…… 16
（23）議案第79号（幸村総務部長）　…… 17
（24）議案第80号（池田副市長）　…… 17
（25）議案第81号（池田副市長）　…… 17
（26）議案第82号（池田副市長）　…… 17
（27）議案第83号（池田副市長）　…… 17
（28）議案第84号（池田副市長）　…… 17
（29）議案第85号（池田副市長）　…… 17
（30）議案第86号（池田副市長）　…… 17
（31）議案第87号（池田副市長）　…… 17
（32）議案第88号（池田副市長）　…… 17
（33）議案第89号（池田副市長）　…… 17
（34）議案第90号（池田副市長）　…… 17
（35）議案第91号（池田副市長）　…… 17
（36）議案第92号（池田副市長）　…… 17
（37）議案第93号（池田副市長）　…… 17
（38）議案第94号（池田副市長）　…… 17
（39）報告第15号（中原建設部長）　…… 18
（40）報告第16号（阿蘇品市民部長）　…… 19
（41）報告第17号（才田経済部次長）　…… 19
11．散　会　…… 20

第２号（12月６日）

１．議事日程　…… 23
２．本日の会議に付した事件　…… 25
３．出席議員　…… 25
４．説明のため出席した者　…… 25
５．事務局職員出席者　…… 26
６．日程第１　質疑・一般質問　…… 27
（１）芋生　よしや君一般質問　…… 27
○幸村総務部長答弁　…… 28

（２）芋生　よしや君一般質問 …… 29
○幸村総務部長答弁 …… 30
（３）芋生　よしや君一般質問 …… 30
○大森教育部長答弁 …… 32
（４）芋生　よしや君一般質問 …… 33
○堀田教育長答弁 …… 35
（５）芋生　よしや君一般質問 …… 36
○阿蘇品市民部長答弁 …… 37
（６）芋生　よしや君一般質問 …… 38
○戸次福祉部長答弁 …… 39
（７）芋生　よしや君一般質問 …… 39
○中嶋市長答弁 …… 40
（８）芋生　よしや君一般質問 …… 40
○中嶋市長答弁 …… 42
（９）冨田　弘海君一般質問 …… 43
○幸村総務部長答弁 …… 44
（10）冨田　弘海君一般質問 …… 45
○中嶋市長答弁 …… 46
（11）池田　誠一君一般質問 …… 46
○野田福祉部次長答弁 …… 47
（12）池田　誠一君一般質問 …… 48
○野田福祉部次長答弁 …… 49
（13）池田　誠一君一般質問 …… 50
○早田経済部長答弁 …… 50
（14）池田　誠一君一般質問 …… 51
○早田経済部長答弁 …… 52
（15）池田　誠一君一般質問 …… 52
○早田経済部長答弁 …… 53
（16）池田　誠一君一般質問 …… 53
○大森教育部長答弁 …… 53
（17）池田　誠一君一般質問 …… 54
○大森教育部長答弁 …… 55
（18）池田　誠一君一般質問 …… 56
○大森教育部長答弁 …… 56

(19) 池田　誠一君一般質問 …… 56
○大森教育部長答弁 …… 57
(20) 池田　誠一君一般質問 …… 58
(21) 勢田　昭一君一般質問 …… 59
○幸村総務部長答弁 …… 60
(22) 勢田　昭一君一般質問 …… 60
○幸村総務部長答弁 …… 61
(23) 勢田　昭一君一般質問 …… 61
○幸村総務部長答弁 …… 62
(24) 勢田　昭一君一般質問 …… 63
○大森教育部長答弁 …… 64
(25) 勢田　昭一君一般質問 …… 64
○大森教育部長答弁 …… 65
(26) 勢田　昭一君一般質問 …… 66
○堀田教育長答弁 …… 66
(27) 勢田　昭一君一般質問 …… 67
○大森教育部長答弁 …… 68
(28) 勢田　昭一君一般質問 …… 69
(29) 服部　香代君一般質問 …… 70
○中原建設部長答弁 …… 71
(30) 服部　香代君一般質問 …… 72
○中原建設部長答弁 …… 73
(31) 服部　香代君一般質問 …… 74
○早田経済部長答弁 …… 76
(32) 服部　香代君一般質問 …… 76
○早田経済部長答弁 …… 78
(33) 服部　香代君一般質問 …… 79
○早田経済部長答弁 …… 79
(34) 服部　香代君一般質問 …… 80
(35) 芹川　正美君一般質問 …… 80
○早田経済部長答弁 …… 82
(36) 芹川　正美君一般質問 …… 83
○早田経済部長答弁 …… 84
7．散　会 …… 84

第３号（12月７日）

１．議事日程 …… 87
２．本日の会議に付した事件 …… 88
３．出席議員 …… 88
４．説明のため出席した者 …… 89
５．事務局職員出席者 …… 89
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 90
（１）北原　昭三君一般質問 …… 90
○徳永消防本部消防長答弁 …… 91
（２）北原　昭三君一般質問 …… 92
○徳永消防本部消防長答弁 …… 93
（３）北原　昭三君一般質問 …… 94
○戸次福祉部長答弁 …… 95
（４）北原　昭三君一般質問 …… 95
○阿蘇品市民部長答弁 …… 96
（５）北原　昭三君一般質問 …… 97
○森選挙管理委員会事務局長答弁 …… 98
（６）北原　昭三君一般質問 …… 99
○森選挙管理委員会事務局長答弁 …… 99
（７）北原　昭三君一般質問 …… 100
○森選挙管理委員会事務局長答弁 …… 101
（８）北原　昭三君一般質問 …… 102
○戸次福祉部長答弁 …… 103
（９）北原　昭三君一般質問 …… 103
○堀田教育長答弁 …… 104
（10）北原　昭三君一般質問 …… 104
○中嶋市長答弁 …… 105
（11）永田　紘二君一般質問 …… 106
○阿蘇品市民部長答弁 …… 107
（12）永田　紘二君一般質問 …… 107
○阿蘇品市民部長答弁 …… 108
（13）永田　紘二君一般質問 …… 108
○阿蘇品市民部長答弁 …… 109

(14) 永田　紘二君一般質問 …… 109
○幸村総務部長答弁 …… 110
(15) 永田　紘二君一般質問 …… 110
○幸村総務部長答弁 …… 110
(16) 永田　紘二君一般質問 …… 111
○中嶋市長答弁 …… 112
(17) 永田　紘二君一般質問 …… 112
○大森教育部長答弁 …… 113
(18) 永田　紘二君一般質問 …… 114
○大森教育部長答弁 …… 114
(19) 永田　紘二君一般質問 …… 115
○大森教育部長答弁 …… 115
(20) 永田　紘二君一般質問 …… 116
○堀田教育長答弁 …… 117
(21) 永田　紘二君一般質問 …… 117
○田上教育部首席教育審議員答弁 …… 118
(22) 永田　紘二君一般質問 …… 118
○田上教育部首席教育審議員答弁 …… 118
(23) 冨丸　洋一郎君一般質問 …… 119
○中原建設部長答弁 …… 120
(24) 冨丸　洋一郎君一般質問 …… 121
○中原建設部長答弁 …… 121
(25) 冨丸　洋一郎君一般質問 …… 122
(26) 立山　大二朗君一般質問 …… 123
○大森教育部長答弁 …… 127
(27) 立山　大二朗君一般質問 …… 128
○大森教育部長答弁 …… 132
(28) 立山　大二朗君一般質問 …… 133
○早田経済部長答弁 …… 135
(29) 立山　大二朗君一般質問 …… 136
○阿蘇品市民部長答弁 …… 137
(30) 立山　大二朗君一般質問 …… 138
○阿蘇品市民部長答弁 …… 140
(31) 立山　大二朗君一般質問 …… 141

（32）有働　辰喜君一般質問 …… 142
○大森教育部長答弁 …… 144
（33）有働　辰喜君一般質問 …… 144
○大森教育部長答弁 …… 146
（34）有働　辰喜君一般質問 …… 146
○大森教育部長答弁 …… 147
（35）有働　辰喜君一般質問 …… 148
○田上教育部首席教育審議員答弁 …… 149
（36）有働　辰喜君一般質問 …… 150
○大森教育部長答弁 …… 151
（37）有働　辰喜君一般質問 …… 151
○大森教育部長答弁 …… 152
（38）有働　辰喜君一般質問 …… 152
○大森教育部長答弁 …… 152
（39）有働　辰喜君一般質問 …… 153
７．日程第２　委員会付託 …… 154
８．散　会 …… 154

第４号（12月15日）

１．議事日程 …… 157
２．本日の会議に付した事件 …… 158
３．出席議員 …… 160
４．説明のため出席した者 …… 161
５．事務局職員出席者 …… 161
６．日程第１　議案第57号～議案第94号 …… 162
７．各常任委員長の報告 …… 162
（１）建設経済常任委員長報告 …… 162
（２）市民福祉常任委員長報告 …… 163
（３）総務文教常任委員長報告 …… 164
８．質　疑 …… 165
９．討　論 …… 165
10．採　決 …… 165
11．日程追加　日程第２　意見書案第３号 …… 168
12．提案理由の説明 …… 169

（１）意見書案第３号（職員朗読）　…… 169
13．質　疑　…… 171
14．討　論　…… 171
15．採　決　…… 171
16．閉　会　…… 171

１１月３０日(木曜日)

平成29年（第５回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成29年11月30日（木曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　請願の取り下げの件

（請願第２号　花見坂（栄太郎横）～大宮神社信号間の電線地中化工事を求める請願書）

第４　議案第57号　専決処分の承認を求めることについて

（平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第４号））

議案第58号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例

議案第59号　山鹿市６次産業化・観光連携推進施設条例

議案第60号　平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）

議案第61号　平成29年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第62号　平成29年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

議案第63号　平成29年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第64号　平成29年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）

議案第65号　平成29年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）

議案第66号　平成29年度山鹿市病院事業会計補正予算（第３号）

議案第67号　平成29年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）

議案第68号　公の施設の指定管理者の指定について

（山鹿市薄尾斎場）

議案第69号　公の施設の指定管理者の指定について

（山鹿市一本松農村公園）

議案第70号　公の施設の指定管理者の指定について

（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村））

議案第71号　公の施設の指定管理者の指定について

（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（奥矢谷渓谷きらり））

議案第72号　公の施設の指定管理者の指定について

（山鹿市岳間渓谷キャンプ場）

議案第73号　公の施設の指定管理者の指定について

（山鹿市さくら湯）

議案第74号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿バスセンター（待合所棟））
議案第75号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿バスセンター（物販棟））
議案第76号　公の施設の指定管理者の指定について
（八千代座等）
議案第77号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市カルチャースポーツセンター）
議案第78号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市民プール）
議案第79号　山鹿市過疎地域自立促進計画の変更について
議案第80号　人権擁護委員の推薦について
議案第81号　農業委員会委員の任命について
議案第82号　農業委員会委員の任命について
議案第83号　農業委員会委員の任命について
議案第84号　農業委員会委員の任命について
議案第85号　農業委員会委員の任命について
議案第86号　農業委員会委員の任命について
議案第87号　農業委員会委員の任命について
議案第88号　農業委員会委員の任命について
議案第89号　農業委員会委員の任命について
議案第90号　農業委員会委員の任命について
議案第91号　農業委員会委員の任命について
議案第92号　農業委員会委員の任命について
議案第93号　農業委員会委員の任命について
議案第94号　農業委員会委員の任命について
報告第15号　専決処分の報告について
報告第16号　専決処分の報告について
報告第17号　株式会社菊鹿フラワーバンクの経営状況の報告について

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

出席議員（20名）

1番	立山大二朗君
2番	小川榮二君
3番	芋生よしや君
4番	勢田昭一君
5番	有働辰喜君
6番	服部香代君
7番	冨田弘海君
8番	永田健君
9番	冨丸洋一郎君
10番	藤本峰秀君
11番	北原昭三君
12番	芹川正美君
13番	藤原豊君
14番	平井邦廣君
15番	吉本政幸君
16番	池田誠一君
17番	堀茂幸君
18番	永田紘二君
19番	横手啓介君
20番	寺崎勇児君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	幸村英星君
消防本部消防長	徳永治彦君
市民部長	阿蘇品貴司君
福祉部長	戸次由夫君
経済部長	早田順二君
建設部長	中原忍君
教育部長	大森健司君

山鹿市民医療センター 事務部長	飯田啓詩君
市民部次長	宮崎錦也君
福祉部次長	野田勝年君
経済部次長	才田豊昭君
建設部次長	吉里明弘君
水道局長	白田俊輔君
秘書政策課長兼政策調整係長	野満信男君
財務課長兼財政係長	中尾雄二君
税務課長	梅崎康二君
国保年金課長	佐藤アキ君
社会教育課長	園田正尚君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

事務局職員出席者

議会事務局長	野田修誠君
局長補佐兼議事係長	小山　天君
書記	高木善彦君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午前10時00分　開会

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

ただいまから平成29年（第５回）山鹿市議会12月定例会を開会いたします。

会議に先立ち、市長から挨拶の申し出があっておりますので、これを許可いたします。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成29年12月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平成29年も残すところ１カ月余りとなりました。本年を振り返りますと、７月の福岡・大分両県を襲った九州北部豪雨は、これまで例を見ないような記録的な豪雨で、多くのとうとい人命を奪うなど、甚大な被害をもたらしました。このような局地的大雨は、いつどこで発生しても不思議ではありません。このことを貴重な教訓とし、日ごろから防災意識を高め、災害に対する備えを万全にしておかねばならないと痛感した次第であります。

一方、本市では、長年の懸案事項でありました、ごみ焼却施設の建設にも着手することができましたし、市民待望の菊鹿ワイナリー施設の建設も始まりました。また、株式会社あつまる山鹿シルクのＮＳＰ山鹿工場の竣工、菊池川流域の米づくりをテーマとした日本遺産認定など、地方創生の実現に向けた取り組みが目に見える形で力強く歩み始めた年でもありました。

加えて、山鹿の子供たちがスポーツ・文化の分野で九州大会、全国大会、世界大会へと出場し、輝かしい活躍を見せてくれました。このことは多くの市民の皆様に誇りと希望を与えてくれたと思います。

全てを言い尽くすことはできませんが、これら一つ一つの出来事が、必ずや山鹿市の発展と市民皆様の幸せにつながるものと確信しておりますので、これまで同様、議会を初め、市民の皆様の力強いご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会においてご審議いただきます議案は、条例２件、予算９件、指定管理者の指定11件、人事案件15件、その他１件の計38件と報告３件であります。これら諸議案につきましては、担当職員がご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（永田　健君）

直ちに本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、北原　昭三君、藤本　峰秀君を指名いたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（永田　健君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月15日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第３　請願の取り下げの件

○議長（永田　健君）

日程第３、請願の取り下げの件を議題といたします。

お諮りいたします。請願第２号　花見坂（栄太郎横）～大宮神社信号間の電線地中化工事を求める請願書については、請願者から取り下げたいとの申し出がありますので、これを許可することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、請願第２号の取り下げは許可することに決しました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第４　議案第57号～議案第94号

報告第15号～報告第17号

○議長（永田　健君）

日程第４、議案第57号から報告第17号までの全案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

議案第57号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、本年９月28日の衆議院の解散に伴い、公職選挙法第31条第３項の規定に基づき執行される衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査に係る経費について、地方自治法第179条第１項の規定により、平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）を専決第12号として、同日に専決処分しましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

３ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に3214万5000円を追加し、総額を280億5524万7000円とするものです。

10ページをお願いいたします。

歳出によりご説明申し上げます。（款）総務費、（目）衆議院議員選挙費の補正額3214万5000円は、総選挙の執行に係るものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

阿蘇品市民部長。

［市民部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○市民部長（阿蘇品　貴司君）

議案第58号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律等の改正に伴い、条例を改正する必要があり提案するものです。

改正の内容は、引用する法律名を改め、固定資産税の課税免除の対象となる促進区域における施設に係る計画の同意期限を平成31年３月31日とするものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、必要な経過措置を定めることとするものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

議案第59号　山鹿市６次産業化・観光連携推進施設条例について、ご説明申し上げます。

本案は、菊鹿ワイナリー構想に基づき、現在、山鹿市が整備を進めております施設について、必要な事項を定めるものでございます。

菊鹿ワイナリー構想につきましては、熊本ワイン株式会社が持つ菊鹿シリーズワインのブランド力と山鹿市が持つ農林産物を活用した食に関する魅力という両者の強みを融合させることにより、誘客効果を高め、交流人口の拡大を図っていくということとしておりまして、同社が整備するワイン醸造施設及びカフェレストランと、山鹿市が整備いたします販売施設及び交流施設等を一体化した官民共同による事業として、来年秋の開業を目指しているところでございます。

それでは、条文の内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第１条、目的といたしまして、６次産業化の取り組みによる農林産物の競争力の強化並びに観光資源の相互の連携及び情報の発信による来訪者の増加により、農林業者及び観光事業者の所得の向上を図ることとしております。

第２条では施設の位置について、第３条では施設の機能構成と施設が行う事業について定めております。

第４条では禁止する行為について、第５条では入館・入場の制限と、退館・退場を命じる場合について規定しております。

第６条と第７条では、施設の管理を指定管理者に行わせる場合についての規定を設けております。

附則といたしまして、この条例の施行期日を規則に委任すること。また、指定管理に関する手続については、条例の施行前においても準備行為として行うことができる旨を定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

議案第60号　平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）について、ご説明を申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に１億998万4000円を追加し、総額を281億6523万1000円とするものです。

５ページをお願いいたします。

第２表　債務負担行為補正であります。既に議決をいただいております外国語指導助手業務につきまして、学習指導要領の改正に伴う外国語活動の授業数の増加に対応するため、限度額を変更するほか、山鹿小学校屋外運動場既設スタンド改修工事につきまして、追加するものであります。

６ページをお願いいたします。

第３表　地方債補正は、観光施設整備事業といたしまして、山鹿小学校屋外運動場既設スタンド改修工事に係る追加を行うものです。

補正予算の主なものにつきまして、歳出によりご説明申し上げます。なお、今回の補正予算につきましては、人事異動等に係る職員給の調整を計上いたしております。

18ページをお願いいたします。

（款）民生費、（目）障害者福祉費の中の管理経費72万6000円は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、システム改修を行うものです。

次の障害児通所等給付費3156万5000円は、児童発達支援、放課後デイサービス等の療育支援の給付対象者及び利用件数の増加によるものです。

次の（目）高齢者福祉総務費の中の高齢者医療確保事務6220万4000円は、後期高齢者医療広域連合に対する平成28年度後期高齢者医療市町村療養給付費負担金の確定に伴う精算金です。

次の介護保険事業特別会計繰出金80万円は、人事異動等に係る職員給の調整に係るもののほか、介護保険の制度改正に伴いシステム改修を行うものです。

19ページをお願いいたします。

（目）児童福祉総務費の中の管理経費29万2000円は、私立保育園及び認定こども園の保育士等の処遇改善に対応するため、システム改修を行うものです。

次の子ども医療費助成事業1850万円は、子供医療に係る利用件数の増加によるものです。

22ページをお願いいたします。

（款）農林水産業費、（目）農業振興費の中の農業担い手支援総合対策事業120万円は、熊本県の地域営農組織法人化推進事業を活用し、農業経営の法人化を支援するものです。

次の震災復旧緊急対策経営体育成支援事業761万1000円は、熊本県の支援事業を活用し、熊本地震で被災した農業施設の復旧を支援するものです。

次の農産物生産振興事業590万7000円は、熊本県の地域特産物産地づくり支援対策事業を活用し、生産・加工設備の導入を支援するほか、産地パワーアップ事業を活用し、高収益作物・栽培体系への転換を支援するものです。

次の農山村地域再生支援事業50万5000円は、豪雨等により被災した棚田の保全活動を支援するものです。

23ページをお願いいたします。

（款）商工費、（目）観光費の補正額841万1000円は、千人灯籠踊り会場として使用しております山鹿小学校屋外運動場の既設スタンドを改修するものです。

26ページをお願いいたします。

（款）教育費、（目）小学校の学校管理費の中の学校運営費５万円は、市内小学校の九州大会への競技出場を支援するものです。

次の（目）小学校の教育振興費の中の教材費574万2000円は、平成30年度から道徳が特別教科化されることに伴い、教師用教科書等を購入するものです。

次の就学援助費365万4000円及び27ページ上段の（目）中学校の教育振興費の補正額426万6000円は、いずれも就学援助制度の見直しに伴い、新入学児童生徒学用品費の支給時期を入学の前年度に前倒しするものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

議案第61号　平成29年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1095万1000円を減額し、91億6603万4000円とするものであります。

６ページをお願いいたします。

下段、（款）総務費、（目）一般管理費の減額補正1095万1000円は、人事異動に伴う職員給の補正であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

吉里建設部次長。

［建設部次長　吉里　明弘君　登壇］

○建設部次長（吉里　明弘君）

議案第62号　平成29年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）につきましても、同じく人事異動に伴う会計間異動に係る職員給の調整を行うものでございます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額から198万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を９億5323万1000円とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

議案第63号　平成29年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ489万2000円を減額し、64億3691万4000円とするものであります。

７ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）一般管理費の補正額285万1000円につきまして、説明欄に記載しております職員給、児童手当は人事異動に伴うもの、その下の一般管理費は介護保険制度改正に伴う既存システムの改修に係る経費を補正するものであります。

次に、（款）地域支援事業費、（目）包括的支援事業費の減額補正額774万3000円は、人事異動に伴う職員給の補正であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

白田水道局長。

［水道局長　白田　俊輔君　登壇］

○水道局長（白田　俊輔君）

議案第64号　平成29年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、人事異動に伴う会計間異動に係る調整を行うものでございます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額に26万6000円を追加し、総額を１億7540万9000円とするものです。

続きまして、議案第65号　平成29年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）につきましても、同様でございます。

１ページをお願いいたします。

第２条、（第１款）水道事業費の既決予定額から９万3000円を減額し、４億1708万1000円とするものです。

また、これに伴いまして、第３条、議会の議決を経なければ流用できない経費を９万3000円減額し、5476万4000円とするものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

飯田市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　飯田　啓詩君　登壇］

○市民医療センター事務部長（飯田　啓詩君）

議案第66号　平成29年度山鹿市病院事業会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う会計間異動に係る調整及び熊本市民病院からの看護師受け入れに係る経費増について補正をお願いするものでございます。

１ページをお願いいたします。

第２条、（第１款）病院事業費用の既決予定額に1030万7000円を追加し、36億6659万1000円とするものでございます。

２ページをお願いいたします。

第３条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を46万1000円減額し、21億559万4000円とするものであります。

５ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出のうち、支出の（款）病院事業費用、（項）医業費用、（目）給与費の補正予定額46万1000円の減額は、職員の会計間異動に伴う給料及び諸手当並びに法定福利費の調整分でございます。

同じく、（目）経費の補正予定額1076万8000円は、熊本市民病院からの看護師受け入れに要する負担金でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

吉里建設部次長。

［建設部次長　吉里　明弘君　登壇］

○建設部次長（吉里　明弘君）

議案第67号　平成29年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う会計間異動等に係る職員給の調整を行うものでございます。

１ページをお願いいたします。

第２条、（第１款）下水道事業費用から64万円を減額し、12億1780万1000円とし、第３条、（第１款）資本的支出から326万1000円を減額し、５億6706万円とするものでございます。

これに伴いまして、第４条、議会の議決を経なければ流用することができない経

費を390万1000円減額し、3358万8000円とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

阿蘇品市民部長。

［市民部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○市民部長（阿蘇品　貴司君）

議案第68号　公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

公の施設の名称は、山鹿市薄尾斎場です。指定管理者は、富山県富山市奥田新町12番３号、株式会社五輪。指定の期間は、平成30年４月１日から平成35年３月31日までとするものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

議案第69号から議案第73号まで、公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

まず、議案第69号、公の施設の名称は、山鹿市一本松農村公園でございます。指定管理者は、山鹿市鹿本町来民1234番地、かもと物産振興会。指定の期間は、平成30年４月１日から平成33年３月31日までの３年間とするものです。

続きまして、議案第70号、公の施設の名称は、山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村）でございます。指定管理者は、山鹿市菊鹿町矢谷2005番地２、矢谷渓谷観光開発社。指定の期間は、平成30年４月１日から平成35年３月31日までの５年間とするものです。

続きまして、議案第71号、公の施設の名称は、山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（奥矢谷渓谷きらり）でございます。指定管理者は、山鹿市菊鹿町矢谷1168番地、奥矢谷渓谷公園管理運営組合。指定の期間は、平成30年４月１日から平成35年３月31日までの５年間とするものです。

続きまして、議案第72号、公の施設の名称は、山鹿市岳間渓谷キャンプ場でございます。指定管理者は、山鹿市鹿北町多久3529番地５、岳間渓谷観光グループ。指定の期間は、平成30年４月１日から平成35年３月31日までの５年間とするものです。

続きまして、議案第73号、公の施設の名称は、山鹿市さくら湯でございます。指定管理者は、山鹿市山鹿１番地１、一般財団法人山鹿市地域振興公社。指定の期間は、平成30年４月１日から平成35年３月31日までの５年間とするものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

中原建設部長。

［建設部長　中原　忍君　登壇］

○建設部長（中原　忍君）

議案第74号及び議案第75号　公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

まず、議案第74号ですが、公の施設の名称は、山鹿バスセンター（待合所棟）です。指定管理者は、熊本市西区上代四丁目13番34号、九州産交バス株式会社。指定の期間は、平成30年４月１日から平成33年３月31日までとするものです。

続きまして、議案第75号、公の施設の名称は、山鹿バスセンター（物販棟）です。指定管理者は、山鹿市中央通510番地２、山鹿温泉観光協会。指定の期間は、平成30年４月１日から平成33年３月31日までとするものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

議案第76号から議案第78号までの公の施設の指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。

まず、議案第76号、公の施設の名称は、八千代座、八千代座管理資料館、新楽屋及び八千代座交流施設でございます。指定管理者は、山鹿市山鹿１番地１、一般財団法人山鹿市地域振興公社。指定の期間は、平成30年４月１日から平成35年３月31日までとするものです。

続きまして、議案第77号、公の施設の名称は、山鹿市カルチャースポーツセンターでございます。指定管理者は、山鹿市山鹿１番地１、一般財団法人山鹿市地域振興公社。指定の期間は、平成30年４月１日から平成33年３月31日までとするものです。

続きまして、議案第78号、公の施設の名称は、山鹿市民プールでございます。指定管理者は、山鹿市寺島187番地１、ビル環境熊本株式会社。指定の期間は、平成30年４月１日から平成33年３月31日までとするものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

議案第79号　山鹿市過疎地域自立促進計画の変更につきまして、ご説明申し上げます。

本市が策定しております過疎地域自立促進計画は、みなし過疎地域の指定のもと、本市全域を計画の対象として、平成32年度までを計画期間といたしております。

本計画は、人口減少に伴い、地域社会における活力が低下し、生活機能及び生活環境の整備等が必要な地域、いわゆる過疎地域につきまして、当該地域の自立促進を図るため、総合的かつ計画的に実施する事業を計画したものであります。

また、本計画に基づいて行う事業は、財源として過疎対策事業債を充当することができることとされております。

今回提案しております計画の変更につきましては、鹿本幼稚園と幼慈園を統合し、平成31年度に開園予定の認定こども園の開設事業の追加に伴い、計画本文の修正を行うものであります。

当該変更内容につきましては、熊本県との事前協議が終了しましたので、過疎地域自立促進特別措置法第６条第７項において準用する同条第１項の規定により議会の議決を経る必要があり、提案するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

池田副市長。

［副市長　池田　永実君　登壇］

○副市長（池田　永実君）

議案第80号　人権擁護委員の推薦について、ご説明申し上げます。

本案は、現委員　齊籐　順孝氏が、平成30年３月31日をもちまして任期満了となりますので、再度、同氏を人権擁護委員の候補者に推薦するため、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会のご意見を求めるものでございます。

なお、次のページに略歴を記載しておりますので、ご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第81号から第94号までの農業委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

農業委員会委員は、これまで公選制、そして議会及び農業団体からの推薦によることとされておりましたが、農業委員会等に関する法律等の改正に伴いまして、今回から委員の任命につきましては、議会の同意を得て行うこととされております。

このことから、本案は農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定に基づき、

議会の同意を求めるものでございます。議案第81号から順に申し上げます。

議案第81号　隈部　誠一氏、議案第82号　阿蘇品　幸博氏、議案第83号　下田　幸夫氏、議案第84号　坂本　照子氏、議案第85号　長曽我部　徹氏、議案第86号　竹下　輝明氏、議案第87号　稲葉　和弘氏、議案第88号　廣松　久喜氏、議案第89号　守川　千穂氏、議案第90号　若杉　史氏、議案第91号　廣田　幸徳氏、議案第92号　米岡　一利氏、議案第93号　森　利光氏、議案第94号　栗原　政数氏の14名でございます。

なお、それぞれ次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

中原建設部長。

［建設部長　中原　忍君　登壇］

○建設部長（中原　忍君）

報告第15号　専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、市営住宅の家賃の請求に係る訴えの提起について専決処分をいたしましたので、同法第180条第２項の規定により報告するものです。

２ページをお願いします。

当事者ですが、原告は山鹿市、被告は記載のとおりです。

事件の概要ですが、被告は次のとおり、市営住宅の家賃を滞納しているため、原告が山鹿裁判所に支払い督促の申し立て及び仮執行の宣言の申し立てを行ったところ、被告が当該仮執行の宣言を付した支払い督促に対して、同裁判所に督促異議の申し立てを行ったことにより、民事訴訟法第395条の規定により、当該支払い督促の申し立てのときに、原告から同裁判所に訴えの提起があったものとみなされるに至ったため、同裁判所からの補正命令に従い、訴状にかわる準備書類の提出等を行うものです。

団地名、氏名、滞納額は、記載のとおりです、

請求の趣旨につきましては、本件につき山鹿簡易裁判所平成29年（ハ）第79号事件の仮執行宣言付支払い督促を認可すること。督促異議申し立ての後の訴訟費用は、被告の負担とすること。

事件に関する取り扱いにつきましては、本件については、必要に応じて、和解または上訴することができるものとする。

以上を内容として、民事訴訟の手続に移行したものです。

以上、ご報告いたします。

○議長（永田　健君）

阿蘇品市民部長。

［市民部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○市民部長（阿蘇品　貴司君）

報告第16号　専決処分の報告について、ご説明いたします。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、公用車による車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分を行いましたので、同条第２項の規定によりご報告するものです。

２ページをお願いいたします。

事故発生日時は、平成29年２月３日、午後１時40分ごろです。

相手方の住所、氏名は、記載のとおりです。

事故の概要は、鹿本町津袋地内において、市道稲田中央線を走行していた公用車が、相手方のバイクを追い越そうとした際、当該バイクが右折しようとしたため、これに接触し、転倒した相手方が負傷したものです。

損害賠償の額は17万7589円です。

和解事項としまして、相手方の負傷に係る治療費等について、山鹿市が相手方に対し17万7589円を支払い、両者は本件事故に伴う相手方の負傷に関し、本和解条項に定めるほか、何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

才田経済部次長。

［経済部次長　才田　豊昭君　登壇］

○経済部次長（才田　豊昭君）

報告第17号について、ご説明申し上げます。

市が２分の１以上出資している法人、株式会社菊鹿フラワーバンクの経営状況につきまして、地方自治法第243条の３第２項の規定により、ご報告するものでございます。

株式会社菊鹿フラワーバンクは、地域に咲く山野草などを採取し、押し花にして販売することで、地域活性化を図ることを目的として、特産工芸村内の押し花館の運営に当たっております。

４ページをお願いいたします。

平成28年度の事業報告でございます。全国的に押し花愛好家の高齢化や人口の減少が要因で、押し花の材料となる花パックの売上高の減少、また運賃や仕入れ品の値上げによる売り上げ原価の増加により、売上高が減少しました。しかし、役員報

酬の減額を含め、徹底したコストダウンに努めた結果、減収増益となりました。

年間といたしましては、売上高が2907万1979円でございまして、当期の純損益金は197万6736円の利益となりました。

５ページから８ページにかけまして、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を掲載しております。

９ページから10ページまでは、平成29年度事業計画書及び収支予算書を掲載しておりますので、ご参照ください。

ご報告申し上げました法人につきましては、経営基盤の強化による経営の安定を促してまいりたいと考えております。

以上、ご報告申し上げます。

――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時45分　散会

～～～

１２月６日(水曜日)

平成29年（第５回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成29年12月６日（水曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

発言通告

１．芋生　よしや

一般質問

（１）合併特例法による交付税と財政調整基金の現状について

①山鹿市の財政調整基金は、どのように変動しているか

②交付税は平成27年以後毎年、総額どの程度減額されているか

③交付税減額の影響で、学校教育費、社会教育費、地域自治振興交付金はどの程度減額されたか

（２）市民要求実現について

①教育予算（県駅伝試走費・読書活動推進員）

社会教育関係予算（公民館自主講座・市体育館使用）

②地域自治振興交付金

③国民健康保険税

（３）市職員の長時間労働について

①合併後の職員数・超過勤務の実態・時間外手当

（４）民生委員の役割について

①生活保護申請の意見書について

２．冨田　弘海

一般質問

（１）合併特例債の有効活用について

（２）防犯灯（すずらん灯）のＬＥＤ化について

３．池田　誠一

一般質問

（１）超高齢化社会を迎えるに当たり、受け皿施設の対応について

（２）平成30年度より米作の生産調整廃止に伴う今後の米作対策について

（３）教育行政について

①学校規模適正化事業について（八幡小・平小城小・三岳小）

②放課後児童健全育成事業について

４．勢田　昭一

一般質問

（１）公共施設の計画的な管理と老朽化対策について

①公共施設の数と床面積はどれだけか

また老朽化している施設数は

②施設の維持管理・補修に係る年間経費は

③今後の施設の適正化は進んでいるか

（２）2020年東京オリンピック・パラリンピック、女子ハンドボールの取り組みについて

①本市出身の選手の数とお名前（大会ごとに種目も含めて）

②その選手の貴重な資料の保管と展示コーナーの設置は

③児童生徒への啓発活動はどう展開するのか

（３）児童生徒の活発なスポーツ・文化活動への支援について

①九州・全国大会への支援の現状と拡大を

②部活動遠征へのスクールバス利用拡大を

５．服部　香代

一般質問

（１）公園の維持・管理等について

①遊具や設備の更新等及び防災としての視点について

②一元的な管理体制等について

（２）ＩｏＴサービス創出支援事業について

①シェアリングエコノミー型の車泊の可能性について

（３）菊鹿ワイナリーの目指すものについて

①施設全体のコンセプトについて

②指定管理等について

６．芹川　正美

一般質問

（１）山鹿市の農業振興（米政策）について

①減反廃止に伴う今の現況

②情報伝達の流れ

③所得補償制度（収入保険）について

④今後の米政策について

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	立　山　大二朗　君
２番	小　川　榮　二　君
３番	芋　生　よしや　君
４番	勢　田　昭　一　君
５番	有　働　辰　喜　君
６番	服　部　香　代　君
７番	冨　田　弘　海　君
８番	永　田　　健　君
９番	冨　丸　洋一郎　君
10番	藤　本　峰　秀　君
11番	北　原　昭　三　君
12番	芹　川　正　美　君
13番	藤　原　　豊　君
14番	平　井　邦　廣　君
15番	吉　本　政　幸　君
16番	池　田　誠　一　君
17番	堀　　茂　幸　君
18番	永　田　紘　二　君
19番	横　手　啓　介　君
20番	寺　崎　勇　児　君

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

説明のため出席した者

市　　長	中　嶋　憲　正　君
副　市　長	池　田　永　実　君
教　育　長	堀　田　浩一郎　君
総務部長	幸　村　英　星　君
消防本部消防長	徳　永　治　彦　君
市民部長	阿蘇品　貴　司　君
福祉部長	戸　次　由　夫　君
経済部長	早　田　順　二　君

建設部長	中原　忍君
教育部長	大森健司君
山鹿市民医療センター事務部長	飯田啓詩君
市民部次長	宮崎錦也君
福祉部次長	野田勝年君
経済部次長	才田豊昭君
経済部次長	木下　実君
建設部次長	吉里明弘君
総務課長	池田淳志君
財務課長兼財政係長	中尾雄二君
地域生活課長	近藤　敏君
福祉援護課長	脇山義文君
長寿支援課長	徳永謙吾君
国保年金課長	佐藤アキ君
都市計画課長	竹下健一君
教育総務課長	瀬口慎哉君
社会体育課長	丸山秀士君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	野田修誠君
局長補佐兼議事係長	小山　天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（永田　健君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。芋生　よしや君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

皆さん、おはようございます。

議席番号３番、日本共産党の芋生　よしやです。

質問に入ります前に、資料を配付させていただきたいと思います。議長の許可をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第157条の規定により、これを許可いたします。職員に配付させます。

［職員配付］

○３番（芋生　よしや君）

それでは、きょうは４項目について質問を行います。

１つ目は合併特例法による交付税と財政調整基金の現状について、２つ目は市民要求実現について、３つ目は市職員の長時間労働について、４つ目は民生委員の役割について質問させていただきます。一問一答にてお願いいたします。

まず、質問の中身に入ります前に、一言だけ触れておきたいと思います。私が３月議会で北原議員が６月議会で、就学援助制度の改善を取り上げておりました。今回の本会議でその就学援助の中の新入学児童生徒学用品費の前倒し支給が予算化され取り上げられています。これはまさに市民の立場、弱者の立場に立った施策であり、その英断に敬意を表したいと思います。ぜひ可決されるように希望いたします。

さて、2018年度の政府予算編成は、財政健全化のためとして、医療、介護などの社会保障費の削減・抑制に中心を据えています。安倍政権の発足から５年、これまでも社会保障費には大なたが振るわれ、国民は苦難を強いられています。75歳以上の後期高齢者医療制度では、現在１割負担が窓口負担を２割に引き上げること、介護保険では要介護の１・２の人が利用する生活援助の保険外しが議論されています。

高齢者の皆さんは所得が低いとともに、医療機関を受診する機会がふえるのが現状です。窓口負担が２倍化されれば生活へ打撃となり、病院を減らすなど、またこれで病状悪化を引き起こす危険も増大してきます。

一方で、若者は長時間労働や低賃金、学費の問題が重くのしかかる、また消費が伸びず商売されている方も苦労するなど、国の施策によって山鹿の市民の皆さんの暮らしもますます厳しくなっています。こんなときだからこそ、市民の皆さんの暮らしを守り、福祉の向上を図ることこそ、自治体が一番に取り組むことだと思います。

私は、私たち議員の役割は大きく言って２つあると思います。１つは市民の皆さんの税金が適切に使われているかチェックをすること、もう一つは市民の皆さんの声や願いを議会に反映することです。私は、この立場から質問をしていきます。

まず１番目は、山鹿市の財政状況についてです。合併特例法による交付税と財政調整基金の現状、１つ目にその中から３点質問してまいります。

１つ目は、財政調整基金について、私は６月議会でも取り上げてきました。この基金は、何の制限もなく市が必要に応じて自由に使える積立金です。では、山鹿市の財政調整基金は平成26年、27年、28年と、どう変動しているのでしょうか。

２つ目は、国からの交付税について、合併特例法によって国からの交付税が合併10年経過したら減額されるとのことですが、平成27年以後、毎年、総額どの程度減額されているのでしょうか。

３つ目、交付税減額の影響で各分野の予算も減額されたと思いますが、学校教育費、社会教育費、地域自治振興費などはどのように減額されたのですか。明らかにしてください。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

芋生議員の一般質問、合併特例法による交付税と財政調整基金の現状についてお答えいたします。

まず、ご質問の１点目、財政調整基金の推移につきましては、各年度末の現在高において、平成26年度が56億5662万2000円、平成27年度が68億5531万6000円、平成28年度が70億2744万2000円であります。

ご質問の２点目、普通交付税の合併算定特例の状況につきましては、合併10年目の平成26年度が23億4015万1000円でありました。この合併算定特例につきましては、平成27年度以降、５年間をかけて段階的に縮減されることとされており、平成27年

度が17億2314万8000円で、平成26年度に比べまして６億1700万3000円の減少、平成28年度が10億9196万2000円で、前年度の平成27年度に比べまして６億3118万6000円の減少、平成29年度が７億1417万3000円で、同じく前年度に比べまして３億7778万9000円の減少となっております。

次に、ご質問の３点目、交付税減少の影響による各分野の予算額の減額について申し上げます。まず、本市の予算編成方針におきまして、交付税の減少を理由として、ある分野の予算を減額するという考え方はとっておりません。編成方針としましては、行政の役割を明確にし、社会情勢、社会構造の変化を的確に捉え、必要な行政サービス及び適正なサービス水準を見きわめた上で、歳出予算の措置をすることといたしております。議員ご質問の予算額の推移につきましては、平成26年度は当初予算額で、平成29年度は骨格予算編成でありましたので、６月補正後の予算額でそれぞれ申し上げます。

学校教育費につきましては、（款）教育費、（項）教育総務費、小学校費及び中学校費のうち、（目）の学校建設費を除いた予算額で、平成26年度が10億7676万4000円、平成29年度が11億2101万8000円であり、4425万4000円の増加となっております。

次に、社会教育費につきましては、（項）社会教育費の（目）社会教育総務費について、平成26年度が２億8550万8000円、平成29年度が２億2135万4000円であり、6415万4000円の減少となっております。

また、（款）総務費、（目）地域振興費の中にあります地域自治振興交付金につきましては、平成26年度が5200万円、平成29年度が4000万円であり、1200万円の減少となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生　よしや君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

財政調整基金と交付税についてお答えいただきましたが、私はこの交付税や財政調整基金について、一目でわかるようにと表を作成しました。資料を配付させていただきました資料１を参照してください。

資料は熊本県下14市の平成26、27、28年度の積立金状況一覧表と、平成28年度の同じく人口、財政調整基金、基金の総額のランキングとしています。平成28年度の基金は人口74万人の熊本市、そして8.6万人の天草市に続いて、山鹿市は人口５万人で３番目の基金額となっています。財政調整基金につきましては４番目となっています。先ほど部長さんのほうから説明がありましたように、その交付税減額がさ

れたために、また予算のところでは増加をしたもの、減少したものと説明をしていただきました。減少しているばかりではない、その行政の役割を明確にして社会情勢や構造の変化を的確に捉えて、適正なサービスをしているというご答弁となっています。

しかし、交付税は減額されたため、市の財源からいきますと、市民のために使える財政は少なくなっています。しかし、皆さん、今の表を見ていただきますとわかりますように、財政調整基金は平成26年度から約13億円もふえて70億円に達しています。本来ならば、交付税が減ったのですから、基金を取り崩して、これまで財源に回して市民生活を守っていくというのが自然だと思います。交付税が減ったのに基金はふえるというのでは、市民にしわ寄せ、市民サービスを減らしているということになるのではありませんか。お答えいただきますようお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

芋生議員の２回目のご質問、地方交付税の減少を受けての財政調整基金の活用についてお答えをいたします。

いわゆる合併特例法に係る普通交付税の算定特例の終了に伴う影響につきましては、合併当初からその対策を講じてまいりました。国に対し影響額の縮減を求めるほか、本市の取り組みとしましては、合併直後から行政改革や財政構造改革の大綱等を定め、定員の適正化、民間活用の推進、全事務事業の見直しなど、それら大綱等に基づく施策に全庁を挙げて取り組んでまいりました。そして、財源の急激な減少に対する緩和策としまして、基金の確保にも努めてきたところでございます。

この基金の活用につきましては、災害への対応や大規模な社会資本の整備が想定されますが、事業の選択・精査を踏まえた上で、財源不足の状況を鑑みながら、適正な活用を図ってまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

今、合併当初からわかっていることで、定員適正などを取り組んで、また基金は災害のために使うようにためているなどとお答えをしていただきました。しかし、皆さん、基金が実際あるのは明白な事実ではないでしょうか。住民が納めた税金は

自治体本来の使命である住民の福祉増進のためにどのように生かされているかが大事だと思います。

それでは、住民の皆さんはどう感じているでしょうか。

質問の２番目、市民の要求実現について移りたいと思います。市に要求しても、市の財政が厳しい厳しいといって、なかなか取り組んでくれないとの声が聞こえてきます。私のところにも各種の相談が来ていますが、今回は緊急かつ切実なものに限って質問いたします。

１つは教育予算について３点、駅伝の試走及びカルチャースポーツセンターの使用料の補助、２つ目は読書活動推進員、３つ目は公民館自主講座について、続けてお尋ねします。

県中体連駅伝大会費用について。ことしの中体連駅伝大会は山鹿中学校が女子の部で優勝３連覇、鹿本中学校が男子８位、女子15位、米野岳中学校が男子は９位と、まことにすばらしい成績を残しました。熊日新聞にも大きく掲載されていて、関係者ばかりではなく、大きな話題となっていました。さて、天草市で大会がありましたが、大会当日、試合のときだけでなく、選手たちが会場を走ってみるために、試走に出かけたそうです。しかし、その費用を学校で賄わなくてはならず大変だったとお聞きしました。なぜこれまであった試走費の補助はなくなったのでしょうか。

次に、部活動の体育館使用の費用について。市内の小中学校で部活動で試合前に整備が整った山鹿市の体育館を利用したいが費用がかかってしまう、学校活動なのに無料にならないのかとの声が上がっています。山鹿中学校では平成29年度は10月までに中体連前にバスケの男女がそれぞれ１回と、バレーの男女がそれぞれ２回、カルチャースポーツセンターを有料で使ったとのことでした。どの部活でも大会などの前には無料で使えるように補助を行うべきではないでしょうか。

２つ目は、読書活動推進員について。日本共産党の全議員が提案して実現した読書活動推進員は、本制度採用当初は４名を採用。平成23年度には２名追加があり、中学校にも配置。とても成果が上がっているので活動を充実させるために配置を検討するとの答弁があっています。また、服部議員が３月議会でも取り上げ、図書司書の役割が重要なこと、今後の人員配置増について求めていました。平成29年度から学校統廃合で学校が減少したことを理由に１名減らしてしまいました。成果が上がっているとの答弁から考えても、減らしてしまうのはおかしなことではないでしょうか。県下では多くの自治体で全校配置が実施されています。本市も全校配置を目指すべきだと思いますが、全校配置をすれば幾らかかるのでしょうか。

次に、３点目、公民館の自主講座についてお尋ねします。山鹿市では公民館・博物館自主講座が各地で活発に行われています。市では、市民の皆さんの活動を応援

して補助を行ってありましたが、どんな形で全体で幾ら補助されていたのでしょうか。答弁を求めます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

芋生議員の一般質問、市民要求実現についての１点目、学校教育予算の中の山鹿市立小中学校の体育活動及び文化活動補助金交付要綱に基づき交付される県中学校駅伝の試走費及び中体連時のカルチャースポーツセンター使用料の補助についてお答えいたします。

初めに、平成29年度の同要綱に基づく中学校への補助実績でございますが、11月10日に天草市で開かれた県中学駅伝では、参加した鹿本、米野岳、山鹿の３中学校に対し総額71万9000円、７月22日から23日にかけて、八代・球磨地域で開かれた中体連では19種目に対し総額287万9000円、さらに九州大会や全国大会を含め、本年11月末現在で総額667万円を支出しております。

ご質問の県中学校駅伝の試走費に対する補助につきましては、平成27年度まで必要経費と認め交付をしていた事例もございましたが、平成28年度以降は補助金に係る予算執行の適正化を行う目的で、対象経費の明確化を行い、試走についてはその補助対象から外し、学校に対しその旨ご説明をし、ご理解をいただいたところです。

補助事業の実施に当たっては、補助金が市民の税金やその他の公的な財源で賄われることを留意し、補助要綱に従い厳格に実施することが必要でございます。

中学校の部活動遠征に対する補助を実施するに当たっては、補助対象とする経費が大会規則で求められているか、参加する全ての学校で行う必要がある経費なのかといった、公平性の観点から判断をいたしております。よって、本補助は大会に出場するために必要な最低限の経費を学校教育の観点から支援するものであり、こうした判断要件に基づき、試走費に対する補助を対象外としたところでございます。

次に、どの部活動でも大会などの前にカルチャースポーツセンターを無料で使えるように補助を行うべきではないかとのご指摘でございます。カルチャースポーツセンターは全国大会を含めた数多くの大会を誘致し、観光・文化・経済に寄与することを目的とした大規模大会を開催・誘致するためのスポーツ施設であることから、学校教育等についても減免措置を行っておりません。

一方で、カルチャースポーツセンターを除く体育施設については、部活動等で使用される際は減免措置を行っているところであり、先ほどの公平性の面からあえてカルチャースポーツセンターを使用して練習をするための支援・補助は想定をして

いないところでございます。

次に、学校教育予算の２点目、読書活動推進員についてお答えいたします。読書活動推進員の活動は、議員ご指摘のとおり、平成23年度までは６名で、小中学校合わせて26校をご担当いただいておりました。しかしながら、学校規模適正化計画の進捗による学校数の減少に伴い、現在は18校を４名で担当していただいております。なお、人員の見直しを行うに当たっては、1人当たりの担当学校数などを勘案し、読書活動の推進に支障が及ばないよう配慮するとともに、毎月行っている推進員の活動報告会による情報交換、市立図書館と連携した移動図書館車を活用しての図書の充実、地域ボランティアによる読み聞かせなど、推進員の活動をサポートしながら総合的に読書活動の推進を図っているところでございます。なお、ご質問の全校に読書活動推進員を配置した場合の経費でございますが、年間2720万円を見込んでおります。

最後に、ご質問の３点目、公民館自主講座に対する山鹿市の支援内容についてお答えいたします。山鹿市では、市民一人一人が健康で豊かな生活を営み、充実した人生を送れるよう、各種公民館講座の開催や自主講座への支援等を行っております。公民館の自主講座は、市主催講座を卒業された方などで組織・運営されており、受講生の自主性と意欲を高めるものとして、平成25年度から導入いたしております。また、市主催講座から自主講座への移行に伴い、受講生の経済的な負担が急激に増加しないよう、施設使用料につきましては平成25年度から平成28年度までの４年間支援を行ってまいりました。

次に、平成29年度の公民館自主講座への支援内容でございますが、受講生募集のチラシの作成及び講座への申し込み受け付けを社会教育課で行っております。毎年、1000名を超える申し込みがございますが、各講座ごとに出席簿を作成し、各講座の代表者に提供をいたしております。また、受講生の１年間の成果を披露する公民館自主講座発表会「市民のつどい」を、本年は平成30年２月に開催予定でございます。この会場使用料や会場の設営、当日の会場運営に係る職員の配置などで支援を行っているところでございます。今後とも公民館自主講座の安定した運営のため、きめ細やかな支援を行ってまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

県中学校駅伝や中体連、さらに九州大会、全国大会などに11月末までに総額667

万円の補助が行われているとのことでした。そして、中学校の部活動遠征費については、大会規則で求められているか、必要な経費であるかなどの公平性の面から最低限の経費を補助することにしたと述べられました。

しかし、平成27年度までは必要経費と、駅伝の試走代は認めていたこともあったということでしたが、今回は補助がありませんでした。私は駅伝の試走費を捻出するために大変苦労してあると聞き、学校を訪問してみました。Ａ中学校では、５年ぶりに駅伝に出場することになって喜んだ。ところが、出ていたはずの試走費補助がなかったので慌ててしまった。保護者の皆さんに負担をさせるわけにはいかないので、職員にカンパをお願いした。Ｂ中学校では、昨年から試走費捻出に苦労し、地域で資源回収を取り組むことにした。ところが、地域では子供会や老人会もそれぞれ活動費をつくるため資源回収を行っているので、しないでくれと反対されてしまった。そこをお便りなども出し説明して、何とかお願いしてその費用をつくったと話されました。

お手元に配付しております資料２をごらんになってください。これは鹿本中学校の学校お便りなんですが、真ん中の欄に括弧で囲まれた部分があります。これは試走費の貸し切りバス代約10万円、資源回収の会計の中から支出したと述べられているものです。協賛金の使途報告ということで、これ以外にも学校の保護者の皆さんから、職員の皆さんから、地域の方から協賛金も集めていらっしゃいます。その額30万円、そして試走代などの約16万円、それをその中から活用して試走の部分は貸し切りバス代として資源回収の費用をそこに流用した。また、それ以外のカンパ、協賛金などの残りは学校のほかの部活動に均等に配分するということが述べてあります。

さて、地域の皆さんの協力があってこそ、学校の生徒たちの好成績、それは保護者の皆さんだけでなく、地域の皆さんにも学校便りを配ってお知らせをしてあるそうです。山鹿の子供たちが部活などでしっかり練習を積み重ね、思う存分に力を発揮してくれることは、山鹿市民も応援し、また誇りに思うのではないでしょうか。

そこで、長年、体育の教師として子供たちを指導されてきた教育長にお尋ねをします。駅伝の試走は必要なものでしょうか。行わない学校もあるのでしょうか。同様に、部活の大会前には施設の整った会場で練習することは、選手たちにとっては大事なことではないでしょうか。費用捻出に学校が頭を悩ませるのではなく、会場が使用できないでしょうか。カルチャースポーツセンターを使用するのは山鹿中学校では、本年10月までで、バレー、バスケ合わせて６回だったわけです。年間分を合わせてもわずかな回数です。その場合は費用補助を行うことはできないのですか。

さて、読書推進員を18全校に配置した場合は、年間2720万円とのことでした。全

校配置は教育基本計画に掲げている基本理念を進めることにつながるのではないでしょうか。検討できませんか。山鹿市は生涯学習だけでなく、自主講座にもチラシ配布や受け付け、取りまとめ、また発表会などの場も設けてあり、その取り組みは大いに評価されるものだと思います。そんな取り組みも加味されて、本市の太極拳人口は県下でもずば抜けて多いことから、ねんりんピック会場にもなり、全国に発信されました。年齢を知って驚くほどのしなやかさで演武をされていて驚きます。さまざまな取り組みが、山鹿は自主講座がたくさん行われていて、それらは健康増進を後押ししていると思います。ところが、講座を楽しみに参加されていた市民の方が補助がなくなったことで受講料が上がってしまい、受講者が減って頭割りで計算すると、さらに値上がりして困っている。また、高齢化社会になっていく今の時期だから、気軽に講座などに参加することが健康寿命を延ばすことになっているのではないかと、自主講座の補助を再開してほしいとの声も寄せられています。これまで市民の皆さんが役に立っていると喜ばれていたことを続けていくことはできないのでしょうか。

以上について、教育長の見解をお尋ねします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

芋生議員の質問にお答えをしていきたいと思います。

まず、県中学校駅伝の試走費補助について、お答えをいたします。駅伝大会に出場する際、大会前に実際のコースを確認のために走る試走は、コースの特徴を把握し、練習で培った力を最大限に発揮するために、大会に出場する選手にとって大変重要なことであると思っております。しかし、一方では先ほど部長が説明したとおり、中学校の部活動としてさまざまな種目のスポーツや文化活動に打ち込んでいる子供たちを公平に見る上で、補助金の交付については交付要綱に基づいた厳正な運用も必要だと考えております。

試走では、先ほど芋生議員からも言われましたとおり、主に貸し切りバス代が中心になっております。今回の駅伝大会では教育委員会としましても、スクールバスを活用するなど、最大限の支援をしてきたところでございます。幸い地域の皆様方のご協力を得て、協賛金を集めるなどしながら、選手たちを応援していただきました。こうした地域のご支援は、学校に力を与えるとともに、一生懸命何かに打ち込む生徒たちにとって、最大の励みとなり、支えになるものでございます。心から感謝を申し上げたいと思っております。

これからの部活動の活性化には、単に学校の先生方の頑張りや、行政からの支援にとどまることなく、こうした地域のお力添えをいただきながら進めていきたいと考えております。ゆえに、地域全体で学校を支えていただくことをお願いして、今後も子供たちの志を育て、生き抜く力を育むために、知恵を絞りながら支援を行っていきたいと思っております。

また、読書活動推進員、自主講座等につきましては、先ほど部長が答弁したとおりでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

今、教育長のほうから、試走は重要だが、ほかの兼ね合い、また公平にというような答弁がありました。また、地域の力を借りていくのは重要だと述べられました。しかし、私が先ほどご紹介しましたように、資源回収などを行うときに学校が地域の活動費として、子供会も老人会もやっているのだからしないでくれとお断りのことがあり、一生懸命説明をして、やっと実施させていただいたという経過もありました。そして、学校の現場で伺いますと、試走というのは大会前に必ず行うものだ、やらないところはないともおっしゃっていました。

山鹿の教育基本計画をこの間配っていただきました。これを私、読みました。ここには基本理念として、生涯学習社会を目指して限りない夢を抱き、心豊かにたくましく生きる人材の育成と書かれています。主な施策としても、全ての子供が学習や生活がしやすい環境づくりの推進、子供一人一人へのきめ細やかな支援の充実、運動部活動推進のための環境整備、公民館活動の推進、生涯学習の推進、読書活動の推進などがしっかりと掲げられています。どれもそうだそうだと市民の皆さんの声を実現しようという姿勢であると思い、確認し、私も賛同しました。ぜひこの方針で進めていただきたいのです。

公民館活動の歴史と役割についてひも解きますと、憲法第26条で全ての国民は、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する。教育基本法第12条では、１、個人の要望や社会の要請に応え、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。２、国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。社会教育法の第３条、国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところによ

り、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、全ての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、みずから実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するよう努めなければならないなどと法律で定めています。山鹿市の教育基本計画におきましても、教育に関する法律に照らしましても、まさしくこれまで山鹿市が取り組んでこられてきたことではないでしょうが。ぜひ続けて実践してください。

さて、読書活動推進員についてですが、今の体制では１人の推進員さんが４から５校を順に回って行かれています。山鹿小中学校などは規模も大きく、１日だけで対応するのは大変なことです。１日ずつ訪問していても手が回らず、雑事に追われてしまう。傷んだ本の修理や貸し出し業務がやっとになり、子供たちに接することで、読書量に換算できない質を高める働きかけまではとてもできないと推進員の方が話されていました。また、ある保護者の方は、保健室と同じように、そこに行けば推進員、司書さんがいてくれて、子供たちが出かけていれば質問などができる、そういう積み重ねや対応が大事なのではとも話されました。

今回の教育関係の要望はどれも基本計画、この中にうたわれていることです。ぜひ取り組みを検討してください。お願いいたします。その点でどうでしょうか。教育長、取り組んでいただけますでしょうか。検討してください。

続けて、地域自治振興交付金についてお尋ねいたします。

地域を活性化することは、同時に市の活性化につながります。平成27年度のＡ地区地域自治振興交付金は平成26年度よりも３万3000円減額されており、区長さんはこれまで区民の連携を密にするため取り組んできたグラウンドゴルフ大会や運動会、文化祭、どんどやなどの中から行事を減らすか、区費を上げるしかないと悩まれていました。また、老人会長さんは、子供たちと老人会とのかかわる行事にかける費用も出せなくなったと話されました。

平成27年度に行われた区長アンケートでは、区の運営費が不足して、思うような活動ができない。区の課題としては、高齢化の次は資金不足が上がっています。課題解決策は資金援助と、運営の厳しさは何人もの方がアンケートの声として上がってきています。地域活性化のために、これまで同様の行事が行えるように交付金を減らすのではなく、そのまま継続していくことを進めるべきではないでしょうか。見解を求めたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品市民部長。

［市民部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○市民部長（阿蘇品　貴司君）

芋生議員の地域自治振興交付金についてのご質問について、お答えいたします。

まず、合併後の地域の活性化や自主的な地域づくりを支援するため、平成17年度から平成20年度まで地域活動補助金を創設し、その活用を図ってまいりました。その額は年間で山鹿地域が2000万円、鹿北、菊鹿、鹿本、鹿央地域が各1000万円、計6000万円でございます。

また、平成21年度からは、自治会や地域づくり団体からの意見等を踏まえ、地域自治振興交付金に変更し、地域が活用しやすい制度とし、山鹿地域は８校区各200万円の1600万円、４地域は各900万円、合計5200万円でございます。さらに、交付金制度への変更にあわせ、新たな制度として800万円の地域づくり推進補助金を設け、総額で6000万円を合併後10年間、地域づくり活動を支援するため維持してまいりました。

この地域自治振興交付金につきましては、合併後10年目に当たる平成26年度末で失効する制度でしたが、交付金の効果等を検証した結果、自治組織の維持や地域コミュニティー活動を支援するための制度として必要と判断し、平成27年度以降も存続したところでございます

ただし、合併から10年が経過し、市としての一体化も進んだことから、制度の見直しに伴い、交付額を１校区当たり200万円とし、山鹿地域が1600万円、４地域が各600万円、総額4000万円といたしました。

各地域におきましては、少子高齢化等大変厳しい状態ではございますが、現行の地域自治振興交付金及び地域づくり推進補助金をご活用いただきたいと思っております。なお、今後のあり方につきましては、地域の皆様とよりよい地域づくりに向け協議をしてまいりたいと考えております

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

答弁によりますと、地域づくり推進補助金などに移行したり工夫をされて、地域が使いやすいようなことを努力してあるのは大変わかりました。また、今後のあり方につきましては、地域の皆様と協議してまいりたいとお答えいただきました。

続けて、国民健康保険税について質問します。私は３月から毎議会で国保税の引き下げを取り上げてきました。それは何よりも市民の皆さんの切実な願いだからです。市民の皆さんから１番多く寄せられた要望だからです。国保税は比較的所得の低い方が加入しています。また、仕事をやめて社会保険から国保に変わることが多

いものです。そこで、国保になった途端、支払いに苦労したという声はたくさん寄せられます。一度に払うのはよほど計画的にしないと払えなくなる、余りにも高過ぎるのではないかなどと言われます。やはり国保税引き下げることを検討すべきではないでしょうか。この点にのみ、お答えください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

芋生議員の一般質問、国保税の引き下げについて、お答えいたします。

現在の国保税率は、被保険者の皆様の負担が過度にならないよう、国保世帯の負担が可能であろう範囲での設定としているところでございます。また、急激な収入の減少等で国保税の支払いに支障を来している世帯には、法に基づき減免等の制度を活用していただいております。

平成30年度の国保税率につきましては、県から示される標準税率を参考に改定を行いますが、現行の保険税率よりも上昇する税率が示され、国保世帯の負担がより重くなる場合、その軽減策については十分配慮をしてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

なお、その財源につきましては、国保が保有しております財政調整基金を優先的に活用すべきものであるというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

ただいまの答弁では、個別に減免制度の活用や、制度移行に伴う重負担には国保の財政調整基金を活用するとのお答えでした。中嶋市長にも９月議会で国保の基金を優先して活用するとお答えしていただいておりました。その点はぜひお願いしたいと思います。

しかし、国保世帯の負担が可能であろう範囲で国保税率を設定しているとのことでしたが、本当に負担可能なのでしょうか。ある高齢の方がこうおっしゃっておりました。仕事をやめたが、アパートを持っているので収入もあるから安心だと思っていたが、とんでもない。国保の支払いにそっくり持っていかれてしまう。何をしているのだかわからない。また、年金があるので生活は安心だと思ったが、国保を支払うために使わずとっておかないと払えなくなってしまう。国保税は所得の低い

方だけでなく、重くのしかかり、支払いは大変苦労されているものではないでしょうか。

国保税を１世帯２万円引き下げに必要な予算は２億円です。皆さん、もう一度先ほどの財政調整基金の資料を見てください。山鹿市の財政調整基金は70億円、そのわずか３％で実現することができます。

さて、私、今回は大変盛りだくさんに市民の皆さんの要望を述べてきました。このような声、要望に応えることが住民の福祉の向上を図る自治体の１番の役割ではないのでしょうか。市長、70億円もの財政調整基金は余りにもため込み過ぎだと思います。財政調整基金の一部を市民の要求実現のために少しだけ崩して一般会計に繰り入れるべきだと思いますが、市長の見解をお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

おはようございます。

ただいまの芋生議員のご質問にお答えいたします。

ご提案の市民の負担軽減、要求実現のための取り組みにつきましては、それぞれ担当職員がお答えしたとおりでございます。私たちは市政を預かる立場として、将来世代へ負担を先送りすることなく、持続可能な行財政運営を図っていく責務を有しております。その実現のため、さまざまな改革を推進する一方で、人口減少や過疎化の進行といった本市が抱える構造的な課題にも真正面から向き合い、社会情勢・社会構造の変化により生じる新たな行政課題等を的確に把握し、市民が求めるニーズに柔軟に対応していかねばなりません。社会保障費の増加への対応や最適な社会資本の整備等を確保するためにも、市税等の減少を初めとする歳入不足等の状況に応じて、必要であれば基金の活用を含めた財源確保策を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

ただいまの市長のお答えには、基金の活用については選択や精査を踏まえ、適正な活用を図るとのことでした。しかし、皆さん、そもそもこの基金は住民の皆さんが自分の暮らしをよくしていきたいと払っている税金です。そして、単年度方式が

当たり前です。だからといって、基金を全部使ってしまえと言っているのではありません。必要な分はもちろんためておくことが必要です。その上で市民の要望を実現していってください。

中嶋市長は選挙公約で、最大の課題は予想を上回る人口減少は衝撃でいかに歯どめをかけるかだと述べられていました。私は、人づくり、教育に力を入れてきた。すぐれた地域資源と人的資源を磨き上げて、定住促進を図りたいとも述べられました。

また、第２次山鹿市総合計画では「人輝き飛躍する都市　やまが」を将来像として位置づけ、人をつくる、経済をつくる、住み続けたいまちをつくると３本柱を述べてあります。市民の声、要望を実現していくことこそ、その３本柱を進めていくこと、山鹿市の活性化を促していくことではありませんか。総合計画を進めていく上でも、ぜひ財政計画を示していってください。緊急かつ切実な要望を実現させても、山鹿市にはまだまだ十分な基金があります。ただ単に財政は厳しい、必要でためているでは、到底納得できません。市民の皆さんに納得していただけるような財政計画の検討をお願いします。

続けて、市長さんに答弁していただこうと思っていましたが、私の予定しているものがまだありますので、続けて次の質問に移らせていただきます。

市職員の長時間労働についてです。市職員の命と健康を守るという立場から、市職員の超過勤務、長時間労働について質問します。

毎年11月は過労死等防止啓発月間です。最近のマスコミでは、ＮＨＫの記者だった佐戸　未和さん、１カ月の残業が159時間を超えるという苛酷な勤務状況で、過労死と認定されました。電通の高橋まつりさんは過労死自殺、さらにことし、23歳の新国立競技場の工事現場監督は長時間労働を強いられ、過労自殺を図っています。これらは氷山の一角と言われますが、過労死という言葉は日本だけの語句で、他国にはないものだと言われています。

私が、この長時間労働を取り上げるのは、最近の山鹿市職員の皆さんにも長時間労働でこんな事例が発生しないかという不安からです。市は国からの交付税が大幅に減額される中で、職員減を余儀なくされてきました。しかし、仕事量はこれまでとほとんど変わらず、部署によっては１人の職員が２人分の仕事をしなければならず、仕事が終わらないので土日や祝祭日、休日出勤も慢性化している課があると聞いています。職員一人一人の健康を守るということは、すなわち市民への奉仕、サービスを第一と考えたとき、最も重視しなければならない問題だと考えています。

熊本県の教育委員会は、教職員の勤務実態を調査、公表して改善策を検討していますが、山鹿市職員の超過勤務の状況を知りたいと思っています。しかし、もう時

間が残りわずかとなりましたので、事前にお伺いした部分で少しお話をさせていただきたいと思います。

山鹿市は、合併当初670人いた職員さんが現在430人になって、さらには404人まで減らすとのことでした。その影響もあってか、市で出退勤時間を管理してあるところで、ことしの４月から９月まで過労死ラインと言われる80時間を超えて出退勤の時間となった方が43人。そして、最多の職員の方は１カ月140時間を超えたとのことでした。これでは大変危険な状況ではないでしょうか。

厚生労働省が2001年12月に過労死認定基準、過労死ラインを提示しています。残業が月45時間を超えると過労死の危険が徐々に強まる。月100時間、または２カ月連続80時間を超えると死に至る危険、過労死ラインになると定められています。

ぜひ山鹿市の職員もそういった状態にならないように、市長には最高責任者として市職員の労働時間、勤務時間を把握し、その管理、また調査し、その公表をお願いしたいと思います。ぜひその対応をお願いして、きょうの質問、ここで終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

答弁はよろしいですか。

○３番（芋生　よしや君）

はい。じゃあその点だけ答弁、検討していただけるかどうかだけお願いできますか。

○議長（永田　健君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの芋生議員のご質問にお答えいたします。

長時間労働の是正につきましては、官民を通じた我が国の重要課題として、働き方改革の中で最も力を入れて進められております。

本市におきましても、高度化・多様化する行政需要への対応等により、職員個々の業務量が増加する傾向にある中、職員がその能力を十分に発揮するためには、健康の保持・増進に努めることが不可欠であります。また、仕事と生活の調和を図ることが心身のリフレッシュを促進し、結果として職員の士気を高め、公務能率を向上させると認識をいたしております。

このため、職員の心身の健康を守り、職務効率の向上を図る観点から、一斉定時退庁日の推進や業務の効率化を図っているところでございます。また、職員一人一人にコスト意識を持たせ、時間外勤務に対する意識変革を進め、長時間勤務の縮減

に可能な限り努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

以上で、芋生君の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時01分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午前11時15分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、冨田　弘海君の発言を許します。冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

皆様、こんにちは。

議席番号７番、冨田　弘海です。

発言通告に従いまして、一般質問を２件、合併特例債の有効活用について、それから防犯灯、通称すずらん灯のＬＥＤ化について質問いたします。

まず、合併特例債の有効活用についてですが、合併特例債の発行については、合併後10年の平成26年までの期限が、期間延長により平成31年までと、あと２年に期限が迫っております。起債はあくまで借金であるというのは重々承知しておりますが、必要な施設を整備するに至っては、その財源として交付税の充当率など、有利であるほうを選択することが必然であります。特に合併特例債は対象事業費の95％に充当でき、さらにその元利償還金の70％が普通交付税として国から交付されるという大変有利な財源であります。

そこで、１点目として、合併後10年間における普通建設事業費の総額450億円、うち合併特例債発行上限枠248億円に対して、そのおおむね65％を目安とするとしていた合併協議時の確認事項がありましたが、５年間の期限延長を受けて、合併特例債の現在までの発行、それから今後の発行予定事業についてお伺いをいたします。

また、合併特例債は合併後の市町村が地域住民の連帯の強化、または地域振興等のために設ける基金に対する積み立てにも活用可能となっており、当初は基金の運用益を財源に充当事業を行うこととされてきたことから、基金の運用益のみを事業に充当できるとされていましたが、平成18年12月25日の総務省からの事務連絡により、基金の取り崩しについてはその取り崩しを実施する年度の前年度末までにその基金の造成のために起債した合併特例債の償還が終わった額の範囲内で可能となっ

ております。使途としては、新市町村の一体感の醸成に資するものとして、イベント開催や新しい文化の創造に関する事業の実施、民間団体への助成等が可能です。

さらに、旧市町村単位の地域の振興として、地域の行事の展開、伝統文化の伝承等に関する事業の実施、民間団体への助成、コミュニティー活動、自治会活動の助成、商店街活性化対策等にも活用可能となっております。

起債は、将来世代への負担を考慮した上で検討していくものではありますが、将来にわたって必要なもので、今必要な措置を講じなければ衰退していく可能性があるものに対しては、何らかの対策が急務であると考えます。

そこで、２点目として、合併特例債の発行期限終了後も恩恵を受けられる基金の合併特例債による積み立てについて、どのようにお考えかお尋ねします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

冨田議員の一般質問の１点目、合併特例債の発行状況、今後の活用予定について、お答えいたします。

まず、合併から平成29年度までの13年間における合併特例債の発行額につきましては、117億6570万円と見込んでおります。また、平成30年度及び平成31年度につきましては、一般廃棄物処理施設整備事業、学校規模適正化事業、カルチャースポーツセンター整備事業等への活用を予定いたしております。

今後の合併特例債の活用方針につきましては、平成26年12月に策定いたしました第２次社会資本整備計画におきまして、５年間の期限延長を含めた合併後15年間の発行上限額について165億円を基本とし、整備が必要な事業に対して活用を図る予定でございます。

続きまして、ご質問の２点目、合併特例債を活用した基金の造成について、お答えいたします。

議員ご案内のとおり、合併市町村の地域住民の連帯の強化や地域振興を図るため、合併特例法に基づき合併特例債を活用した基金を造成することができることとされております。本市の場合、最大で30億9440万円の基金造成が可能となり、その場合の合併特例債の発行額は29億3960万円となります。後年度、その発行額に償還利息を含め、公債費として償還することとなりますが、各償還年度において償還額の７割程度が地方交付税として措置されることとなります。

合併特例債を活用した基金の造成につきましては、平成31年度までという発行期限が迫ってきておりますが、今後の地域振興策のあり方、中長期の財政規律の確保、

財政健全化指標への影響等を総合的に勘案し、判断してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

ありがとうございました。

山鹿市も合併して10年が過ぎ、合併に伴って受けてきた国の特例措置がなくなり、交付税も段階的に減額するため、今後さらに厳しい財政運営となろうかと思います。しかし、それでも市民が生活していく上で最低限のことはしなければなりません。そのためには、限られた予算ではありますが、知恵を絞って必要な財源を確保することで、全市民が合併してよかったと思えるような市政運営を今後も進めていただきたいと思います。

それでは、次に防犯灯（すずらん灯）のＬＥＤ化についてですが、菊鹿地域においては昭和63年から平成元年度ごろ、当時の竹下　登内閣総理大臣が発案した、いわゆるふるさと創生１億円事業で整備されたスズランの花をモチーフにした防犯灯があります。

ご承知のとおり、菊鹿地域には国道などの主要幹線道路がなく、商工業施設も少ない上、夜間営業の施設がほとんどないため、夜間になると以前は民家の明かりだけが点在する状態で、民家のない集落間においては月明かりがなければ真っ暗闇の状態でした。しかし、すずらん灯を整備したおかげで中学校の部活動帰りはもちろんのこと、山鹿や菊池市に通学する高校などから、部活動を終えて暗くなってから自転車で帰る子供たちが明かりを頼りに安心して帰れるようになり、また集落内においては公民館での寄り合いや近所への配り物など、明かりがあることで安心・安全が確保され、すずらん灯は菊鹿地域全体を照らしながら、防犯の役目をしっかりと果たしてきたという実感がございます。

また、合併後には菊鹿地域の地名が表示されているため、とても重宝するという声も聞かれ、最近では健康志向に伴い、男女を問わず夜間のウオーキングが増加傾向にあることから、今後も防犯灯の必要性はさらに増していくものと思われます。

しかし、設置から約30年が経過しようとしており、中には照明が薄暗いものや、短い期間で電球を取りかえる必要があるものもあると聞いております。また、集落内のすずらん灯は地元で電気代を支払う必要があり、月々にしてみれば大した額でなくても、数十年にわたって支払っていくことを考えますと、高齢化に伴う人口減

少を受け、個人の負担が今後増加することが懸念されます。さらには、菊鹿地域には457基のすずらん灯が点在しており、場合によっては電球の取りかえに相当の期間を要し、その間、すずらん灯がつかず防犯の役目を果たせなくなるという懸念もあります。

そこで、すずらん灯をＬＥＤ化することで、経費的には電気料の抑制効果があり、環境側面では消費電力が少なくＣＯ$_2$削減も見込め、光漏れが少なく、光害対策、また害虫防止効果があります。

また、機能的な側面からの効果としては、一般的に１灯当たりの光源寿命が白熱電球20ワットの場合で約1000時間、蛍光灯20ワットの場合で約8000時間に対し、ＬＥＤの場合、約４万時間と言われており、ＬＥＤの寿命は長く、ランプ交換作業がなくなるといった数多くのメリットがあります。

以上のことから、防犯灯は将来世代にも安心・安全に生活していく上で必要不可欠なものであり、防犯灯のＬＥＤ化について、市長はどのようにお考えかをお尋ねしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの冨田議員の２点目のご質問、防犯灯のＬＥＤ化について、お答えいたします。

防犯灯の重要性につきましては、今さら申し上げるまでもないところですが、地域の安心・安全な暮らしに欠かせない重要な社会インフラの１つであると考えております。

議員ご指摘のすずらん灯につきましては、設置後30年が経過し、老朽化による取りかえが必要となっていること、また少子高齢化と過疎化の進行により、防犯灯の電気代の負担も年々重くなっていくと見込まれることから、電気代の安いＬＥＤへ随時更新してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

以上で、冨田君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、池田　誠一君の発言を許します。池田君。

［16番　池田　誠一君　登壇］

○16番（池田　誠一君）

皆さん、こんにちは。

議席番号16番、池田でございます。

通告に従いまして、一般質問を３点ほどさせていただきたいというふうに思います。

まずは、第１問に上げております超高齢化社会を迎えるに当たり、その受け皿的な対策についてということでございますが、まずは現時点において、当山鹿市管内でどれぐらいの方々が、また75歳以上、そしてまた65歳以上、通常言われております高齢者と言われる方たちの数が、今どれだけおられるのか把握しておられるならばお示しいただきたいというふうに思います。

続きまして、その高齢化率と、それから今管内に６カ所ほどございますけども、特別養護老人ホーム、すなわち特養施設でございますが、その利用状況といいますか、多分申し込まれて、今待機されている方が随分いらっしゃるかと思いますが、その待機者数がわかればお示しをいただきたいというふうに思います。

以上、１回目の質問を終わります。一問一答で質問させていただきますので、よろしくご答弁のほうをお願い申し上げます。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。野田福祉部次長。

［福祉部次長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部次長（野田　勝年君）

池田議員の一般質問について、お答えいたします。

平成29年10月末現在、本市の人口は５万3105人、65歳以上の高齢者は１万8741人で、高齢化率は35.3％となっております。うち75歳以上の方は１万462人で、65歳以上の高齢者に占める割合は55.8％です。高齢化率は、全国や熊本県を上回っている状況でございます。また、高齢者の人口につきましては今後増加していきますが、平成32年をピークに、それ以降は減少していくものと予想いたしております。

次に、特別養護老人ホーム６施設の入所申込者の状況について申し上げます。平成29年７月１日現在の申込者数は、複数の施設に入所申し込みをされている重複者を除いて416人となっております。

申込者の主な内訳といたしましては、在宅で訪問系や通所系サービスを利用されている方が106人、医療機関に入院中の方が139人、老人保健施設入所中の方が111人などでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

池田君。

［16番　池田　誠一君　登壇］

○16番（池田　誠一君）

２回目の質問をさせていただきます。

まず、この件をどうしてこの質問に当たったかということから説明をさせていただきたいと思いますが、通常、2025年問題ということをお聞きになった方もいらっしゃるかと思いますが、団塊の世代と言われている方たちが2025年を迎えるに当たり、その団塊の世代の方たちが75歳と言われている、通常、後期高齢を迎えるということになるわけです。そういったときに、現在ですら、今ご答弁ありましたように、416人の希望者がある、待機されておられるという状況下の中で、こういう今最も本市においても多い、この団塊の世代の方たちがそれを迎えるに当たったときに、幾らの方たちがこの待機になるだろうかということを思ったときに、本当にこの６施設で足りるのかという質問をさせていただいたわけです。確かに施設の増加につきましては、県なり、国なりの許可が必要ではございますけども、日本全国こういった問題点は起こるわけでございますので、当市だけがどうのこうのというわけじゃございませんが、しかしながら山鹿市においても400名以上の方がまだ待機を望んでいる。そしてまた、入所を望んでおられるということを鑑みましたときに、本当にこれでいいのか。よく私たちにも、こういった施設を利用せざるを得ないような家庭からのご相談があります。そして、運がよく入所されたときには、こう言って喜ばれます。「本当に入所することができてよかった。安心しました。これで私たちもつつがなく通常の生活が営まれます。」確かにそうだと思います。

こういった介護を今、国も県も市も在宅ということで一概に総じて、その方向性を見出そうとしておりますけども、本当にこれで足りるんでしょうか。実際そういった問題に携わっている方々から聞きますと、今までの生活を根底から見直さざるを得ないような状況下におかれるわけです。いまだもって、その問題視されております高齢者の方が高齢者を見る、面倒を見る、介護を見る、そしてまた認知症の方がまた認知症を見る、通常、老々介護であったり、認々介護であったり、そういった方々が今当市でも結構数多くおられると思うんです。これがより多くの方々がそういったのを迎えたときに、本当に安心してこの山鹿市の中で生活していけるか、それを本当に疑問視せざるを得ないということなんです。

ですので、この状況下の中でこの入所者に対する施設の方針がどのような形でその入所を、この市の方針としてこれから先しようとされているのか、そしてまた県と国のその整合性を持って、これから先のそういった待機者の方たちに対することをどのような形で対処しようとされているのか、改めてお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上、２回目の質問を終わります。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部次長。

［福祉部次長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部次長（野田　勝年君）

池田議員の２点目のご質問、入所申込者に対する市の施設整備に関する方針について、お答えいたします。

本市には、特別養護老人ホームが６カ所で定員379人、老人保健施設が３カ所で定員256人となっており、平成12年の介護保険制度開始以来、従前の市町村の措置制度から、申込者と施設との契約に基づくものとなり、入所申し込みや入所判定も施設によることとされ、現在に至っております。

本市の特別養護老人ホームの高齢者人口に占める定員の割合は2.07％で、熊本県の1.44％、全国の1.55％を上回っております。特別養護老人ホームの施設整備につきましては、平成21年度に20床の増床があって以来、事業所からの定員の増員や新たな施設建設の要望はあっておりません。

また、本市の介護保険事業計画において、特別養護老人ホームの施設整備は計画いたしておりません。国や熊本県においては、在宅で通所や訪問サービスを組み合わせながら利用できる地域密着型の施設整備を圏域ごとに進めることとしており、本市においてもそれに沿って施設整備を進めております。

現在、小規模多機能型居宅介護支援事業所が11カ所、入所型の認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームが９カ所で、定員90人がございます。そのほかにも訪問系や通所系のサービス事業所があり、さまざまな在宅サービスを利用することができます。

在宅での生活が困難な方につきましては、有料老人ホーム８カ所で定員120人程度、サービスつき高齢者住宅３カ所で定員54人の整備もなされ、住まいを確保しつつ介護サービスを利用することもできます。

また、経済的に困窮されている場合は、軽費老人ホーム１カ所で定員50人や、養護老人ホーム２カ所で定員100人がございます。養護老人ホームにつきましては、要介護度が高くなっても入所が継続できるよう特定施設化を検討してまいります。

ただいま介護の必要な高齢者の多様な受け皿施設の状況をご説明申し上げました。特にご指摘いただきました特別養護老人ホームの入所に当たりましては、事業所において緊急性の高い申込者を優先するなど、十分な配慮をされております。

今後、高齢化社会に対応した施設整備について、申込者の置かれた具体的な状況の把握に努め、事業所とさらに連携を深めながら、適時かつ適切に判断してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

池田君。

［16番　池田　誠一君　登壇］

○16番（池田　誠一君）

ご答弁いただきまして、ありがとうございます。

今、本当に野田次長につきましては、的確な答弁いただいたというふうに思っております。当市が他市に比べても、その入所に向かっての、そういった課題を抱えている高齢者の方たちについての受け皿というものが、より多くの方々を受けられるような対策をとっておられるというのを改めて認識したところでもございますが、強いて言えば、より一層のご努力をお願いを申し上げたいなと。そしてまた、そういったその介護難民と言われているような方々が、できる限り少なめになるようにご努力を重ねてお願いを申し上げたいというふうにも思います。

以上で、１点目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、これは経済のほうでございますけども、農業に関して質問をさせていただきます。

この件につきましては、国の施策として平成30年度より昭和46年度から実施を行ってまいりました米余りの対策といたしまして、生産調整、すなわち減反政策が46年にわたりとり行われてきたところでもございますけども、これが新たに平成30年度からこれを撤廃をし、多くの今まで半強制的な部分で減反政策を行われてきた部分を、個人の利用度によって、極端に言えば全部米作をつくっても構わないよというような方策に転換されたというふうに認識をしております。

そういった中で、当市といたしましてどのような形でこの対策に対して、この施策に対して当市は考えておられるのか。そしてまた、それを認知されようとされているのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

池田議員の一般質問、平成30年度より米作の生産調整廃止に伴う今後の米作対策について、お答えをいたします。

ご質問の１点目、現時点で主として把握している米政策の見直し内容につきましては、国は本年度までで生産数量目標の配分及び米の直接支払交付金を取りやめ、平成30年度からは需要に応じた生産を推進する目的で、きめ細かな需給価格情報、

販売進捗、在庫情報の提供を行うこととしております。

このことを受けまして、47都道府県のうち、東京都、大阪府を除く45道府県において、生産過剰による米価下落を避けるため、従来と同様の生産目安が設定される予定で、そのうち40道県は地域別の生産目安を示す予定となっております。このことは議員からもございましたが、昭和46年から米価の安定や米需給の均衡を図る目的で行われてきた減反政策からの大きな転換であるというふうに考えております。

次に、２点目の米作拡大の対応及び中山間米作拡大の対応につきましては、熊本県におきましては地域が策定する水田フル活用ビジョンに示す主食用米の作付計画値を基本に、市町村に対し主食用米の生産目安を提示する予定のため、山鹿市においても従来どおり、生産者、ＪＡなどの農業団体及び市などで構成される山鹿市農業再生協議会において、生産目安を農業者へ提示したいというふうに考えております。

ただ、生産・販売につきましては、あくまでも生産者や出荷団体等が決定することとなっておりますので、本市において主食用米の作付面積がどのようになるかは現時点では不透明な部分もございます。今後、生産目安を示し、作付実施計画書が提出される中で、作付見込みが把握できるものと思われますが、生産が過剰に行われた場合、結果として米価の下落を招き、所得の低下につながることが懸念されますので、市再生協議会として今後の米政策の方針を確認し、状況等を農家の方々にご説明することで、できるだけ生産目安に近づけるよう努めてまいりたいというふうに思います。

以上、ご答弁を申し上げます。

○議長（永田　健君）

池田君。

［16番　池田　誠一君　登壇］

○16番（池田　誠一君）

ただいま答弁をいただきました。

当市といたしましても、本当にこの施策に対して対策を練っておられるなということでございますし、また米の価格の崩壊につながらないような形の中で、今までと同じような形で減反政策を進めてまいるというふうな答弁であったかなというふうに思っておりますが、しかしながら、当市においては中山間地といいますか、平たん地ではない、本当にほかの生産部分をできないような圃場が多々あるのも事実だろうというふうに考えております。

例えばＷＣＳの転作作物であったり、または飼料稲であったり、そういったところはどうしても平たん地の普通作にかわる、そして水田にかわるような形で今実施

されておりますけども、なかなかその中山間地域においてはそういったのも見込めないような状況下にあろうと思います。

しかしながら、今まではそういった地域であろうとも、減反政策によって米をつくれないような状況下にあったのも事実であります。そういった中で、この中山間地域におけるような形の方々が多分こういった今回の施策によって、全ての水田等に米作をつくられるような形になろうかと思います。これはこれで本当にすばらしいものだろうという、当地において、中山間地を有するような地域においては、これは本当にありがたい転機であろうというふうに考えておりますが、しかしながら、そのことによって今までの減反の部分というものが少なくならざるを得ないかなというふうに思っておりますが、この件に対しまして、当市としてはどのようなお考えを持っておられるのかお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

池田議員の２回目の質問にお答えいたします。

中山間地域においてのお尋ねでございます。先ほど申しましたように、そういう撤廃され、数量の調整も市としては必要になってまいりますけども、中山間地におきましては、棚田米等おいしい米も生産されていることから、今まで転作対象となっていた条件不利地も今後、主食用米を作付することにより、水田の有効利用ができ、耕作放棄地の発生防止にもつながるものと考えますので、今後、市再生協議会において十分その辺は協議してまいりたいというふうに考えます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

池田君。

［16番　池田　誠一君　登壇］

○16番（池田　誠一君）

３回目の質問をさせていただきます。

今、それぞれの施策についてはご答弁いただいたわけでございますけども、これから先、今後の当市としての事務的な流れというものはどのようにお考えになっているのか、またこれ以上、これから先といいますか、今後、芹川議員のほうで具体的な内容的には質問されるようでございますので、私はこれでとめたいと思いますが、よろしくご答弁のほどをお願い申し上げたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

池田議員の３回目のご質問にお答えいたします。

今後の事務的な流れというご質問でございます。主食用米以外の麦や大豆、ＷＣＳ用稲などの転作作物に対しての水田利活用交付金については、本年度と同様に水田台帳の確認や作付実施計画書の提出、交付申請等を行い、転作作物の作付状況等の現地確認など、従来どおりのスケジュール及び体制で実施してまいりたいというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

池田君。

［16番　池田　誠一君　登壇］

○16番（池田　誠一君）

ありがとうございました。

当市が米作等においても、この農業市山鹿というものをブランドとしてより確立できますように、これから先のより一層のご努力をお願い申し上げたいなというふうに思っております。

それでは、３点目の教育行政についてを質問させていただきます。

まず１点目でございますが、学校規模適正化事業について、特に私の出身校でもございます八幡小に対しまして、平小城小、三岳小、３校の合併を平成31年度４月開校に向かって、まずはされるということでございましたけども、どのようになっているのか、その進捗状況についてまずはお示しをいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

池田議員の一般質問、八幡小・平小城小・三岳小の再編計画に係る進捗状況について、お答えいたします。

３小学校の再編計画につきましては、山鹿市立小中学校規模適正化基本計画（第２次計画）に基づき、各校区のＰＴＡや地域、保育園の保護者の方々などへの説明会、意見の聴取を行い、鋭意その周知・理解に努めてきたところでございます。

ご承知のとおり、これまでの地域の一部においては十分な理解が得られずにいた

ところでございますが、その後、地域の区長会等で時間をいただき、再度の説明や意見交換を行い、最終的には各校区とも子供のことが最優先との思いから、再編についてご理解をいただいたところでございます。

そこで、八幡・平小城・三岳３校区の枠組みで正式に全体協議を進めるため、去る10月31日に各校区の地域代表、小学校と保育園の保護者代表及び小中学校の代表で構成される八幡小・平小城小・三岳小統合準備委員会を開催し、再編計画について協議をしていただいたところでございます。その結果、統合校につきましては、計画のとおり、八幡小学校の位置に設置することが確認されました。また、開校目標につきましては、今後想定される施設整備や開校に向けた具体的な事項を協議する期間等を考慮いたしますと、これまでの平成31年４月という目標年度が物理的に厳しい状況であるため、再度、目標年度を定めることとし、構造耐力度調査等による施設の整備手法の調査を行い、整備期間が明確になるまで開校時期は当面延期することが確認されました。さらに、関係区域の皆様には、準備委員会だよりを発行し、協議結果の周知に努めているところでございます。

計画のおくれによりご迷惑をおかけすることになりますが、児童のよりよい教育環境と教育の質の充実を目指し、今後とも関係者のご理解をいただきながら、着実に事業を推進してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

池田君。

［16番　池田　誠一君　登壇］

○16番（池田　誠一君）

２回目の質問をさせていただきます。

まずは、先ほどちょっとお触れになりましたけども、平小城小、三岳小、そして八幡小、この３小統合につきまして、先ほどからちょっと説明ありました、地域のご理解をいただけない部分が若干あったということでございますが、そのご理解を何とかなくす方向で、何回も何回も協議を重ね、そしてまた説明なさったことに対して、そしてまたある程度の同意、コンセンサスが得られたということに対しまして、当局に対しまして心からお礼を申し上げたいというふうに思います。本当にありがとうございました。

それから、この件につきまして、確かに早い統合が望まれるわけでございますけども、これから先、いろんな形の中で諸問題が山積してくるものと思っております。それを受けまして、これまで統合されました今までの経過の中の学校、すなわち山鹿小と川辺小との統合、そしてまた鹿北地域の３小学校の統合、そしてまた既に開

校しておりますけども、菊鹿小学校の統合、３小学校の中でこの合意を得られた後の、そしてまた開校までの時間的なタイムスケジュールというものはどのようになっていたのか、その辺のところもお聞かせいただければ、大体のこれから先のこの八幡小・平小城小・三岳小の開校に向かってのある程度の地域の方々にとっても目安がつくものと思いますので、そういった経緯があったならばお示しをいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それからまた、この統合に関連しますけども、この平小城小・三岳小から直接上がっております鶴城中学校、これとまた山鹿中学校の統合も第２次計画の中で示されておったというふうに思っております。その辺のところもあわせて、山鹿中、鶴城中の統合問題につきましても、ご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

池田議員の２回目のご質問、まず先ほどのご質問の１点目の合意を得た後の開校までの期間について、お答えをいたします。

これまでの統合校の事例といたしましては、山鹿小学校、鹿北小学校、菊鹿小学校、めのだけ小学校の４校で再編整備を行ってきたところでございます。合意を得た後は、開校に向けてソフト面では校名や校歌、校章の制定及び遠距離通学対策の協議などを進めてまいります。また、ハード面での校舎等の施設整備につきましては、一概には申し上げられませんが、先行事例で勘案いたしますと、標準的におおよそ３年から４年ほど要するものと考えております。

次に、２点目の鶴城中学校と山鹿中学校の再編計画の経過について、お答え申し上げます。鶴城中学校と山鹿中学校の再編につきましては、統合校の位置を山鹿中学校とし、平成31年４月に鶴城中を山鹿中に編入するものとして、今年３月、鶴城中・山鹿中統合準備委員会において、再編計画についての合意をいただいたところでございます。その後、６月に各校区の代表者で構成される開校に向けた準備委員会を設置し、その中に専門部会を設け、遠距離通学対策に係るスクールバスの運行計画、各種行事や部活動の交流事業等の協議を順次進めているところでございます。

今後も地域の情報提供を行いながら、慎重に協議を進め、平成31年４月の円滑な統合に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

池田君。

［16番　池田　誠一君　登壇］

○16番（池田　誠一君）

今、教育部長より答弁いただきまして、ありがとうございます。

３、４年をめどということでございますので、その間に向かって、本当にこの八幡小学校に平小城小、三岳小の子たちが来てよかったなと、そしてまたここに住んでよかったなと、そして自分たちの母校として、将来ここを巣立っていく子供たちがこの山鹿に住んでよかったなと思えるような学校づくりを、ぜひとも目指していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、３点目でございます。教育行政の２点目でございます、放課後児童健全育成事業について、お尋ねをいたします。

この件に関しましては、まず今現時点において、通常、放課後クラブと申し上げますけども、そういった子たちが今、現存の小学校の中でどれくらいの子たちが、この放課後児童クラブを利用しているのか、そしてまた、その施策といいますか、そういった教育的な部分はどのように考えておられるのか、お聞かせをいただきたいというふうにも思います。まずは、数をお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

池田議員の一般質問、教育行政についての２点目、放課後児童健全育成事業に係る利用児童数について、お答えいたします。

議員ご質問の通称放課後児童クラブの利用児童数は、平成29年12月現在、16クラブで603名です。保護者の共働き家庭の増加や、６年生まで利用できるようになったことに伴い、５年前の平成24年度と比較し、クラブ数で２、児童数で161名の増加となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

池田君。

［16番　池田　誠一君　登壇］

○16番（池田　誠一君）

ありがとうございます。

この放課後児童クラブについて、その質問に立ったわけといいますか、そういうのはなぜかと申し上げますと、実は絶対数な児童数、または子供の少子化によって

少なくなっているのは事実であろうと思いますけども、先ほどご答弁いただきましたように、この放課後児童クラブを利用する児童たちは、逆にふえている状況下にあるわけでございます。そういった中で、通常の学校にも言えることなんですけども、こういう子供たちが少ないにもかかわらず、特別な支援を要するような子供たちもまた逆にふえているのも事実であります。

そういった中で、学校のほうではサポートティーチャーであったり、または通級教育であったり、そういった形でサポート的な部分は十分になされている部分がございますけども、この放課後児童クラブに入校する子供たちの中にも、当然その通常の小学校に入学しながら、特別支援を受ける子たちが希望されるわけです。

そういった中で、この放課後児童クラブに要する指導員といいますか、支援員といいますか、そういった方たちが十分にそれにケアできているかと言えば、そうじゃない部分がありはしないかなというふうに思います。

そういった中で、そういったその特別支援を要するような子供たちは、先生方１人が通常ですと15人ぐらいを相手にできるわけでございますけども、やはりそういった障害を持った子供たちに対しては３人ぐらいしか見れないとなりますと、通常の枠の支援員さんがおられたとしても、通常の子供たちを見る部分がおろそかになってしまう、そのような懸念を申されます。

そういった中で、この放課後児童クラブにおける支援員さんたち、そしてまた、当市としての考え方、この放課後児童クラブに対する特別支援を要する子供たちに対する支援をどのように、これから先、行っていこうとされるのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

池田議員の一般質問、放課後児童健全育成事業についての２回目、特別な支援を要する児童の受け入れについて、お答えいたします。

特別な支援を要する児童の、通称放課後児童クラブへの受け入れにつきましては、その児童の特性や必要な支援の内容が一人一人異なるため、支援を行う放課後児童支援員に対して求められるスキルや、人数は適切に確保できるか、またその児童にとって放課後児童クラブでの受け入れが適切か、あるいはほかの専門施設での受け入れが適切かといった判断も必要でございます。さらに、その一人一人の特性や、必要な支援の内容に合わせて、安全に児童を受け入れることのできる施設や設備が整っているか、こういったさまざまな要件を総合的に検討して、児童の受け入れを

判断しているところでございます。こうした判断を行った上で、平成29年12月現在、全16クラブ中13クラブで特別な支援を要する児童を計36名受け入れているところでございます。

一方で、特別な支援を要する児童は増加傾向にあることから、さらなる支援員の質の向上や人数の確保を図っているところです。具体的には、平成31年度までに全クラブの支援員を熊本県が実施いたします放課後児童支援員認定資格研修を受講させ、放課後児童支援員有資格者に順次移行してまいりたいと考えます。また、山鹿市独自の取り組みとして、鹿本地域療育センターの協力を得て、特別な支援を要する児童への対応について、支援員のスキルアップを図っているところでございます。

一方、人数の確保として、これまで特別な支援を要する児童５名に対して１人の支援員を加配していたものを、国の制度改正により、平成30年度からは児童３名に１人加配することといたしております。

さらに、障害児通所支援事業所等の関係機関との連携強化や、国の放課後児童クラブ障害児受入促進事業等を活用した放課後児童クラブ施設の整備など、必要な措置を講じながら、より適切な環境で１人でも多くの特別な支援を要する児童を受け入れることができるよう取り組んでまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

池田君。

［16番　池田　誠一君　登壇］

○16番（池田　誠一君）

答弁をいただきまして、ありがとうございます。

この放課後児童クラブ、来年度と申しますか、平成31年度から体育に対する体育のクラブが社会体育課のほうへ移行せざるを得ないというような環境にならざるを得ません。県からの使命ということで、そうせざるを得ないという状況下の中で、今までは体育部活動をすることによって放課後、その部活動に専念し、保護者なり、また子供たちを迎えに行くことができたわけでございますけども、そういった４年、５年、６年生の部活動従事者が、当然その社会体育のほうへ移行できる子はそちらのほうに移行するでしょうけども、できない子たちがどうしても浮いてしまうといいますか、そういう子たちが当然その放課後児童クラブのほうに移行を希望するということはあると思います。

そういった中で、より一層のこういった放課後児童クラブの利用者数がふえていく可能性もあるという中で、当市として今、答弁いただきました３人に１人というのは、当市だけでの支援施策も講じられているということでございますので、本当

にありがたいなという気持ちもありますし、ちょっと安心したところでもございます。

ですので、こういった特別支援を要するような子供に対しても、一般の子供たちと同じように、障害であろうとなかろうと、子供は子供でございます。１人の人格を持った人間でございますので、そういった子たちがそういったマイナス的な要因にならないような形の中で、教育行政としましても温かく、その施策を講じていただければありがたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、池田君の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後１時30分から再開いたします。

午後０時11分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午後１時30分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、勢田　昭一君の発言を許します。勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

皆さん、こんにちは。

４番議員の勢田　昭一であります。

発言通告により、３つのことについて一般質問をさせていただきます。

１つ目は、公共施設の計画的な管理と老朽化対策であります。２つ目は、2020年の東京オリンピック・パラリンピック並びに2019年の女子ハンドボール世界大会について。３つ目は、児童生徒の活発なスポーツ・文化活動への支援についてであります。それぞれ一問一答でお願いを申し上げます。

では、１つ目の公共施設の計画的な管理と老朽化対策についてでございます。

ご案内のとおり、2012年12月２日、中央自動車道笹子トンネルの天井崩落事故が発生をいたしました。それをきっかけに公共施設の老朽化問題がクローズアップされております。政府は2013年にインフラ長寿命化基本計画を決定し、その後、総務省よりいろいろな調査、行動計画・推進などを地方自治体へ問いかけております。一般に公共施設といいましても、建物類、これは箱物と呼んでおります。また、道路、橋などのインフラがございます。特に今回は建物、学校あるいは住宅等、そういった箱物の公共施設の質問をさせていただきたいと存じます。

では、１回目の質問をいたします。山鹿市における公共施設の数と床面積はどれだけあるのか。また、老朽化している施設、例えば建築後30年以上経過している建物はどれくらいあるのか、以上のことをお伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

勢田議員の一般質問、公共施設の計画的な管理と老朽化対策について、お答えをいたします。

初めに、公共施設をめぐる全国的な動きから申し上げます。我が国におきましては、高度成長期と同時に集中的にインフラが整備され、全国の地方公共団体におきましても、学校や公営住宅等の公共施設、道路、下水道等のインフラ資産が整備されました。これらの多くは近い将来、更新時期を迎えることとなり、国・地方を通じて厳しい財政状況にある中、その更新費用の確保は全国的な課題となっております。

こうした中、国においては平成25年にインフラ長寿命化基本計画を策定し、戦略的な維持管理・更新等を推進することといたしました。そして、翌年には地方公共団体に対しても、各団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する公共施設等総合管理計画の策定を要請いたしました。

これを受けまして、本市におきましても平成29年３月に中長期的な視点に基づく計画的な公共施設の更新・統廃合・長寿命化等を進めるための山鹿市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の質と量の最適化を目指すことといたしております。

ご質問の本市が保有する公共施設の数と床面積につきましては、計画の基礎といたしました平成28年10月現在、棟数263棟、総延床面積約34万3000平方メートルであります。このうち建築後30年以上を経過している施設の床面積は48.4％を占めており、さらに全体の約４割が現在の耐震基準に見直される前の建物、すなわち昭和56年以前の建物でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

今の答弁をいただきましたように、山鹿市でも公共施設等の総合計画を策定されているということでございます。大変安心をしております。

また、公共施設の棟数におきましては、263棟があるということで今ご回答をいただきました。そのように市内に263棟の耐震工事の必要な箇所があるということでございます。市内の行政区が258区ありますので、各行政区に１つの公共施設があるということで算定ができるかと思います。今のは失礼しました。公共施設が263棟ということでございました。

さらに、建築後30年以上の施設が全体の４割ということで伺いました。４割もあるということは、早急にその対策が必要であると考えております。今ご答弁あったように、その維持あるいは補修も必ずかかるはずでございます。

そこで２回目の質問になります。

施設の維持補修に係る年間費用は幾らなのか。特に平成17年から平成28年まで12年間の総額、そして１年当たりの経費について伺いたいと存じます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

勢田議員の２回目のご質問、施設の維持補修に係る年間経費について、お答えをいたします。

施設等の維持補修費につきましては、平成17年度から平成28年度までの12年間で、総額27億9500万円、１年当たり約２億3300万円の経費を要しております。

なお、今後は多くの施設が耐用年数を迎え、経年劣化など老朽化の進行に対する長寿命化や予防保全への取り組みが必要となることから、維持補修費は増加するものと見込んでおります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

年間２億3300万円と経費がかかるということがわかりました。ということは、平成29年度の歳入歳出予算の総額が281億6523万1000円であります。その１％の経費が毎年かかるということが判断できるかと思います。そして、今総務部長が答えら

れましたように、それは毎年の維持修理費が年々増加するということになります。ただいま約１％ということで上げましたけども、この比率につきましては他の市町村と比較をして、今後精査する必要があるかと存じます。

また、山鹿市の公共施設総合管理計画一覧表では、総人口の見通しは次のようになっております。2016年の総人口が５万3697人、2040年の総人口が３万9000人、2060年の総人口が２万8000人ということで、この見通しの中でうたっておられます。そういった中で、この人口減少の中でその管理補修費の問題は大きなことが予想されます。

さて、先般、第２次の山鹿市総合管理計画では、この中の第３章、施策の柱Ⅱ、基幹施策、ページ、33ページに財務課のことが述べられております。その施策名は公有財産の有効活用でございます。内容は、公共施設等の老朽化、人口減少等に伴う利用需要の変化を踏まえ、公共施設等総合管理計画に基づく長期的視点による施設等の更新、統廃合、長寿命化を計画的に進めますとあります。

そこで、３回目の質問に移らせていただきます。今後の施設の維持・管理の適正化は進んでいるのか、そのことをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

勢田議員の３回目のご質問、今後の施設の維持管理の適正化は進んでいるのかについて、お答えをいたします。

先ほど申し上げました山鹿市公共施設等総合管理計画におきましては、施設の老朽化対策のほか、人口減少等による公共施設等の需給バランスの変化等を見越して、今後30年間における施設管理の基本的な考え方、目標、さらには類型ごとの取り組み方針等を定めております。そして、これら計画に掲げる取り組みをより実践的かつ具現化するために、一つ一つの施設について、利用の現状、具体的な方向性、めど年度、改修計画、維持・管理費用の推計等を示した個別施設計画を平成31年度をめどに策定する予定といたしております。

なお、この個別施設計画の策定、実施に当たりましては、施設管理の最適化を目指してまいりますが、施設の用途見直しや統廃合など、市民生活に大きな影響を及ぼすものであるため、取り組みの必要性を十分に市民と共有しながら推進していかなければならないものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

ぜひ個別施設の計画の策定をお願いしたいと存じます。ただ、先ほど言いました、かなりの数でございますので、それだけに要する時間はかなりかかるかと思いますけども、その点はよろしくお願いをいたします。

ご案内のように、この公共施設等の総合管理計画は、迅速で効果の高い取り組みがやはり重要でございます。そして、そのポイントは、市民・議会・庁内にわたる、やっぱり合意形成であると考えております。取り組みの各段階において、常に合意形成に気を配りながら、市民とともに着実に推進していただきたいと存じます。そういった関係で、公共施設の問題、非常に大変でございますが、ぜひともいろんな部分での策定をよろしくお願いをしておきます。

これで、１つ目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、２つ目の質問でございます。

これは先ほど言いましたように、2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催をされます。そして、2019年には女子ハンドボール世界大会が開催をされるところでございます。私にとって最近ビッグニュースというのがございました。それは11月24日、アメリカ・ラスベガスで開催をされました世界ボーリング選手権大会2017でございます。ご案内のとおり、山鹿市出身の今井　双葉さんが女子個人で優勝され、金メダルに輝かれたことでございます。この山鹿の地から世界一のアスリートの誕生でございます。また、このニュースは本庁舎の横断幕に掲げたと、本日の熊日新聞にも掲載をされております。そういった部分で、非常にビッグニュースで喜んでいるところでございます。

では、１回目の質問をさせていただきます。

ご案内のとおり、2020年は東京オリンピック・パラリンピックが開催をされます。この前のオリンピック、東京オリンピックは1964年でございます。昭和39年、ですからそれから56年ぶりの大会ということになります。

私は、当時小学校の５年生でございました。テレビで視聴したことをしっかり覚えております。また、それと同時に、カラーテレビが普及したときでもございました。この東京オリンピック大会で日本の選手の皆さんが大活躍したことが印象に残っております。それから56年がたっております。

そこで、本市出身のオリンピック・パラリンピックの大会において、どのような

選手が出場をされ、種目、そして成績などを伺いたいと存じます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

勢田議員の一般質問、本市出身の選手の数とお名前について、オリンピック・パラリンピック出場者をお答えいたします。

お一人目は、山鹿市石出身の戸上　研之選手です。1936年第11回ベルリン大会へ、陸上競技走り幅跳びに出場されました。

お二人目は、菊鹿町出身の青木　行義選手です。1952年第15回ヘルシンキ大会、水泳競技1500メートル自由形、1956年第16回メルボルン大会に同じ種目で、２回連続出場され、メルボルン大会では７位の成績をおさめられました。

３人目は、同じく菊鹿町出身の青木　まゆみ選手です。1972年第20回ミュンヘン大会に、水泳競技100メートルと200メートルバタフライ、400メートルメドレーリレーに出場され、100メートルバタフライ優勝、200メートルバタフライ８位、400メートルメドレーリレー６位と、優秀な成績をおさめられました。

４人目は、鍋田出身の生長　奈緒美選手、旧姓小井手様です。生長選手は視覚に障害をお持ちで、パラリンピックの選手として2008年第29回北京大会、2012年第30回ロンドン大会、2016年第31回リオデジャネイロ大会と、３回連続出場をされました。北京大会では50メートル自由形５位、ロンドン大会では50メートル自由形８位、100メートル自由形８位、400メートル自由形６位の成績をおさめられました。

オリンピック・パラリンピックに出場した山鹿市出身の選手は、以上の４名でございます。

なお、山鹿市出身ではございませんが、1976年第21回モントリオール大会のハンドボール競技に、当時の立石電機、現在のオムロンハンドボール部から５名が出場し、５位の成績をおさめましたことを申し添えます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。それぞれの大会ごとに成績等も調べていただきまして、心から感謝を申し上げます。

今ありましたように、４名の方と１チームのすばらしい選手の皆さんがおられることに感激をしております。そして、そのすばらしい選手の皆さんが、本山鹿市から出ておられることに敬意を表します。また、オリンピック・パラリンピックの意義や、そのすばらしい大会で優秀な成績をおさめられることを、市民の皆さんとともに認知すべきであると考えております。

先ほどご説明もありましたように、1972年のミュンヘンオリンピックの水泳100メートルバタフライの金メダリストの青木　まゆみさんは、私の稲郷中学校の同級生でもあります。そういった部分でも、ぜひ山鹿の誇りであるこのオリンピック・パラリンピックに出られた選手の皆さんを、それぞれがよく認識をして、今後の活動に取り組んでいきたいと考えております。

そこで、２回目の質問になります。

この2020年の大会に向けて、郷土の誇りである選手の皆さんの貴重な資料、あるいはメダルなどの保管状況、展示などの計画はしておられるのか。そしてまた、２年後に迫りました2019年女子ハンドボール世界選手権大会についても同じようにお伺いをさせていただきます。

以上でございます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

勢田議員の一般質問、２回目の選手の貴重な資料の保管と展示コーナーの設置について、お答えいたします。

現在、山鹿市総合体育館に青木　まゆみ選手の着用したオリンピック選手団ユニホームのブレザーを、また写真、紹介パネル、一方、菊鹿市民センターには金メダル獲得をたたえたトロフィーや盾を展示しております。

また、今年６月24・25日の両日に、市総合体育館で開催されました山鹿市中体連の開会式では、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの大会旗を紹介し、パネルとあわせて展示を行っております。

一方、ハンドボール競技関連では、1997年に開催されました男子世界ハンドボール選手権大会の開催記念レプリカやポスター、２年前に強化合宿で山鹿市を訪れた女子ハンドボール日本代表メンバーのサイン、2019年大会のパネルやポスター、のぼり旗などを総合体育館に展示しております。

なお、世界ハンドの実行委員会では、2019年の女子ハンドボール世界選手権大会開幕２年前となる本年11月30日から、県庁を皮切りに、「熊本ハンドボールのあゆ

み」パネル展を県内で巡回させており、２月９日から２月18日の10日間、山鹿市総合体育館でも展示される予定です。

今後は、市役所や市民交流センターのロビーへ、歴代のオリンピック選手の資料や写真、大会ポスターやパネル、のぼり旗などを展示し、さらに多くの市民の方々にごらんいただき、東京オリンピック・パラリンピック、女子ハンドボール世界選手権大会の機運を高めてまいりたいと計画いたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

今後、市役所や市民交流センターのロビーで展示をされるということでお伺いをさせていただきました。よろしくお願いをいたします。

そして、この山鹿の地から、そのオリンピック・パラリンピック、そして世界ハンド、そういった機運を高めていって、すばらしい大会になることを願っております。

先ほど熊日新聞のことを述べさせていただきましたが、その中で堀田教育長は、今井さんの記事の中で、山鹿に元気を与える歴史的な快挙。多くの市民に知ってほしいということで述べておられます。

３回目の質問をさせていただきます。

このような展示計画とともに、今の子供たちに郷土が生んだすばらしい選手の皆さんからご講演などを通して啓発活動をしていただきたいと存じます。現在、山鹿の子供たちも各種大会ですばらしい成績を上げております。どうかこの子供たちがオリンピック・パラリンピック、女子ハンドボール世界選手権大会等へ出場する夢が実現化することを願っております。そういった意味で、今後の啓発活動につきまして、教育長の答弁を求めます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

勢田議員の一般質問、児童生徒への啓発活動はどう展開するのかについて、お答えをいたします。

山鹿市では、平成17年度からアスリート育成事業を行っており、市内全小学校へ

トップアスリートのオムロンハンドボール部の選手やＯＧを派遣し、スポーツの楽しさ、おもしろさを伝え、さらにはハンドボールの競技力の向上を図り、将来の日本代表選手や世界で通用する選手が誕生することを目指しております。

また、毎年、八千代座で市内６中学校の２年生を対象に、山鹿市夢プロジェクト講演会を開催し、さまざまな分野で活躍されている方を招き、講話をお願いしているところでございます。一昨年は、オムロンハンドボール部元選手の小堺　晶子さんに講話をいただき、今年度はアトランタオリンピック、シドニーオリンピック２大会連続、陸上競技１万メートルに出場されました川上　優子さんを講師として予定しています。その後は、ミュンヘンオリンピック水泳競技金メダリストの菊鹿町出身の青木　まゆみさんなど、オリンピックに関連のある方をお呼びしたいと考えているところでございます。

オリンピックやパラリンピック、女子ハンドボール世界大会といった国際的なスポーツイベントの開催は、子供たちに夢を抱かせ、将来の目標や展望を認識させる絶好の機会であると考えております。こうしたチャンスを生かすため、児童生徒への一層の啓発活動を図ってまいりたいと考えます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ご答弁、ありがとうございました。

ご案内のとおり、2019年のＮＨＫの大河ドラマ「いだてん」は、お隣の町の和水町出身の金栗先生がモデルと伺っております。そういった意味からも、この隣の町あるいは山鹿市、そういった部分でもオリンピック・パラリンピックの話題がだんだんと盛り上がってくるはずでございます。この山鹿の地からも、すばらしい選手の皆さんを輩出しているということを、もう一度再認識をしていきたいと考えております。

では、３つ目の質問に移らせていただきます。

３つ目の質問は、児童生徒の活発なスポーツ・文化活動への支援についてでございます。

２つ目の質問で答弁をいただきましたように、山鹿市からはすばらしいアスリートたちが生まれております。中嶋市長は、12月の定例議会冒頭の挨拶の中で、３点目として、児童生徒の皆さんがスポーツや文化活動で九州大会や全国大会に出場をしている。その頑張りはすばらしいものですということで述べられました。その認

識は私も同じであります。

さて、今回の議案第60号　平成29年度山鹿市一般会計補正予算の中で、学校運営費（競技出場）ということで５万円が組まれております。そういった市の努力もわかっているところでございます。そしてまた、中嶋市長はいつも言われるのは、子供は地域の宝だとよく言われております。その子供たちにもっともっと支援をお願いしたいと存じます。

そこで、１点目でございます。九州・全国大会への支援の現状と拡大について伺います。それが１点目でございます。

次に、このような活躍の陰には、日々の練習とともに、遠征もあるかと存じます。中には県外への遠征もあると聞いております。現在は保護者の車に同乗して、危険と言わざるを得ない状況でもあります。そこで、スクールバスの使用についてお伺いをしたいと考えております。

平成27年11月24日付の教育委員会規則第６号で、運行管理規則によって定められております、スクールバスの規定でございます。ただ、これからの部活動遠征についても、スクールバスの使用拡大をお願いしたいと存じます。

そこで、２点目、部活動遠征へのスクールバスの利用拡大はできないのかということであります。

１点目の九州・全国大会への支援の現状と拡大、それからスクールバスの利用拡大について、一緒にお伺いをさせていただきます。

以上でございます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

勢田議員の一般質問、児童生徒の活発なスポーツ・文化活動への支援についての１点目、九州・全国大会への支援の現状と拡大について、お答えいたします。

初めに、山鹿市立小中学校の体育活動及び文化活動遠征費補助金交付要綱に基づく、平成28年度の支援実績でございますが、小学校においては合唱コンクールやミニバスケットなど４つの九州大会、選手・引率者合わせて125人に対し、総額47万9100円を交付しております。

また、中学校においては、水泳・陸上・柔道といったスポーツ関係、合唱やマーチング大会などの文化関係を合わせて、18種目51大会、選手・引率者合わせて633人に対し、総額1004万7800円を交付しております。

中学校の部活動は、学習指導要領の中で学校教育の一環として教育課程との関連

が図られるように留意し、地域や学校の実態に応じ、地域の人々と協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携など、運営上の工夫をすることと明記されており、部活動を校務の一環として捉え、これまでもさまざまな支援を行ってきたところです。

一方で、教職員の働き方改革も含め、単に教員の努力や行政の支援だけでなく、地域の方々との連携に立った支援の必要性を感じているところでございます。議員のご質問にもありましたように、単に行政支援の拡大というよりも地域全体での支援のあり方を検討してまいりたいと考えます。

次に、２点目のご質問、部活動遠征へのスクールバス利用拡大について、お答えいたします。市が定めておりますスクールバス運行管理規則では、第５条において児童等の通学に支障がない範囲において、教育上特に必要と認められる場合は使用することができると、校外学習などへの利用を認めております。ただ、スクールバスは夏休みなどの期間中も、プール利用やサマースクールに通う児童生徒の送迎のため、ほぼ毎日運行しており、年間を通じて、登下校に利用されているのが実情でございます。

一方、お茶摘み体験や保育園との交流といった校外学習のための利用は、平成28年度が年間135件、月平均11.2件、本年度は11月末現在で126件、月平均15.8件と、利用件数が伸びているところで、この傾向は今後も続くことが予想されます。

スクールバスの通学以外での利用拡大は、議員ご提案の部活動遠征への利用も含め、児童生徒の学習機会の充実のためにも、今後も検討を行ってまいりたいと考えておりますが、まずはスクールバスの本分である児童生徒の送迎の安全性や確実性を図った上で慎重に進めてまいりたいと考えます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

ご案内のとおり、教育委員会は第３次山鹿市教育基本計画というのを発行されております。これは、平成29年度から平成33年度までの策定でございます。この中のテーマ、先般の芋生議員の質問の中でも言われておりますが、そのテーマとして、生涯学習社会を目指して、限りない夢を抱き、心豊かにたくましく生きる人材の育成と掲げておられます。どうか将来の山鹿を担う子供たちへ、さらなる支援を切にお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、勢田君の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後２時07分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後２時20分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、服部　香代君の発言を許します。服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

こんにちは。

議席番号６番、服部　香代です。発言通告に従いまして、一般質問３件、一問一答にて質問させていただきます。

公園の維持・管理等についてが１件目、２件目はＩｏＴサービス創出支援事業について、そして３件目、菊鹿ワイナリーの目指すものについて、この３件を質問させていただきます。

まず、１件目です。公園の維持・管理等について質問したいと思います。

この件につきましては、前回９月議会で芋生議員が、町なかの公園の現状等について質問されており、ご答弁をいただいているところです。私は、町なかの公園、いわゆる都市公園とあわせて、市内全ての公園、広場等についてお尋ねしていきますので、重複するところもあるかとは思いますけれども、ご答弁のほど、よろしくお願いいたします。

まず、安全確保、保守管理に関することについての質問です。

公園と言いましても、先ほど言いました都市公園、河川公園、農村公園、開発公園など、100カ所を超えるさまざまな公園があります。また、それに広場などもあります。公園の中にはブランコや滑り台、スプリング遊具、ジャングルジムなどの遊具が設置してあるところもあります。国土交通省によって遊具の安全確保に関する指針が策定された平成14年以降は、揺りかご型ブランコ、そういった利用する子供が回避できない危険性をはらむ重量が大きい可動性の遊具はほとんど撤去されているものと思われます。ジャングルジムも減少の傾向にあります。一方で、複合遊具やスプリング遊具の数は約２倍になるなど、増加傾向にあります。

そういった中で、設置状況や利用状況、管理状況によっては、壊れていて使用で

きないものもあるようですけれども、通常の点検はどのように行われているんでしょうか。設置年数は、同じ公園内でもそれぞれに違うものがあると思いますけれども、設置期間の長い短いにかかわらず、同じ水準で管理されているのかどうか。また、点検の記録などはどういうふうにされているのかをお尋ねしたいと思います。

それから、遊具の部品及び消耗部材の交換や修理、そして修理できないものについては、更新したり、場合によっては撤去することもあると思われますけれども、それはどのような判断や、どのような基準で行っておられますでしょうか。マニュアルなどを作成しておられるのかどうかもお尋ねしたいと思います。

それから、遊具だけではなくて、ベンチや柵も公園にはありますけれども、そういった点検もされているでしょうか。都市公園のみではなくて、全体的なところをお答えいただきたいと思います。

また、公園や広場は災害時の避難場所となることもあります。公園にはベンチがありますけれども、かまどベンチを設置しておくと、すぐに火が使えて調理が可能です。ブランコの枠に大型のシートをかけてテントとすることもできます。公園の街灯、公園灯はソーラー発電を備えたものにすることもできますし、またその公園灯に防犯カメラを設置することで、犯罪の抑制にもなります。すぐに新たに設置することは難しくても、今後、更新していくときには、そういった防災・防犯の視点を持った更新のお考えがあるのかもあわせてお尋ねしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。中原建設部長。

［建設部長　中原　忍君　登壇］

○建設部長（中原　忍君）

服部議員の一般質問、公園の維持・管理等について、お答えいたします。

まず、本市の公園につきましては、複数の課で維持管理を行っております。遊具やベンチなど、施設の点検等につきましては、遊具を含めた施設の点検を年１回以上実施し、安全性の確認などの状況把握に努めております。特に、都市計画課では多くの公園の維持管理に携わっておりまして、職員によるフェンス、柵などの施設全般の安全点検を年４回、遊具につきましては専門業者により、安全基準、判定基準に基づき、劣化点検を年１回実施し、その記録により、劣化や老朽化等の状況を把握しております。

ご質問の遊具や設備の更新等につきましては、点検結果をもとに劣化や老朽化している施設について、軽微な場合は修理等により、利用に支障のないよう対応を行っているところでございます。

なお、老朽化が著しく修理ができないものにつきましては、利用状況等必要性を総合的に判断し、都市公園の長寿命化計画等に基づいて、更新または撤去について対応を行っているところでございます。

次に、防災としての視点についてでございますが、公園は特に避難場所等に指定されておりませんが、災害が発生した場合の一時的な避難場所として非常に重要な役割を果たしております。万が一の災害に対する備えとして、公園施設の更新時期等にあわせ、防災用ベンチや公園灯の施設の整備も必要であると考えております。

今後も安心・安全に利用でき、市民の憩いの場、集いの場として、公園の整備、改修等に取り組んでまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

ありがとうございました。

複合遊具も含めて、木製品が使用してあることもあります、そういった遊具の中で、ベンチも含めてですけれども。木材は、防腐剤を使用して腐りやすいという点が改良されてはきていますけれども、金属やコンクリートに比べて割れや摩耗などの物理的な劣化損傷を受けやすく、耐久性が高いとは言えません。しかし、点検や整備がきちんとなされていれば、10年以上の長期にわたって利用は可能であります。設置から２年目、３年目くらいから、傷やささくれなどをペーパーがけ処理するとか、そういった軽微な手入れが必要となってきますが、それ以後は小まめに手入れをしていれば、使用期間も随分違ってくるようです。このように、設置からの年数によって、あるいは状況によっては、点検の回数をふやすなどの対応が、ひいては遊具や設備の長期間の使用を可能にするものであると思います。

ご答弁では、設置年数に限らず、同じように点検を行っているということでしたけれども、そういった点も考慮してほしいと思います。点検の不備に起因する事故が起こらないように、老朽化遊具への対応方法の明確化や安全点検体制の強化など、対策が必要です。

点検の記録は、平成26年に国交省から出されている指針で示されておりますが、遊具履歴書という、いわば遊具個々のカルテのようなものですね。これを作成しておくことが望ましいとなっていますが、これはもう必要なことだと思います。また、遊具には、何かあったときの連絡先を明記しておくことも必要ではないでしょうか。あってはなりませんけれども、万が一、事故が起きたときや、壊れていて危険だと

いち早くお知らせいただくときのためにも、ぜひお願いしたいことであります。

近い将来、子供の遊具ばかりだけではなく、大人が使用することを目的とした健康器具系の施設や、もう今既に設置してあるのかもしれませんけど、そういった遊具の設置も想定されます。これについては、先ほどの国交省の指針にも、子供の遊具の安全確保とは別の安全確保に関する考え方を示す必要があると明記されております。なかなか同じ公園の中で、子供用のと、また大人用のと、別々に設置するのは難しいかもしれませんけれども、そういったところも含めて安全管理の考え方が必要だと言っているんです。

都市公園においては、長寿命化計画があって、それにのっとった維持管理がなされています。一般公園、開発公園、農村公園などにおいても、維持管理計画をきちんと作成しておくことが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

公園の管理と言いましても、都市計画課、農業振興課、社会教育課、社会体育課、財務課、ほかにもまだあるようですけれども、多くの課で所管をされております。それが一元化できないものかと思います。公園の成り立ちの違いによるものと言ってしまえば、それまでですけれども、同じ山鹿市内の公園なんですから、安全に快適に利用できることを目的とするなら、そういった考え方もあるのではないかと思います。

公園を統括する部署の設置ができれば１番いいのでしょうけれども、人員削減の中で、人員の確保とか、仕事の内容などの調整もあるでしょうから、それがなかなか現実的でないならば、先ほど言いました維持管理計画、マニュアルのようなもの、そういったものについては公園を管理している各担当課から集まって、プロジェクトを組んで策定するというようなことはできないでしょうか。また、こういった計画がきちんと策定されていれば、学校などの遊具の管理もそれに準ずることができると思います。いずれにしても計画は必要だと思いますけれども、このことについてはどのようにお考えでしょうか。

よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中原建設部長。

［建設部長　中原　忍君　登壇］

○建設部長（中原　忍君）

服部議員の一般質問の２回目、一元的な管理体制等について、お答えいたします。

現在、都市計画課で管理しております公園の中で、都市公園につきましては、本市において策定しております長寿命化計画に基づき、公園施設の更新等を行っているところでございますが、その他の公園につきましても長寿命化計画に準じ、適宜

更新を行っております。

しかし、本市において公園として位置づけております施設につきましては、100カ所程度あり、複数の課で管理を行っているところでございます。それらの公園につきましては、一元的に管理することは有効な手段であるとは思います。しかしながら、複数の課で管理しているため、一元的な管理体制の構築につきましては、多くの課題等がありますが、公園施設点検のマニュアル及び台帳等の整備や各公園の遊具に緊急連絡先を掲示するなど、今後よりよい施設管理が行われ、安全・安心な住民サービスにつながるよう、関係各課と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

ありがとうございました。

すぐにはできないこともあるでしょうけれども、安全確保は先送りできないものです。ご答弁いただいた中にもすぐにできることがあると思いました。どうぞよろしくお願いします。

公共施設等総合管理計画の中には、先ほど勢田議員も質問されておりましたけれども、公園についての記載もございまして、公園についての今後の方針が示されております。一部の公園は譲渡あるいは地元管理という方向ですけれども、広く一般的に不特定多数の利用がある公園については、従来どおり、行政直轄型で管理していくということですので、ぜひ維持管理計画やマニュアル等を策定して、安全確保に努めてほしいと思います。

そして、その項目の１つに、住民の役割や協力なども盛り込んでいけばいいんです。しかし、それは対話の中からしか生まれませんので、そういったものを策定されるときには、ぜひ住民参加の機会を設けて取り組んでいただきたいと思います。

保護者や地域住民との連携が、そのまま協力関係になります。子供の遊び場、都市公園にとどまらず、地域の多様な空間で行われるものであり、公園の安全確保などを契機として、地域での子供の遊びの環境や総合的な安全確保に対する意識の高まりを望みまして、この質問を終わります。

では、次の質問をさせていただきます。

総務省では、自治体にもビッグデータを積極的に活用するよう提唱しています。その一つとして、ＩｏＴサービス創出支援事業の取り組みが始まっています。Ｉｏ

ＴとはInternet of Thingsの略で、あらゆるものがネットにつながる仕組みを指します。ものとネットがつながることで、ものにまつわる情報の取得やものの操作が可能になります。ＩｏＴサービス創出支援事業とは、平成28年にＩｏＴビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策のあり方について、第２次中間答申において提言されましたデータ利活用を促進するモデルを構築するとともに、必要なルールの明確化等を行うことを目的とした事業のことをいいます。何かよくわからないと言われそうですけれども、いろんな使い方があるということで、少し例を挙げてみたいと思います。

平成28年度の国の第２次補正予算で始まりました例を言いますと、防災ネットワークシステムを構築すること、それから医療・介護データを活用した介護サービスや業務支援、そして子供の運動習慣データを基盤としたスマート運動教育、地域雇用創出を実現するシェアリング農業、こういったものがあって、本当にもう多様な使い方が考えられるものであります。まさに多くの情報量、多種性、そしてリアルタイム性を持つビッグデータを活用するからこそできる仕組みです。

その中にシェアリングエコノミー型九州周遊観光サービスモデル事業というものが実証事業として始められました。これは既に九州周遊観光ではない形では、もう山口県などでは2013年ごろからもう始まっておる事業でございます。

政府もことし１月には、シェアリングエコノミー推進室を設置して、それらの取り組みを予算をつけて推進しています。この事業は、道の駅などの駐車スペースや、自治体などの遊休資産を利活用して周遊型や滞在型の観光需要の掘り起こしを図ることを目的としています。また、自然災害時には地域住民の一時避難場所としても利用が可能です。

具体的にはどういうものかといいますと、電源供給型の車泊駐車管理システムを導入するというものです。利用する希望者はインターネットで駐車スペース・利用日時を事前に予約して料金を支払うと、ＱＲコードが表示されます。それを現地で給電制御装置にかざすと、電源を利用できるという仕組みです。キャンピングカー以外でも、普通の車やレンタカーなどで、手ぶらで利用できるというのが特徴でして、アウトドア用品や電化製品のレンタルもインターネットで予約できます。車をとめて、その横のスペースにテントを張って、椅子やテーブルを置いて、そして家電製品などを使って楽しむことができる新しいアウトドアスタイルです。

山鹿市には、多くの魅力ある観光地が点在しておりますけれども、それを結ぶ公共交通機関が充実しているとは言いがたくて、やはり車での観光が最も利便性は高いように思います。来年秋には、菊鹿ワイナリーもオープンの予定ですし、回遊型の観光を考えておられるなら、こういった形の拠点の整備もできていけばと思いま

す。駐車スペースを新たにつくるのではなく、今あるところに電源システムを導入するとなると、近くに温泉施設やお店、そしてレストラン、トイレなどがある水辺プラザなどは最適ではないかなと、私は思っています。

和水町では、車泊の実証事業が道の駅で始まっていますが、水辺プラザも同じ国道325号線上にあり、菊池川流域の日本遺産をめぐる拠点ともなり得ると思います。また、利用者の価値観の違いもあって、整備する台数もそう多くないことから、ホテルや旅館などの宿泊施設の影響はないと思われます。市として、このような車泊の整備及び導入についてはどのようにお考えかをお尋ねいたします。

よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

服部議員の一般質問、ＩｏＴサービス創出支援事業について、お答えいたします。

近年は、余暇活動の増加、ライフスタイルの変化などにより、個人の価値観も多様化し、観光旅行では従来の遊覧見物、団体型から、体験、個人型へと転換が図られるなど、目的や形態の多種多様化が一層進んでいると言われております。

宿泊の形態も、ホテル・旅館、ビジネスホテル、キャンプ場などの簡易宿泊所に加え、最近では民泊やゲストハウスのほか、車泊なども注目されております。ご提案のＩｏＴサービスを利用したシェアリングエコノミー型の車泊につきましては、国の委託事業として、本年11月から近隣の和水町の道の駅を初め、長崎県の島原城など、九州の７地域において利用が開始されております。

このような状況を踏まえ、新たな宿泊の形態に取り組む上では、まず宿泊者のニーズとの合致、受け皿となる運営事業者の実態、それに地元観光事業者の理解・連携の実現性などについての確認が必要であると考えます。

このようなことから、本市における車泊システムの導入につきましては、和水町など先進事例の実証結果を参考にしつつ、ただいま申し上げました確認事項に加え、地元住民の意見や立地要件等を調査し、総合的に判断してまいりたいと考えます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

ご答弁、ありがとうございました。

今ご答弁いただきましたように、導入に当たってはさまざまな角度からの分析が必要だということは理解できます。水辺プラザには今も週末などは複数のキャンピングカーがとまっており、一部ではマナーの悪さが懸念されているところもあります。車泊のシステムを整備することによって、電源供給システムのところに当然、防犯カメラといったような監視カメラもつきますので、相乗効果としてのマナーの向上も図られるのではないかなと思います。

車泊の導入によって、交流人口の増加や滞在時間の増加が期待されます。地域経済の活性化、地域課題の解決による地域課題と地方創生の好循環を生むのではないかと考えています。ぜひこういったシステムも選択肢の１つとなりますようご検討いただきたいと思います。

では、３件目、菊鹿ワイナリーについての質問をさせていただきます。

平成28年３月議会で山鹿市総合戦略について市長に全体像をお尋ねし、その政策パッケージの１つとして、菊鹿ワイナリー構想についてもご答弁いただいております。その後の工事についての進捗状況は、たびたび執行部よりご説明いただいているところです。建物の建設など、ハード面での整備は計画どおりに進んでいるようであり、平成30年の秋には開業予定だということで、楽しみにしているところです。

では、その中の機能といいますか、ソフト面での全体のもととなる考え方はどういったものでしょうか。行政が運営する６次産業化連携推進施設ではどんなものを販売されるのか、ほかにどんな機能やどんな役割を持たせるのか。また、民間で運営される熊本ワインファーム本体はどういった内容になるのか。そういったところの説明がなされないと、どういった、どんなワイナリーになるのかがイメージできないというか、見えてきません。成功するためには、しっかりとしたコンセプトが必要です。戦略としてのターゲット、つまりどんな利用客を想定しているのか、商品のラインナップなどを含め、どんな方法で行うのか、どんな効果が得られるのかなど、ワイナリー全体のコンセプトについてお尋ねいたします。

このワイナリーは、民間で行う部分と、行政が行う部分とで分かれております。民間でできること、そして行政でできること、もしくはお互いにできないこと、それを補うところがあるので両方でやるんでしょうけれども、そのコンセプトが同じでないと、ちぐはぐな特徴のないものになってしまうと思います。利用されるお客様は、どういった方を想定してつくられているのか、客層を絞ってつくられているかは、これは大変重要なポイントです。

また、これはその方法の１つになりますけれども、平成29年４月から地方創生交付金を活用して、ＡＮＡ総合研究所に商品開発の委託をされておりますけれども、これはどういったものを想定してつくられているんでしょうか。開発商品につきま

しては、どんな種類があって、それが複数のものなのか、どこに製造を委託するのか、そのめどがついているのかもあわせてお尋ねいたします。

よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

服部議員の一般質問、菊鹿ワイナリーの施設全体のコンセプト及び商品開発の状況について、お答えいたします。

まず、菊鹿ワイナリー構想につきましては、国内外で高い評価を受ける菊鹿ワインのブランド力を生かしながら、山鹿の豊富な農産物などの地域資源を活用した６次産業化の取り組みを進めるとともに、ワイナリーという新たな観光拠点と既存の観光施設を有機的に連携させ、効果的な情報発信・誘客を進めることで、山鹿の知名度向上、交流人口の拡大を図り、ひいては農林業・観光事業者の所得向上を目指すものです。

このような目的を持つ当施設のコンセプトとしましては、美しい山並みや田園風景など菊鹿のありのままの自然の中で、菊鹿ワインや地域の上質な農産物を素材とした商品や、周囲の自然を満喫できるイベントなどを楽しめる、ここにしかない、ここでしか体験できない、非日常的な空間を創出することとしております。

次に、商品開発の状況につきましても、施設全体の目的・コンセプトを踏まえた開発・選定を進めているところでございます。具体的には、地元の農産物を生かしたスイーツやジェラート、パン、お茶などを取り扱うこととしており、これらの商品につきましては、店舗づくりの専門家の監修を受けながら選定を進め、熊本ワイン側で販売される菊鹿ワインシリーズやワイングッズなどとあわせて、上質な商品の展開を行いたいと考えております。特にスイーツについては、アジアの著名なパティシエを監修に起用し、山鹿のクリを活用した、これまでにない上質なスイーツを開発することとしており、現在、製造業者等も含めた協議を順次進めているところでございます。

引き続き、来年秋の開業に向け、施設整備、商品開発などを進めてまいりますが、このようなコンセプトに沿って、従来の物産館などとは異なる新たな魅力を提供できる施設として、例えば東京都や大阪府、福岡県など、都市圏のワイン愛好家や、東アジア地域からの外国人観光客など、従来とは異なる新たな観光客層も取り込みたいというふうに考えております。さらに、ワイナリーと豊前街道など、既存の観光施設を周遊するルート開発なども進め、開業効果の最大化を図りたいというふう

に考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

ありがとうございました。これまでにない上質なスイーツというのは大変楽しみです。

建物や中身のことも１つになったコンセプトをぶれずにしっかりと取り組んでいくことが成功の鍵だと思います。ターゲットを絞り込んでつくったはずなのに、途中で変えてしまったりすると、もう本当に特色のない施設になってしまう。そうすると、菊鹿ワイナリーのコンセプトである非日常を楽しむ空間というのが生かせず、魅力も半減するのではないかと思います。そういった意味でも、誰が、どんな経営をしていくのかが大変重要です。

山鹿市６次産業化観光連携推進施設条例が議案として提出されておりますけれども、これには指定管理者による管理が明記されております。指定管理者に行わせる場合、どんなところに重きを置いて選定されるのでしょうか。望ましい管理者とはどういうものとお考えでしょうか。指定管理者の選定について、お尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

服部議員の２回目のご質問、６次産業化観光連携推進施設の指定管理について、お答えいたします。

まず、当施設を整備する大きな目的は、先ほどご答弁いたしましたように、地域資源を活用した６次産業化の推進と、ワイナリーと既存の観光施設が連携した効果的な情報発信・誘客を図ることであります。

さらに、当施設は単に農産物を販売する施設ではなく、美しい自然に囲まれた非日常的な空間で、山鹿の農産物を活用した上質な商品を提供する施設であり、地方創生を実現するために官民協同で整備する農業と観光が連携した新たな観光拠点となるものでございます。

このような施設の性格、新たなチャレンジであることを踏まえ、その目的を効果的・効率的に達成するためには、民間のノウハウを最大限生かすことが望ましいと考えられるため、指定管理により運営することを考えております。

その上で、どのような事業者が指定管理者として望ましいかという点につきましては、次の３つを基本に考えていく必要があると考えております。

１点目は、先ほどの答弁で申し上げた菊鹿ワイナリー構想の目的や施設のコンセプトを十分に理解し運営できること。

２つ目は、菊鹿ワイナリーは山鹿市と熊本ワインファームが共同で整備を進めている施設であり、相互の施設を一体的に連携させた運営ができること。

３点目は、山鹿市の他の観光施設との周遊を促進するため、地元の宿泊業者や交通事業者などと連携し、より多くの観光客を呼び込む取り組みが進められること。

以上の３点を満たす事業者が指定管理者として望ましく、今後これらの点を勘案しながら選定を進めていく必要があるというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

ありがとうございました。

菊鹿シャルドネは、国内外からも高い評価を得ており、大変人気のあるワインです。愛好家の方々はもちろん、全国のソムリエなど、プロの方々からも同様に高い評価をいただいております。熊本ワインさんが菊鹿町の契約農家で栽培されたシャルドネだけを使ってつくられたものですけれども、今後、この菊鹿ワイナリーができましたら、ぜひここにしかないもの、ここでしか味わえないものをご提供いただきたいと思っています。また、大変人気の高いワインでありまして、日常的に入手が困難となっています。このワイナリーに来たら手に入るというようなこともあればいいなと思っています。

この事業は、地方創生の取り組みとして大きな期待を持って始まっています。地方自治体の活力の大いなる向上を目指して進めていってほしいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、服部君の一般質問は終了しました。

次の通告順により、芹川　正美君の発言を許します。芹川君。

［12番　芹川　正美君　登壇］

○12番（芹川　正美君）

本日最後になりましたけれども、今しばらく時間をいただきたいと思います。12番の芹川でございます。

１点目、一般質問、山鹿市の農業振興について、米政策についてお尋ねをしたいと思います。減反廃止に伴う現況、そして２番目の農家への周知、今後の情報発信について、そして所得補償制度について、３問一括でお願いをいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。平成29年産米の収穫も終わりまして一安心の時期でもある中、来年の営農作付が気になるところでございます。本年は飼料米への助成を初めとする水田活用直接支払交付金、ＷＣＳ稲、そして大豆等による転換によりまして、非常に食料米が不足したという感によりまして、少し高めの相場になったような感がいたします。

平成30年度より変わる米政策に不安を感じているところでございますが、農家区長さん、それから農家の方々から、不安を抱く声をよく耳にいたします。米交付金廃止の流れ、実績等についてお知らせをいただきたいと思います。まだ、国会の中でも農業予算の獲得、あるいは譲り合いなどがあっている最中でございますので、総合的な答えは出ないかもしれませんけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

特に今回、本年度で終わる減反政策の廃止は、今後、農政への不安、そして今後、本市の農業への影響、地域の課題になると思われます。ＪＡ全中は10アール当たり7500円の直接支払いがなくなるかわりに、その財源を生かして水田農業政策の充実の強化を支援するようになっております。先日も米の全国生産調整対話集会に参加されましたＪＡ鹿本の大仁田組合長が、7500円の助成金の廃止は大規模農家あるいは法人にとって大きな収入減になり、生産現場の混乱が心配との不安視するコメントも載っておりました。対策をしっかり講じなければならないというような発言もしておられましたようでございました。

水田をフル活用する産地の交付金が予算不足のために目減りする、そのために二毛作助成、10アール当たり１万円、ただいま１万5000円ですけれども、これが減額になればダブルパンチになります。米価安定が鍵を握る農政になると思いますので、農家の収入の減にならないように、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、そのことにつきまして、その辺の農家への周知、今後の情報発信について、できるだけ早い対応をお願いをいたします。

次に、所得補償制度（収入保険）の内容についてお尋ねをいたします。

農業者への情報発信ということでなっておりますが、国は収入保険531億円の創設費用を計画しているようでございます。平成31年１月から始まる予定でございますが、これは青色申告が条件というようなことで新聞紙面あたりに載っております。青色申告は１年前、平成30年の１月から始めないと利用ができないというようなことになります。取り扱う窓口等の流れ、それから任意組合である組合員さん方の、

農家の皆さん方、そして法人は代表でありますけれども、法人集落営農組合等への情報がどうなっているか、できているか、以上３点をお伺いをいたします。

１回目の質問を終わります。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

芹川議員の一般質問、山鹿市の農業振興（米政策）について、お答えをいたします。

まず、１点目の減反廃止に伴う現況として、米の直接支払交付金廃止の経緯についてでございますが、国は平成25年に農業の自立・発展を目指すため、これまで農家ごとに主食用米の生産量を割り当てて、米価の安定や米需給の均衡を図ってきた生産調整を５年後の平成30年度にはなくす方針を決定いたしました。このことは農家がみずからの経営判断で作物がつくれる農業を実現するため、昭和46年から40年以上続いてきた米政策を大きく転換するものでございます。

米の直接支払交付金につきましては、平成25年当時10アール当たり１万5000円であったものを、翌平成26年から半額の7500円に減額し、４年間の時限措置としたもので、本年度がちょうどその４年目に当たり、来年度から廃止されるものでございます。なお、お尋ねの平成28年度の実績としましては、交付対象面積が13万8644アール、交付金額が１億398万3000円となっております。

次に、２点目のご質問、これまでの農家への周知と、今後の情報発信につきましては、国から減反廃止が示されて以降、市農業再生協議会により、水田作付の申請時や実績の確認時などにおいて、農業者の方々に随時お知らせをしてまいりました。また、現在実施しております水田台帳の調査時においても、チラシを配布するなど、周知に努めているところでございます。

今後の情報発信につきましては、国からの需給見通しが、県及び県農業再生協議会に示され、その後、市及び市農業再生協議会へと伝達される見通しでございますので、市農業再生協議会の中で方針等を確認し、農業者の方々に米の生産目安をお伝えしていきたいというふうに考えます。

次に、３点目の所得補償制度につきましては、農業経営者ごとの収入全体を対象とした総合的なセーフティーネットとして、平成31年１月から実施されます。収入保険制度は、自然災害による収量減少に加え、価格低下など、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償する制度で、農業者ごとに保険期間の収入が基準収入の９割を下回った場合に下回った額の９割が補塡されるというものでございます。

基本的には、適切に所得が把握できる５年以上青色申告を行っている農業者が対象ですが、スタート時点においては加入申請時に青色申告実績が１年分あれば加入できるようになっております。

なお、従来からの農業共済、野菜価格安定制度等の類似制度がありますが、加入については重複できませんので、農業者が収入保険制度を含め選択する必要がございます。また、実施主体は農業共済団体が新たに設立する全国連合会となりますが、地域の農業共済組合等が加入申請時の窓口となっております。

農業者への情報発信につきましては、市においては広報やまがへの掲載、農業共済組合においては説明会も開催されております。今後も共済組合としっかり連携しながら、さらなる情報発信に努めてまいりたいというふうに考えます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芹川君。

［12番　芹川　正美君　登壇］

○12番（芹川　正美君）

ご答弁、大変ありがとうございました。

それでは、２回目のＰＲ支援、そして組織支援などについてお尋ねをいたしたいと思います。

熊本県はことし５月、新たに生産条件が厳しい中山間地域対策として、独自の支援策を打ち出されました。急傾斜地基盤整備、農業機械更新あるいは労働力の確保と40項目の支援メニューをつくり、所得向上を目指すというようなことで計画をされているようでございます。

また、本年10月に新潟県加茂市に研修をいたしました。人口が３万人弱の小さな市でしたけれども、商工農業を全力で応援をするということで、小さい農家を保護し支援する行政サイドのたくましさといいますか、そういうものに感心して帰ったところでございました。農機具購入費に対して２割の市の単独補助をするというようなことで、これも十数年行っておられるというようなことで、支援を続けられておりました。

今述べましたことは、総合的な支援になりますが、農業政策、米づくりとして中心的な担い手は、認定農業者、兼業農家、高齢者農業者など、多様な担い手で行われています。地域の農業を底支えしております。政府が提唱する働き方改革、働けるうちはいつまでも働くことができるためにも必要な支援策を講じていただきたいと思います。売れる米づくりを目指して、今後の米政策、支援策についてお伺いし、今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

２回目のご質問、ＰＲ支援、組織支援について、お答えいたします。

まず、ＰＲ支援につきましては、このたび、菊池川流域が2000年にわたる米づくりの地として日本遺産に認定されました。このこともあり、今後は流域市町と連携しながら、米に関連した各種施策を展開し、歴史を背景としたおいしい米どころとして、しっかりとＰＲを行ってまいりたいと思います。

また、本市において、これまで実施してまいりました物産館でのＰＲ・販売や、福岡市・熊本市など都市圏での物産展開催も継続し、販売促進につなげてまいりたいというふうに考えております。

次に、組織の支援につきましては、農業生産者の高齢化や減少に伴い、集落営農組織の重要性が増してきておりますので、組合や法人の立ち上げにつきましては、継続して支援いたしますとともに、農地集積及び水田作における機械導入についても、県の補助事業等を活用し、しっかりと支援してまいりたいというふうに考えます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

以上で、芹川君の一般質問は終了いたしました。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後３時11分　散会

～～～

１２月７日(木曜日)

平成29年（第５回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成29年12月７日（木曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

発言通告

１．北原　昭三

一般質問

（１）住宅用火災警報器の設置状況等について

（２）交通弱者対策等について

①障害者の方への対応について

②あいのりタクシーの利用拡充について

（３）投票率向上のための取り組みについて

（４）持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の取り組みについて

２．永田　紘二

一般質問

（１）地域公共交通対策について

（２）合併特例債について

（３）小中学校の統廃合計画の進捗状況について

（４）学習指導要領の改訂について

３．冨丸　洋一郎

一般質問

（１）住宅使用料の滞納の現状・徴収の取り組みについて

①滞納の状況について

②徴収の取り組みについて

４．立山　大二朗

一般質問

（１）小中学校の教育環境について

①教室備品と配布ランドセルのサイズについて

②校務系システムと教職員の働き方改革について

③ダブルリミテッドの子供たちの支援について

（２）公共施設の予約手段について

（３）観光立市に向けた取り組みについて

①山鹿版ＤＭＯ設立の進捗について

②観光産業の競争力強化について

（４）移住定住支援について

①結婚支援事業について

②住環境について

５．有働　辰喜

一般質問

（１）スクールバス運行費補助金について

（２）小学校統廃合について

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	立　山　大二朗	君
２番	小　川　榮　二	君
３番	芋　生　よしや	君
４番	勢　田　昭　一	君
５番	有　働　辰　喜	君
６番	服　部　香　代	君
７番	冨　田　弘　海	君
８番	永　田　　健	君
９番	冨　丸　洋一郎	君
10番	藤　本　峰　秀	君
11番	北　原　昭　三	君
12番	芹　川　正　美	君
13番	藤　原　　豊	君
14番	平　井　邦　廣	君
15番	吉　本　政　幸	君
16番	池　田　誠　一	君
17番	堀　　茂　幸	君
18番	永　田　紘　二	君

19番　横手啓介君
20番　寺崎勇児君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	幸村英星君
消防本部消防長	徳永治彦君
市民部長	阿蘇品貴司君
福祉部長	戸次由夫君
経済部長	早田順二君
建設部長	中原忍君
教育部長	大森健司君
総務部次長	大林秀樹君
市民部次長	宮崎錦也君
福祉部次長	野田勝年君
経済部次長	才田豊昭君
経済部次長	木下実君
教育部首席教育審議員	田上明利君
財務課長兼財政係長	中尾雄二君
地域生活課長	近藤敏君
福祉援護課長	脇山義文君
都市計画課長	竹下健一君
水道課長	冨田龍也君
監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長	森和夫君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	野田修誠君
局長補佐兼議事係長	小山天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（永田　健君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。北原　昭三君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

皆様、おはようございます。

議席番号11番、公明党の北原　昭三でございます。発言通告に従いまして、一問一答にて今回４件の質問をいたします。よろしくお願いをいたします。

まず、１件目、住宅火災警報器の設置についてお聞きをいたします。

全国的に冷え込みが強まり、空気も乾燥しております。火災が広がりやすい気象条件となっており、火のもとには十分注意をしたいものと思います。

消防法関係法令の改正によりまして、既存住宅につきましては平成23年６月１日から、全ての住宅にこの火災警報器の設置が義務づけられました。山鹿市におきましても、山鹿植木広域行政事務組合火災予防条例により、この設置が義務づけられております。

就寝時間等に発生した火災によりまして、毎年たくさんのとうとい命が失われております。住宅火災による死者数は平成26年度では全国で1006名。これにつきましては放火、自殺者を除く数字でございます。そのうち６割が逃げおくれ、半数が65歳以上の高齢者となっているようでございます。

山鹿市消防本部のホームページを見ますと、山鹿消防署管内におきましても12月１日現在の火災の件数は、累計で24件となっております。今後も高齢化が進んでいくことから、住宅火災による死者の増加が心配をされております。

この逃げおくれを防ぐ目的といたしまして、一般住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。アメリカでは1970年代から、各州におきまして住宅用火災警報器の設置が義務づけられたことによりまして、約20年間で住宅火災による死者が大幅に約５割減少いたしました。日本の住宅火災におきましては、住宅用火災警報器が設置されていた火災と、また設置されていなかった火災を比較いたしますと約３分の１の死者となっています。

設置場所につきましては、山鹿市の場合には全ての寝室及び２階に寝室がある場合には、その寝室がある階の階段となっており、その他台所、居間等につきましては努力義務となっております。

それでは、３件につきまして質問をいたします。

まず、１点目、市営住宅には既に全世帯へ設置済みと聞いておりますけども、電池にも寿命があり、電子部品の劣化により火災を感知しなくなっている火災警報器もあるかもしれません。火災警報器の点検等はどのようにされておりますでしょうか。

２点目、全国でことし６月時点でのこの警報器の設置率は81.7％にとどまっています。山鹿市全体でのこの火災警報器の設置率はどのようになっておりますでしょうか。

３点目、低所得者並びにひとり暮らしの高齢世帯への無料設置についての見解をお伺いいたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。徳永消防長。

［消防本部消防長　徳永　治彦君　登壇］

○消防本部消防長（徳永　治彦君）

北原議員の一般質問の１点目、住宅用火災警報器の点検について、お答えいたします。

住宅用火災警報器につきましては、新規の住宅は平成18年６月１日から、既存の住宅は平成23年６月１日までに、山鹿市火災予防条例で設置及び維持について義務づけられました。

山鹿市の市営住宅につきましては、平成21年度に取りつけが義務づけられる寝室及び２階建ての寝室に通じる階段に取りつけております。

そして、機具の仕様や警報器の作動点検につきましては、ひもを引っ張るとテスト音が鳴ることなどを定期的に確認してくださいと、当時、入居者に説明してあります。

取りつけた後のふぐあいにつきましても、都市計画課住宅係で随時対応しているところです。また、電池の寿命の目安が約10年とされておりますから、平成31年度で市営住宅の電池交換を計画しております。

次に、２点目のご質問、山鹿市全体での住宅用火災警報器の設置率についてお答えいたします。

住宅用火災警報器は、設置率、全国で81.7％、熊本県80.5％、山鹿市におきましては61.3％にとどまっています。

消防本部としましては、消防法の改正時から広報紙やホームページでの掲載、店舗等での街頭ＰＲを実施した結果、当初より設置率は向上してきましたが、まだ全国平均を下回っている状態にあります。

昨年度、戸別アンケート調査を実施し、その集計したデータをもとにグラフを作成し、山鹿市嘱託員会議や校区長会議で、住宅用火災警報器の重要性や設置率の説明を行い、また各地区の祭りなどにもブースを設け、住宅用火災警報器の普及啓発を実施しました。今後も住宅火災から命を守るため、自主防災組織の訓練等にも出向き、随時説明を行い、普及啓発に努めてまいりたいと思います。

次に３点目のご質問、低所得者の方やひとり住まいの高齢者の方の住宅への無料設置等についてお答えします。

消防本部としましては、無料設置等につきましては想定しておりません。先ほど述べましたとおり、今後も住宅用火災警報器の有用性・重要性を市民に訴え、普及啓発活動を続け、山鹿市全域の設置率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

今の答弁の中で、この市営住宅に取りつけられています火災警報器につきましては、ふぐあいがある場合は随時、都市計画課住宅係で対応され、また平成31年には電池の交換をしていただくということでありがたく思います。

設置率につきましては、61.3％とまだまだ低い状況にあります。これはやはり一人一人の意識の向上が必要と思いますけども、さらなるこの普及活動をよろしくお願いをいたします。

消防庁の調査では、警報器を設置することで火災による死者が４割減ると言われております。延焼面積や損害額は半減しています。

昨年12月、新潟県糸魚川市の市街地で住宅や店舗など、147棟が延焼した大規模火災は記憶に新しいと思います。この大火を教訓に総務省消防庁は今月から、火元だけではなく、隣接する住宅などにも無線を通じて警報を鳴らし、火災を知らせることができる新たな火災警報器の実証実験を始めたという記事がございました。全国36カ所で来年３月末までに行われ、効果や課題についての検証をするとのことでございました。一般住宅用の警報器には、１つの部屋で火災を感知すると、同じ住宅内のほかの部屋でも同時に警報を発する連動型がございます。この仕組みを応用し、隣接する数件の住宅の屋内や屋外などに連動型の警報器を設置する内容の新聞

記事がございました。

それでは、３点につきまして質問をいたします。

１点目、先ほど申しました、この連動型の警報器の設置についての見解をお伺いをいたします。

２点目、先ほど設置率の紹介がございましたけども、まだまだ低い状況です。青森県三沢市では、自分で取りつけが困難なひとり暮らしの高齢者宅への無料設置が実施をされております。横浜市は、65歳以上の独居老人の世帯や寝たきりの高齢者がいたり、家族全員が75歳以上の世帯を対象に、最大２万円強の機器購入助成金制度を設けられております。消防職員が各家庭に出向き、助成申請書の作成を手伝われるとのことでございました。一般住宅での未設置の理由としてはどのようにお考えでしょうか。

３点目、低所得者並びに高齢世帯への、この無料設置ができない理由についてお伺いいたします。

よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。徳永消防長。

［消防本部消防長　徳永　治彦君　登壇］

○消防本部消防長（徳永　治彦君）

北原議員の２回目のご質問の１点目、連動型住宅用火災警報器についてお答えいたします。

連動型住宅用火災警報器とは、火災を感知した警報器だけではなく、連動設定を行っている全ての警報器が受信を受けて警報を発する仕組みものです。通常の設定方式では１つの住宅で無線連動させるものです。

機種によっては中継アダプタを使用することにより、２棟以上の長屋等の建物にも警報器を連動させることが可能ではないかと考えます。しかしながら、この無線連動型は、届く範囲が障害物のない水平見通し距離で約100メートル、共同設置には参加者全員の同意が必要なことや、誤報時の対応を決めておく必要があるなど課題もあります。

現在、総務省消防庁では、平成28年12月に新潟県糸魚川市大規模火災受け、連動型住宅用火災警報器を活用した検証事業が行われております。この検証では、１つの住宅で無線連動する製品である連動型住宅用火災警報器を応用し、隣接した建物間等で信号をやりとりさせるものですが、現在も進行中であるため、検証の結果により、今後隣接する住宅等で応用できるか判断できるのではないかと考えております。

次に、２点目のご質問、一般住宅の未設置の理由についてお答えいたします。

未設置の理由としましては、罰則等の強制力がなく、義務化という事実のみであること、購入するために経費がかかること、自分での取りつけが困難なことなどが挙げられます。

次に、３点目のご質問、低所得者方やひとり住まいの高齢者の方の住宅への無料設置等ができない理由についてお答えいたします。

さきに述べましたように、設置が義務づけられてから相当の年月が経過していること、設置数も高まっていること、設置か未設置であるかの確認が困難なことが挙げられます。

消防本部としましては、住宅用火災警報器の有効性は立証されていることから、設置については自助、連動型については公助につながることを地域住民に啓発し、１人でも多くの市民に設置を呼びかけることで、住宅用火災警報器の普及啓発に努めてまいります。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

ありがとうございました。

低所得者並びにひとり住まいの高齢者への無料設置ができない理由といたしまして、設置が義務づけられてから相当の年月が経過していること、設置数も高まっていること、設置か未設置かであるかの確認が困難なことというご答弁でございました。

設置数が高まっている、61.3％と低い設置率、設置が義務づけられてから相当の年月が経過していることでは、この間どのような普及活動をされたのか、どのように理解したらいいでしょうか。また、設置か未設置かの確認は、対象者の方々へのアンケートをとられたらわかることでありまして、余り難しい話ではないように私は思います。

それでは、２件目の質問に移ります。

２件目、交通弱者対策等についてお伺いをいたします。

自動車中心の社会におきまして、一部の高齢者の方や障害をお持ちの方で、車を運転することができず、交通手段として公共交通機関に頼らざるを得ない人が増加傾向にあります。また、自身や高齢化家族が自動車を運転しなくなったりして、公共施設や医療機関等の利用、また買い物に行く交通手段に支障を来し、日常生活が

大変不自由なっている方がふえていると聞いております。75歳以上の高齢者に対しての外出支援、社会参加また重症の身体障害者の方に対しての生活圏の拡充と社会参加を促す取り組み（外出支援制度）はどのようになっておりますか。

よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

北原議員の一般質問、交通弱者対策等について、障害者、高齢者に対する外出支援の制度についてお答えいたします。

まず、障害者の外出支援につきましては、公共交通機関の各事業者により、有料道路料金、鉄道旅客運賃、航空旅客運賃、タクシー運賃、バス運賃等の割引制度がございます。

本市におきましては、障害者外出支援タクシー利用助成事業を実施しており、在宅で重度の障害のある方で、住民税非課税世帯に属し、家族による移送及び路線バス等の利用が困難な方を対象に、１枚400円のタクシー利用券を月に４枚まで交付し、月額1600円を限度に助成をいたしております。

また、自動車運転免許取得助成事業では、自動車免許運転免許証の取得に要した費用の３分の２以内で10万円を限度として助成し、自動車改造助成事業では、自動車の改造に要した費用について10万円を限度として助成をいたしております。

次に、高齢者の外出支援につきましては、障害者と同様に高齢者外出支援タクシー利用助成事業を実施しております。

65歳以上の高齢者のみの世帯の方で、要支援または要支援の認定を受けているか、それと同程度の状態にあると認められ、住民税非課税世帯に属し、家族による移送及び路線バス等の利用が困難な方を対象に、同様に１枚400円のタクシー利用券を月に４枚まで交付し、月額1600円を限度に助成をいたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

ありがとうございました。

いろんな形での外出支援事業策が取られておりまして、大変ありがたく思います。しかし、そのようなこの助成制度を知らない方もおられます。いろんな形でお知ら

せをしていただいているとは思いますけども、さらなる周知徹底をよろしくお願いをいたしておきます。

２回目、あいのりタクシーの増便等についてお聞きをいたします。

免許証の返納等により、買い物または病院への日常的な移動にも不自由な思いをされている方がおられます。平成20年度から交通不便地域への対応として、あいのりタクシーの導入をしていただき、大変助かっていますとの声を多く聞きます。しかし、このあいのりタクシーを利用できない方もおられます。この件につきましては、山鹿チヨマツ号の増便やバス停までの500メートル利用制限の緩和について、何回も質問をさせていただいております。バス停から500メートル以内のところは、このチヨマツ号ができないわけで、多くの方よりこの仕組みを変えていただきたいとの要望がございます。

例えば、バス停まで200メートルと仮定いたしましても、例えば足のご不自由な方、また高齢者の方は歩いていくのが大変であり、またそれを例えばこのバスで行ったにしましても、帰り買い物等をして帰る場合には荷物とかもありますので、さらに大変難しいというような話もお聞きをいたしております。今、私たちは歩く力も体力もあり、苦にならないかもしれませんけども、あと数年先には同じようなことを思うかもしれません。

そこで、２点について質問をいたします。

前回はあいのりタクシーの増便をお願いをいたしておりました。これは山鹿チヨマツ号でございますけども。それと１点目、増便についての見解をお願いをいたします。

２点目は、先ほど申しましたけども、バス停から500メートル以内の方はあいのりタクシーの利用ができません。その対策について検討している事項等がございましたらお知らせをいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品市民部長。

［市民部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○市民部長（阿蘇品　貴司君）

北原議員のご質問、あいのりタクシーの利用拡充についてお答えいたします。

路線バスの廃止等による交通空白地域を解消し、市民の暮らしを支える社会基盤である公共交通を確保するため、あいのりタクシーを導入して、本年度10年目を迎えております。現在、路線バス及びあいのりタクシーの運行により、交通空白地帯の解消はおおむね図られてきているものと考えております。

その一方で、かねてからご指摘いただいております山鹿チヨマツ号の増便につきましては、平成27年度にアンケート調査を実施し、また平成28年度に計画しておりましたバスの乗降調査を熊本地震により延期しましたので、本年度実施したところでございます。

主な乗降調査の結果を申し上げますと、まず山鹿バスセンターから久原、福原を経由して来民中町を往復する産交バス三玉線について、６月19日から24日まで調査いたしました。１日平均の利用者は25人で、そのうち75％が高齢者であり、男女別では女性が男性の２倍を超える人数でした。利用目的としては、買い物、通院でございます。

また、山鹿市役所を起点として、鍋田、三加和温泉を経由して南関ターミナルを往復する産交バス南関線を７月10日から16日まで、山鹿区間について調査いたしました。期間中の利用者は１日平均13.6人で、高齢者、女性の利用がともに63％を占めており、利用者は多くありませんでしたが、和水町、南関町の住民の方が買い物や通院のために山鹿市街地まで来られる移動手段となっております。そのほかに菊池市と連携し、十三部、遊蛇口を経由する産交バス菊池線を実施し、また本年度中に平山経由の産交バス南関線を行い、利用実態の把握に努めてまいります。

さらに、バス停500メートル以内の利用制限の緩和に関しましては、今後も関係部署と連携して検討を行いますとともに、今回新たに創設いたします山鹿市地域公共交通活性化協議会において、現状と課題を整理しまして、市民を初め、バス事業者、国県の関係機関、公共交通の専門家とともに協議を行い、基本方針を明らかにしていくこととしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

ありがとうございました。

各区間の乗降調査いただきまして、大変ありがとうございました。先ほどの答弁では、公共交通機関のこの路線バス等の利用者数は少ないようでございます。市として、公共交通機関への補助金を出しているわけですから、利用者の少ない便等につきましては、何らかの対策をお願いをいたしたいと思います。

何回も申しますけども、バス停まで500メートル以内の利用制限緩和につきましては、多くの方が希望をされております。新たに創設されます山鹿市地域公共交通活性化協議会で強く主張していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたし

ます。

３件目、投票率向上等についてお聞きをいたします。

昨年の６月19日に公職選挙法が改正をされ、選挙権年齢が20歳から18歳に引き下げられました。我が国の選挙制度において、選挙権の拡大という点で、実に70年ぶりの大きな改正であり、18歳及び19歳の新たな有権者が、我が国の選挙制度におきまして、有権者が全国で約240万人増加をいたしました。18歳選挙権が実現となり、高校３年の半数近くが有権者ということになります。これは高校における政治教育、主権者教育を促進する大きなチャンスとなります。

一方で、学校の中に有権者と非有権者が一緒にいるという状況が生じ、教育現場では気を使わなければならない問題も出てくると思います。授業においては政治教育をどのように取り入れるか学校全体で考え、選挙管理委員会、教育委員会、校長会などが一緒に主権者教育に取り組む環境づくりが必要であります。

そこで、質問をいたします。まずは、山鹿市の投票率の推移についてお伺いをいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。森選挙管理委員会事務局長。

［選挙管理委員会事務局長　森　和夫君　登壇］

○選挙管理委員会事務局長（森　和夫君）

北原議員の一般質問、山鹿市の投票率の推移についてお答えいたします。

まず、本市における投票率について、合併後の推移を見てみますと、衆議院議員総選挙においては、平成17年９月11日執行では75.71％、平成24年12月16日執行では63.27％、本年10月22日執行では58.23％であり、70％台から50％台へ推移しております。熊本県知事選挙においては、平成20年３月23日執行では61.97％、平成24年３月25日執行では51.21％、平成28年３月27日執行では59.25％であり、60％台から50％台の間を推移しております。市議会議員選挙においては、平成17年２月20日執行では84.22％、平成25年２月３日執行では76.21％、本年１月29日執行では71.40％であり、80％台から70％台へ推移しております。

特に国政選挙及び県の選挙におきましては、その時々の政治情勢や候補者の顔ぶれなど、選挙人の関心の高さにより投票率は上下する傾向にございまして、全体的な傾向を見ますと、投票率の推移は逓減傾向にございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

今の答弁の中で、全体的にこの投票率の推移は低下してることはわかりましたし、またこの山鹿市でも投票率が低下していることがわかったところでございます。特に若い方は選挙そのものが面倒とか、また投票の意味がわからないなどの理由があるというふうにもお聞きをいたしております。このような大きな制度改正である一方で、熊本県における低投票率は非常に考えるべき状況でございます。

この若者の投票率の低さは、全国的な傾向であります。平成28年度のこのデータはちょっと古いですけども、参議院選熊本県でのこの投票率は18歳で45.19％、19歳33.87％となっており、また山鹿市での投票率は18歳42.21％、19歳35.89％となっている状況でございます。

選挙管理委員会の方々がこれまでも啓発事業としてさまざまな取り組みを行っているのは知っておりますけども、これまでと同じような啓発ではなく、もう一ひねり、またもう二ひねりもある取り組みが必要なのではないでしょうか。また、対策を講じるのであれば、まずは現在の低投票率の原因をあらゆる角度から分析をされ、その結果をもとに費用対効果を踏まえた取り組みを行っていく必要があります。

例えば、新たな取り組みとしまして、この有権者全般に向けた期日前投票所を利用性の高い場所に設置したり、この分につきましては今かなり期日前投票数はふえておられるようでございますけれども、また若年層向けの対策といたしましては、若者から投票率向上のためのアイデアを募集するなども考えられます。また、選挙管理委員会の啓発担当者に加え、高校社会科教諭、大学教授、学生の代表などと、常にこの啓発事業等、学校教育の連携について話し合う機会を設けるなど、このたびの改正を機にあらゆる努力をすべきだと考えております。そこで、事務局長にお伺いをいたします。

まず１点目につきましては、今回の18歳の選挙権年齢の引き下げの意義をどのように考えていらっしゃるかご見解をお伺いいたします。

２点目といたしまして、投票率の向上に向けて選挙管理委員会として低投票率の原因をどのように把握され、今後どのような工夫のある取り組みを行っていただけるのかご見解をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。森選挙管理委員会事務局長。

［選挙管理委員会事務局長　森　和夫君　登壇］

○選挙管理委員会事務局長（森　和夫君）

北原議員の２回目のご質問、18歳への選挙権年齢の引き下げの意義並びに低投票

率の原因及び投票率の向上に向けた選挙管理委員会の取り組みについてお答えいたします。

まず、ご質問の１点目、選挙権年齢の18歳への引き下げの意義につきましては、世界の９割の国が選挙権年齢が18歳以下であることから、我が国でも若年層の政治参加を促し、若い世代の有権者がふえることにより、未来についてさまざまな視点から議論が行われ、若者の声が政治に反映されることであると思われます。

次に、ご質問の２点目、低投票率の原因及び投票率向上に向けた取り組みにつきましては、全国的に投票率は低下傾向にあり、さまざまな要因があると思われますが、特に若者の政治離れにあるものと思われます。

本市における投票率向上に向けての取り組みは、若年層向けとしては市内小中学校及び高等学校の児童生徒の皆さんに、選挙について理解を深めていただき、実際に模擬投票を経験していただくことで、投票に対する先入観を和らげ、投票への参加意欲が湧くことを目的とした出前授業を各学校に今年度から呼びかけております。本年度、出前授業を実施しました２つの学校の反応を見ますと、学年によっては授業の内容との相乗効果により、関心が高くなる傾向が見られるようです。今後も学校で行われる主権者教育と連携して取り組んでいく所存でございます。

また、投票所の立会人の選任において、青壮年や女性を選出するなど、今後とも性別によらず、幅広く各年代から人選し、選挙が身近なものとして感じられ、投票意欲の向上を図るよう努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

この投票率の低下につきましては、先ほども申し上げましたけども、そのさまざまな要因があると思います。若い方の対応、また年配の方への対応など、大変かと思いますけども、知恵を出していただきまして、この山鹿市も投票率アップにつながる対策等をよろしくお願いをいたしておきます。

３回目に移ります。

平成25年５月、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法の一部を改正する法律が成立、公布をされました。これにより、平成25年７月１日以降に公示・告示される選挙につきましては、成年後見人の方は選挙権、被選挙権を有することになりました。

また、この改正では、あわせて選挙の公正な実施を確保するための代理投票にお

いて、選挙人の投票を補助すべき者は投票に係る事務に従事する者と限定されるとともに、病院・老人ホーム等における不在者投票につきましては、外部立会人を立ち会わせること等の不在者投票の公正な実施確保の努力規定が設けられました。

不在者投票指定施設における投票等について、３点についてお尋ねをいたします。

まず１点目、この不在者投票を実施できる施設の指定につきましては、どこが決定をしますでしょうか。

２点目、山鹿市における不在者投票施設は何カ所ございますか。

３点目、施設における不在者投票の運営状況はどのようになっておりますでしょうか。また、直近の選挙で不在者投票された方は何名いらっしゃいますか、お伺いいたします。

よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。森選挙管理委員会事務局長。

［選挙管理委員会事務局長　森　和夫君　登壇］

○選挙管理委員会事務局長（森　和夫君）

北原議員の３回目のご質問、不在者投票施設における投票についてお答えいたします。

まず、ご質問の１点目、不在者投票を実施できる施設の指定につきましては、熊本県選挙管理委員会が行い、適正に投票が行われるよう指導がなされております。

次に、ご質問の２点目、本市における不在者投票指定施設は、病院や老人ホームなど18施設がございます。

次に、ご質問の３点目、施設における不在者投票の運営状況及び直近の選挙での不在者投票者数につきましては、施設における不在者投票所においても基本的に当日投票所と同じように管理者１名、立会人２名で運営されております。

市の選挙であれば、各指定施設に対し選挙期日等をお伝えし、あわせて関連書類等お送りし、不在者投票事務が公正に行われるようご協力をお願いしているところでございます。

市の選挙管理委員会にお問い合わせがあった場合には、入所されている施設等の名称を確認し、県の指定施設であれば、その施設に投票の申し出をされるようご案内いたしております。

また、不在者投票施設において投票された方は、直近で行われました衆議院議員総選挙の場合、市内で１番多く投票された施設では39名で、その施設での不在者投票の割合としては約６割となっており、山鹿市全体では235名の方が不在者投票をされております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

不在者投票におきましても、しっかりした環境の中での実施がされている状況がわかりました。さらに病院・施設等に入所している方々が、一人でも多く投票できる環境、また体制づくりをよろしくお願いをいたします。

それでは、４件目、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の取り組みについてお聞きをいたします。

このＳＤＧｓは、2030年までに誰ひとり取り残されない持続可能な社会の実現を目指し、昨年９月の国連サミットで採択された国際目標です。

具体的には、貧困をなくそうや飢餓の根絶、環境対策、平等、全ての人に健康と福祉の実現など、17項目から成っております。これには開発途上国だけではなく、日本を含む先進国が取り組むべき課題も多く含まれており、目標達成には政府、地方自治体、国際機関とＮＧＯや企業などの連携が不可欠でございます。要望には、この党推進本部の会合で受けたＮＧＯや企業、国連関係者などの思いを反映してあります。その上でＳＤＧｓに盛り込まれております人間の安全保障の理念について、政府の実施指針でも指導理念として明確に位置づけ、このＳＤＧｓを推進すべきとして日本が国際協力で主導的役割を果たすと力説をされています。

さらに、推進体制につきましては、（１）関係者と幅広く連携できる体制の整備、（２）民間企業の取り組みを後押し、（３）地方自治体との連携強化、（４）国内の認知度を高めるための広報啓発などを要請されております。

また、未来を担う子供たちに根づかせるため、教育に取り込むことが重要と強調されております。特に17項目の目標の中でも、優先して取り組むべき事項として、子供の貧困対策を挙げ、子供の将来に大きな影響を及ぼすだけでなく、社会全体にとっても大きな損失をもたらすと言われております。

ジェンダー（社会的性差）の平等と途上国のＳＤＧｓ達成を支援する政府開発援助（ＯＤＡ）予算の拡充の必要性をあわせて指摘がされております。このＳＤＧｓの達成に向けては、日本では自治体レベルでの取り組みが重要だと提言をされております。

特にＭＤＧｓ、2000年から2015年まで、15年の長期目標からの積み残しでもあります貧困と飢餓、乳幼児の妊産婦の健康確保の観点から、福祉部での取り組みについてお伺いをいたします。

よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

北原議員の一般質問、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の実施方針のうち、健康・長寿の達成に向けた、特に重点的な取り組みについて、２点に絞ってお答えいたします。

１点目は、健康寿命の延伸でございます。

市民一人一人が自分の健康は自分で守る、つくるという意識の定着化を目指すものであります。検診などを通じ、特に若い世代からの生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組むとともに、市民歩こう運動を前進させ、健康無関心層を対象とした運動習慣の動機づけや、定着化に向けた健康ポイント事業などを進めることといたしております。

２点目は、地域包括ケアシステムの構築でございます。

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するものでございます。特に喫緊の課題である高齢者を支える介護人材の確保では、本年度から研修や資格取得に向けた支援制度を開始いたしました。また、認知症支援対策では、認知症サポーターの養成、見守り捜索声かけ模擬訓練や、見守りＳＯＳネットワーク配信など、地域ぐるみで支え合う体制づくり及び医療機関などとの連携に努めているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

ありがとうございました。

２回目は、教育に関する日本の具体的施策といたしまして、幼児教育の充実、初等中等教育の充実、子供の貧困対策など、普遍的な初等教育、生涯学習達成の観点から、教育行政における取り組みについてお伺いいたします。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

北原議員の２回目のご質問、教育行政における持続可能な開発目標に対する主な取り組みについてお答えをいたします。

山鹿市教育委員会においては、持続可能な開発目標に掲げる全ての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進するを主たる目標として、学校教育はもとより、社会教育、また子育て支援の各部門で取り組んでおります。

特に、持続可能な開発目標で優先して取り組むべき事項とされる子供たちの貧困対策につきましては、貧困といった生まれ育った環境によって、子供がその将来を左右されることのないよう、さまざまな取り組みを行ってきたところでございます。就学援助の支給や保育料の減免、奨学金の貸与といった教育・保育費用面での支援にとどまらず、児童館といった子供たちの居場所の確保であったり、子ども総合相談窓口による子供自身や家庭環境についての相談体制の構築、さらに地域未来塾による学習支援や学習習慣の醸成といった教育面での支援を行うなど、子供の貧困対策を教育行政において総合的に推進しているところでございます。

また、昨年２月に市長と教育委員会が協議して策定いたしました山鹿市教育大綱におきましても、ＥＳＤ、すなわち持続可能な開発のための教育を推進することをうたっております。今後も持続可能な開発目標の趣旨に十分配慮しながら、誰ひとり取り残されない持続可能な社会の完成を目指して、山鹿市の教育、子育て支援の推進を行ってまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

福祉部長、教育長より、個々の取り組みについてのご答弁いただきまして、ありがとうございました。３回目は、市長より答弁をお願いをいたします。

自治体レベルの取り組みは大きく分けて２つあると考えます。１つは、義務的・包括的な部分で、国の指針を受けて自治体行政の責務として推進するものと、自主的・選択的な部分がございます。このようなことを踏まえ、山鹿市におけるこのほかの持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）に向けた市長の考え、今後の取り組み方針につきましてお伺いをいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

おはようございます。

北原議員の３回目のご質問、山鹿市における持続可能な開発目標の達成に向けたその他の取り組みと私の考え、今後の取り組み方針についてお答えいたします。

議員から詳しくご紹介がありましたとおり、ＳＤＧｓは、国連で国際合意された2016年から2030年までの世界の長期目標でございます。2000年に策定され、貧困や飢餓、初等教育、健康等のみを対象としたＭＤＧｓとは異なり、近年の国際社会が直面しているグローバルな問題である経済危機、自然災害や気象変動、海洋汚染、伝染病、難民や紛争等も盛り込まれ、目標数が２倍以上となっております。この背景には、誰ひとり取り残さないという強い思いがあり、今の世代や自分の周りのことだけでなく、自分の子孫や世界の人たちの未来を明るく、希望に満ちたものにするという決意が込められたものだと認識をいたしております。

日本政府も、2017年12月にあらゆる人々の活躍の推進を初めとした８つの優先課題をまとめた実施方針を策定し、これに基づく具体的施策を発表いたしました。これら日本の持続可能な開発目標の達成に向け、地方自治体レベルでの取り組みが求められるわけでございますが、本市の第２次総合計画等におきましても、同じ方向性をもった施策と言えるものがございます。既に福祉部長と教育長から、それぞれの所轄分野での取り組みを紹介いたしましたので、それ以外の主なものについて申し上げます。

女性の活躍躍進では、女性のスキルアップや意識向上のための講座等を計画的に開催するほか、男女共同参画の推進では男女がともに個性と能力を発揮できる社会の実現を目指し、具体的な数値目標を掲げて行動計画の達成に努めております。

また、市民生活に不可欠な地域公共交通網の確保・維持を図るため、路線バスやあいのりタクシーを運行しておりますし、環境保全対策、ごみ処理対策の推進では、下水道や上水道の整備、河川環境の保全活動の支援を初め、ごみの減量化と廃棄物の分別の徹底による再資源化の推進、燃やすごみの安全かつ安定的な処理体制の構築を目指す一般廃棄物処理施設の整備にも取り組んでおります。

加えて、地域医療の拠点となる市民医療センターでは、地域医療機関との連携を図りつつ、公立病院としての医療機能の充実を図るとともに、災害拠点病院としての機能も備え、市民の医療と安全の確保に努めているところでございます。

このほか、現在、重点的に行財政資源を投入し、山鹿市の将来の活路を見出そうとする地方創生戦略創造プロジェクトも、持続可能な農林業、商工業、観光業を目指すことと方向性は一致しております。また、老朽化した公共施設についても、防

災・減災を意識した適切な更新整備を行っております。

これらは、本市が行っている取り組みの一例でございますが、第２次総合計画や第３次山鹿市教育基本計画、第２次健康増進計画などに位置づけられた施策事業の多くは、国の８つの優先課題や具体的施策の考え方にも合致するものであり、直接的・間接的につながっていると思っております。

ただし、議員のご指摘のとおり、自治体レベルの取り組みには、義務的・包括的なものとして、国の実施方針を受けて行政の責務として推進するものと、自主的・選択的に行うものとがございます。今後、本市におきましては、可能な取り組みを着実に実施することで、持続可能な開発目標の達成に寄与してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

以上で、北原君の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時00分　休憩

――――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――――

午前11時11分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、永田　紘二君の発言を許します。永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

18番議員の永田　紘二でございます。発言通告に基づきまして一般質問を行います。

地域公共交通対策について、合併特例債について、小中学校統廃合計画の進捗状況について、学習指導要領の改訂について、４点についてお伺いをします。一問一答でお願いをいたします。

まず、１点目の地域公共交通対策についてお伺いをいたします。

先ほど、北原議員のほうから路線バスの話、乗り合いタクシーの話がありました。重複する点もあるかと思いますけども、違った方向から質問をさせていただきたいと思います。

少子高齢化、過疎化が非常に進んでおります。路線バスの利用者は、先ほども話ありましたとおりに、年々減少をしております。しかしながら、住民生活の足としては不可欠であります。どうしても必要である。各自治体は補助金を使って、その

維持に努めておられます。山鹿市におきます路線バス、または乗り合いバスに対しまして、過去３年間、国県市の補助金がどれくらい使われているかをお伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。阿蘇品市民部長。

［市民部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○市民部長（阿蘇品　貴司君）

永田議員のご質問、地域公共交通対策についてお答えいたします。

路線バス及びあいのりタクシーの運行に対する過去３年間の補助額につきましては、まず路線バスでございますが、現在、民間バス事業者３社により24路線が運行され、うち23路線について、その運行により生じた欠損について、国県及び市が補助しております。

国庫補助基準に該当する２路線につきましては、平成26年度に2578万円、平成27年度に2341万8000円、平成28年度に2487万6000円を、国と県が２分の１ずつ補助を行っております。

また、本市におきましては、この路線を含む23路線に対して、平成26年度に8595万円、平成27年度に9089万4000円、平成28年度は１億1578万9000円を補助しており、これにつきましては慢性的な利用者の減少に加え、昨年４月の熊本地震の影響もあり、前年度比27％の増加となっております。さらに、平成29年度は前年度を若干上回る補助額となる見込みでございます。

次に、あいのりタクシーにつきましては、市内６社のタクシー事業者と運行協定を交わし、メーター運賃から利用者負担を差し引いた欠損分を平成26年度に3503万3000円、平成27年度に3614万7000円、平成28年度には3625万7000円を補助しております。なお、本年度は前年度に比べ微増になる見込みでございます。

路線バス及びあいのりタクシーを合わせますと、平成28年度に１億5204万6000円を、地域公共交通の維持を図るため補助しているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

地域公共交通対策について、２回目の質問を行います。

先ほどご報告がありましたけれども、平成28年度には路線バスは国県の補助金は2487万円だという報告でありますが、本市が持ち出します補助金つきましては、路

線バスで１億1000万円、あいのりタクシーで3625万円、すなわち平成28年度１年間で１億5200万円の持ち出しがなされているというのが現状であります。こうした中での現在の路線バス、それから乗り合いタクシーの利用状況はどういうものであるかというのをお伺いをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品市民部長。

［市民部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○市民部長（阿蘇品　貴司君）

２回目のご質問、現在の路線バス及びあいのりタクシーの利用状況についてお答えいたします。

初めに、路線バスでございます。その利用状況は、路線の起点から終点までの間で、そのバスに平均何人乗車しているかを示す平均乗車密度という指標でご説明いたします。

本市を含む複数市町にまたがる21路線中、熊本線は６人から8.2人、玉名市、南関町、菊池市、合志市、大津町までの路線は0.5人から3.0人となっております。一方、市内のみを運行する３路線、来民中町や鹿北道の駅までの区間では、平均乗車密度は0.5人から1.0人となっており、ほとんどの路線で平均乗車密度は低下傾向を示しております。本年度、特に乗車密度が低い路線につきましては、計画的に乗降調査を実施し、利用実態の把握に努めているところでございます。

次に、あいのりタクシーの利用状況につきまして、ご説明いたします。あいのりタクシーは、平成20年度に菊鹿地域でスタートしまして、現在４地域で運行しております。平成28年度の全体の利用者は延べ２万9688人となっており、導入から年々利用者が増加している状況でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

３回目の質問を行いたいと思います。

住民生活の足として、路線バスについても、あいのりタクシーについても、どうしてもなくてはならない交通手段だと思います。しかし、路線バスの利用者は、先ほどからお話あっていますとおりに、高齢化、過疎化もひっくるめまして、非常に少なくなってきているという現状であるし、今後も少なくなるだろうと思います。

あいのりタクシーにつきましては、先ほど北原議員のほうから増便の話も出てお

りますけれども、これは当然ふえてくるという可能性が含まれます。そうしますと、今後、市が持ち出します１億5000万円以上の持ち出しが増加してくる可能性がある。そういう中で、路線バスの維持をし、あいのりタクシーを増加していって、持ち出しが少なくなるような戦略等もあればいいのかなということで、今後どういう形で取り組んでいきたいかということをお尋ねをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品市民部長。

［市民部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○市民部長（阿蘇品　貴司君）

ただいまの今後の地域公共交通のあり方についてお答えいたします。

地域公共交通は、地域経済の活性化、通勤、通学、通院、買い物など、市民生活にとってなくてはならないものであり、このため市民が利用しやすい移動手段が確保できますように、また本市の実情に即した交通ネットワークの構築を目指しまして、事業に取り組んでいるものでございます。

しかしながら、現在、いろいろな課題等がございます。その解決を図るために、先ほどの答弁で申しましたように、新たに山鹿市地域公共交通活性化協議会を創設し、市民、交通事業者、公共交通の専門家及び行政が参加し、本市の公共交通の現状と課題等を整理しまして、本市にとりまして最適な公共交通のあり方の基本方針を明らかにしていきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

先ほどの答弁の中で、山鹿市地域公共交通活性化協議会を設立をしたいということであります。十二分にそういうところの内容を検討できるような体制をつくっていただきたいと思います。

続きまして、２点目の合併特例債についてお伺いをいたします。

これにつきましては、きのう、冨田議員から詳しくご質問等もあっておりますけれども、一部重なる部分があるかと思いますけれども、あえて質問をさせていただきたいと思います。

合併特例債の当初の活用計画、それから合併特例債のけじめであります10年目の実績について、それからさらに合併特例債の活用状況、本年度末までの活用状況はどうであるかについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

永田議員の一般質問、合併特例債についてお答えをいたします。

ご質問の１点目、合併特例債の当初の活用計画につきましては、市庁舎建設事業を初め、学校規模適正化事業、合併支援道路整備事業等、新市建設計画に基づく事業への活用を計画していたところでございます。

ご質問の２点目、合併から10年間の合併特例債の活用実績につきまして、主な事業を申し上げますと、市庁舎建設事業、各総合支所再編整備事業、防災行政無線施設整備事業、地域情報通信基盤格差是正事業、農道整備事業、道路整備事業、学校規模適正化事業等が該当し、平成26年度までの発行総額は88億4900万円でありました。

ご質問の３点目、合併特例債の活用状況につきましては、さきに申し上げました平成26年度までの実績に、平成27年度以降の一般廃棄物処理施設整備事業、菊鹿ワイナリー構想推進事業、カルチャースポーツセンター整備事業等の発行額を加えまして、本年度末までの発行累計額を117億6570万円と見込んでおります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

合併特例債につきまして、２回目の質問を行います。

合併特例債の当初の発行期間は10年間でありました。165億円という数字でありました。５年間延長されましたので、今後まだ残された特例債の発行が可能であります。この現段階で117億円でありますから、あと残された分の特例債の発行について、どういう計画で取り組んでいかれるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

永田議員の２回目のご質問、合併特例債の今後の計画についてお答えをいたします。

合併特例債の今後の計画につきましては、現在、一般廃棄物処理施設整備事業、

学校規模適正化事業、カルチャースポーツセンター整備事業等に取り組んでおり、その着実な推進を図ることといたしております。

なお、発行総額につきましては、平成26年12月に策定いたしております第２次社会資本整備計画におきまして、５年間の期限延長を含めた合併後15年間の発行上限額について、議員もただいま申されましたとおり、165億円を基本としまして、整備が必要な事業に対して活用を図る予定でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

合併特例債について、３回目の質問をいたします。

市長にお伺いをしていきたいと思います。これは特例債に限っての問題と捉まえていただきたいと思います。

冨田議員、先日の話の中にも、合併特例債とは、まず合併したとき10年間、事業費の95％の70％を交付税措置をしようと。結局、70％補助をやりましょうということであります。それから、支払い期間、返済期間の縛りがないということ。それから、返済金額の利息の70％も交付税で措置をしましょうということで、非常に有利な起債の１つであると理解をしておりました。当初、発行計画は165億円、発行限度額を248億円という指定された中での165億円という計画をされました。その中で私が理解してますのは、議事録一生懸命探したんですけどなかったんですが、私はこういう理解をしておりました。

機会あるごとに話があったと思いますが、165億円を学校規模適正化に115億円使おうと、庁舎の建設に30億円使おうと、それからアクセス道路、ほかの整備事業に30億円活用しようというような理解をしておりました。何かの機会で、その説明会の中であっていると思いますが、しかし平成26年の６月に質問をしておりました。再度、12月に確認の質問をしておりました。平成26年12月では、10年間発行予定額を91億円という答弁がありました、予定額ですね。先ほどの説明では、88億円、10年間で発行したという話であります。その中で学校規模適正化には６億円しか使っとらんというのが報告をなされたのであります。学校規模適正化というのは、平成16年度が完了のはずでした。10年間でやってしまおうという当初計画だったと思います。非常におくれております。

しかし、幸いにも合併特例債ば５年延ばしましょうと、15年間は発行しますよという話になりまして、特例債が今からもまだ使えると。そのときも合併特例債残に

ついては、学校再編にしっかり使ってくださいよというご要望をしたと思います。今回も八幡の問題が絡まりますと、15年では終わらん。結局、ほかの起債を使わないかんだろうと、合併特例債は使えないということに相なると思います。ということは、結局、合併特例債、当初決めた計画どおりに進んでいない、計画どおり進めなかったという現状であると思います。しかし、117億円使っている中では、市民の負託に応える事業にしっかり使われております。これについては、私も事業のために使われたものだと理解をします。ただ、当初計画どおりに進まなかった学校再編もひっくるめて、そこら辺を市長としてどういう捉まえ方をされているのか、その辺をお伺いをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの永田議員のご質問、合併特例債の計画内容の変更についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、合併特例債の当初計画に対する発行実績につきましては、社会情勢の変化や当初想定しておりませんでした行政需要への対応、具体的には一般廃棄物処理の広域化の解消に向けた一般廃棄物処理施設整備事業や菊鹿ワイナリー構想推進事業などの地方創生関連の事業展開のほか、当初計画からのおくれ等によりまして、計画と実績の内容に差異が見られるところでございます。

特に学校規模適正化推進事業におきましては、当初計画から大幅な計画変更に至っており、その責任は行政を預かる長といたしまして真摯に受けとめ、今後の重点施策の推進に当たりましては、より一層職員と一体となって着実な進行管理に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

どうも市長ありがとうございました。

ただいま、当初話したとおりに、合併特例債に関しての計画との差異ということでお願いをしたわけであります。今、一般廃棄物処理整備事業なんていうのは、当初頭になかった事業でありまして、そこら辺をひっくるめますと、また別な機会にお尋ねをしていきたいと思います。特にバイオマスの問題等も残っておりますので、

そこら辺はしっかと市長のご見解をお伺いする機会を捉まえたいと思います。

３点目の小中学校統廃合計画の進捗状況についてお尋ねをしていきます。

先ほどもちょっと触れましたけれども、学校規模適正化計画当初計画平成26年度までに完了するという計画だったと思いますが、いろんな問題がありまして、それが５年間延長する第２次基本計画を策定をされました。これにつきましても平成26年度の議会の中で統廃合が進んでないからどうなんだということで、教育長が就任されたときにお願いをしながら進んでいったわけであります。ただ、熊本地震あり、災害復旧事業、それから人件費、それから資材費等の高騰などの影響が非常にあっているというのはわかります。進捗状況が厳しい状況だとも聞いております。しかし、学校規模適正化基本計画（第２次基本計画）の進捗状況と今後の見通しについて、少しお尋ねをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

永田議員の一般質問、学校規模適正化基本計画（第２次計画）の進捗状況と今後の見通しについてお答えいたします。

山鹿市立小中学校規模適正化基本計画（第２次計画）につきましては、第１次計画の進捗状況を踏まえ、平成27年３月に策定し、平成27年度から平成31年度までの５年間を計画期間として、事業の推進に努めているところでございます。

第２次計画の具体的な枠組みといたしましては、まず旧米田小・旧千田小・旧米野岳小・旧山内小の再編ですが、ご承知のとおり、統合校の位置を旧米田小学校の位置とし、計画どおり、本年４月に開校したところでございます。

次に、現在進めております鹿本地域でございますが、来民小・稲田小・中富小の枠組みで、来民小学校の位置に統合する計画であり、当初の計画は開校目標を平成30年４月としていたところです。しかし、施設の構造耐力度調査等の結果により、当初の想定よりも工事期間を要することとなり、児童の安全確保等も考慮いたしまして、開校目標を平成32年４月に延期をしたところでございます。

次に、八幡小・平小城小・三岳小の再編でございますが、３校の枠組みで八幡小学校の位置に統合する計画で、開校目標を平成31年４月としておりましたが、地域の一部において計画への十分な理解が得られなかったことから、事業の着手におくれが出ている状況にございます。

しかしながら、きのうの池田議員の一般質問でもご答弁申し上げましたように、本年10月末、各校区の地域やＰＴＡ等の代表者による八幡小・平小城小・三岳小統

合準備委員会を開催し、統合校の位置を八幡小学校とし、開校目標年度を当面延期することが確認されております。

最後に、鶴城中と山鹿中の再編でございますが、計画どおり鶴城中を山鹿中へ編入することとし、平成31年４月の統合を目指しているところでございます。現在、統合準備委員会を開催し、計画に沿った協議を随時進めているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

２回目の質問を行いたいと思います。

先日の池田議員の質問の中で、10月の説明会で八幡に持ってくるということで決まったという報告がありましたけれども、平小城小学校・三岳小学校・八幡小学校の統廃合で、現八幡小学校に位置をしたいということでありますが、現八幡小学校の位置は地形、レッドゾーンとか、それから進入道路、登校道路等の問題点を考慮した上での、ここじゃなくて、ほかのとこじゃどがんかならんどかというような意見あたりは出なかったのかなというのを、ちょっとだけお伺いをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

永田議員の一般質問の２点目、八幡小・平小城小・三岳小の統合場所につきましてお答えをいたします。

統合校の位置の選定につきましては、これまでも既存校の有効活用を前提とし、建物の面積、構造、建設年度や敷地面積、地形、立地条件、通学対策など、あらゆる角度から検討を行い、決定してまいりました。

その評価として、八幡小・平小城小・三岳小の統合は、八幡小学校の位置が１番優位な結果でありました。また、その評価は、学識経験者を含む各団体の代表者で構成されます山鹿市立小中学校規模適正化等協議会において審議され、学校規模適正化基本計画に基づくものでございます。

一方、地域の説明の中では、議員のほうがご指摘になりましたように、八幡小のレッドゾーン、すなわち急傾斜地対策、また通学路等についてもさまざまなご意見をいただいたところでございます。

しかしながら、八幡小の急傾斜地対策工事につきましては、本年度において地質

調査、測量設計業務を行っており、統合計画にかかわらず、児童の安全確保のための事業を進めているところでございます。

さらに、周辺道路の環境等につきましても、徒歩通学児童とスクールバス利用児童の進入を別ルートとするなど、安全対策に細心の注意を払いたいと考えております。

このような中で、八幡小・平小城小・三岳小の統合の位置につきましては、既に当該地域の皆様にご理解を得たところでございますので、計画どおり、今後、八幡小学校の位置とするところで統合事業を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

３回目の質問を行いたいと思います。

先ほどから報告があってますとおりに、現八幡小学校で位置を決めたということであります。十二分に安全対策については検討していただきたいし、住民の皆さん方からのいろんな批判ないようにお願いをしたいなと思います。

それでは、ちょっと横に触れますけれども、鹿央と米田の統廃合をめのだけ小学校に設置をしました。住民説明会は十二分にできているという報告の中で、議会はそれに基づいて決定をいたしました。その後、あっちこっちからいろんな批判が出てきたのは皆さん御存じのとおりで、住民監査まで受けたという内容であります。

今、裁判所で協議中だと思いますけれども、当初、請求された事件内容と、当初は予算執行の停止でありますから、もうできてしまっているので、それ終わってますから、その後、何か変わったという情報も聞いておりますが、その裁判の状況の変化についてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

永田議員の一般質問３点目の公金支出差止等請求事件の経過につきましてお答え申し上げます。

本件は、平成27年12月に、米野岳中学校区小学校の統合位置をめぐり、住民監査請求を行った方々を中心とする原告により、山鹿市長を被告とする訴状の提出があったものでございます。

内容につきましては、当時、米野岳中学校区小学校の学校規模適正化事業を進めている中で、被告である山鹿市長に対して、本裁判の終結時以降、この事業に係る公金の支出をしてはならないというものでございました。しかしながら、結審前の本年４月に、米野岳中学校区小学校の学校規模適正化事業が完了し、新たにめのだけ小学校が開校したところでございます。

このことにより、以後のこの事業に関する公金支出が見込めないことから、原告において、公金支出差止請求から損害賠償請求への訴訟切りかえとし、去る10月４日に訴えの変更申立書が中嶋市長個人へ提出されたところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

今の答弁によりますと、訴えられた山鹿市が、今度は個人の市長に対しての賠償責任のような報告でありましたけども、そういうことですよね。というのは、これは何で僕はこれを聞いたかというと、これだけ鹿央地区で問題になってて、議会もしっかりどがんなりよっどかと心配しているのに、そういう決定がなされた内容すら所管委員会は多分報告もしてなかと思うとですが、議員は誰も知らなかったと。そこら辺は十二分に、機会あるごとにやっぱり報告をしてもらいたいなと思います。

それを踏まえて、４回目の質問をいたします。教育長にお伺いをしたいと思いますが、僕は何回も教育行政には一般質問で質問をしております。

教育委員会は独立行政委員会であります。行政が介入できない19項目を設定されています。学校の設定であるとか、統合であるとか、人事権であるとか、社会教育であるとか、文化だとか、そういうもろもろの大きな枠の中の束ねをしていただいているのが教育長だと理解をしながらご質問をさせていただきます。

学校再編につきましては、教育長就任されてましたから、小学校統合廃合第２次計画を策定をしていただきました。そして、それに向けてしっかり努力をして事業を進めてこられました。ご苦労なり、ご努力については、心より敬意を表したいと思いますが、第２次基本計画は計画どおり進んでいないというのが現状であります。先ほどからお話があります、いろんな問題を言われれば、こがんあるけんて言われれば、それで済むわけですけども、計画は計画としてやっぱり遂行努力をしていただかないかんなと思います。

そこで、住民説明や内部の連携が不十分じゃなかつかなという理解をしたわけであります。というのは、訴訟があったり、サイクリングターミナルの議案提出修正

があったり、こういうことが発生しているのは、こういう連携プレーがないからじゃないか。例えば、教育委員の先生方、それから教育長、そしてなおかつ職員の皆さん方との十二分な検討、それから住民に対する必要性であれば、これでもかこれでもかと言えるぐらいの説明をした上で、やっぱり事業に取り組むべきではないのかなということをちょっと考えましたので、教育長としてここら辺のご判断をお伺いをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

永田議員の質問にお答えをいたします。

学校再編は、関係する地域の歴史や伝統、生活環境などを変える大きな事業でもあるため、その事業を進める上でＰＴＡや地域住民の方々の十分なご理解を得ることが必要であると考えております。教育委員会の力不足で、その過程において時間を要しており、市民や関係者に対して多大なるご迷惑をおかけしておりますことに、深くおわびを申し上げます。

教育委員会としましては、今後も常に子供たちのことを中心に考え、子供たちの将来をしっかり見据えた取り組みを一丸となって進めていきたいと考えております。

これまでの反省を踏まえながら、職員一人一人の意識をさらに高め、緊張感を持って事に当たってまいります。地域住民への説明はこれからもしっかり行い、十分な理解を得ながら、計画的に慎重かつスピーディーに事業を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

教育委員会におかれましては、非常に住民、それから子供たち、我々もひっくるめて、大きな期待を持っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、４点目の質問に入りたいと思います。

学習指導要領の改訂についてお伺いをします。これにはまだまだ深い内容を調査する必要があると思いますので、基本的なところだけちょこっと教えていただきたいなと思います。

まず、指導要領が改正されるということでありますけども、要領の改訂では具体的などの辺が変わるのかなということをお尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。田上教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　田上　明利君　登壇］

○教育部首席教育審議員（田上　明利君）

永田議員の一般質問の４点目、学習指導要領の改訂につきまして、何が変わるのかお答えをいたします。

今回の学習指導要領の改訂を受け、小学校では平成32年度から、中学校では平成33年度から全面実施されます。

今回の学習指導要領の改訂では、情報化・国際化など、急激な社会変化の中でも、子供たちがさまざまな問題を解決し、未来を切り開いていく力を育成すること、また知識の理解の質を高め、道徳教育の充実など、豊かな心や健やかな体を育成することを基本的な考え方として改訂が行われました。

これを受けまして、主体的・対話的で深い学びという授業改善の視点、いわゆるアクティブラーニングの視点が取り入れられました。

教育内容の主な改善事項としましては、特に道徳科と小学校外国語が新たに教科化されたことが挙げられます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

２回目の質問をいたします。

特に道徳科ができるということと、外国語の授業が始まるという２点ですよね。その中で主体的な対話的な深い学びという表現がありましたけれども、これは後日、しっかり学ばせていただきたいと思います。

そこで、現時点でこれに向けて準備がいると思いますが、どれくらいまで進んでいるのか、平成31年、平成32年スタートするに当たっては、大変な時間がかかると思いますけれども、そこら辺を少しさわりだけでも教えていただければ助かります。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。田上教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　田上　明利君　登壇］

○教育部首席教育審議員（田上　明利君）

次に、学習指導要領の改訂に向け、どれくらい準備が進んでいるかについてお答えいたします。

まず、道徳科の実施に向けましては、小学校で平成30年度から先行実施されるため、山鹿市では本年８月に、小学校教科用図書の採択を行いました。さらに道徳科の指導方法及び評価につきまして、新学習指導要領説明会のほか、校長会議で５回、教務主任、研究主任等の研修を通じまして、最新の情報や本市教育委員会の方針を示してまいりました。また、学校訪問や校内研修等の機会を通じて、直接道徳科の授業づくりの指導を行っております。

小学校外国語教育の実施に向けましては、本年８月の新学習指導要領説明会を初め、校長会議、外国語指導者指導法研修等によりまして、新たな学習内容や評価に関する最新情報や、本市教育委員会の方針を示しておるところでございます。

山鹿市教育委員会といたしましては、平成30年、平成31年度の移行期間では、小学校３年生から６年生まで、年間15時間の外国語授業をふやし、平成32年度の全面実施へ向けた準備をすることにしております。ただ、いまだ国から、使用する新教材等も提供されておらず、計画の多くはこれから準備することとなります。

以上、ご答弁申し上げます。

○18番（永田　紘二君）

終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、永田君の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後１時15分から再開いたします。

午前11時56分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時15分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、冨丸　洋一郎君の発言を許します。冨丸君。

［９番　冨丸　洋一郎君　登壇］

○９番（冨丸　洋一郎君）

皆さん、こんにちは。

議席番号９番の冨丸でございます。

今回は、一般質問を１問だけ通告いたしておりますので、今回、滞納状況と、それから徴収の取り組みについてお尋ねをいたしますが、今回は住宅使用料の滞納に関してお尋ねをしたいと思います。

２問ありますが、最初に滞納状況についてお伺いをします。

私は、この質問を平成21年６月の議会でお尋ねをいたしております。このときに答弁において、平成19年度決算における市税全体での滞納繰越額は４億6179万8231円とご答弁があっております。毎年、多額の滞納が生じている状況ではないかというふうに推察をいたしております。今回は、住宅使用料の滞納状況についてお伺いしておりますが、このほかにもさまざまな市税を含めて滞納が発生しているというふうに感じております。

その12月議会の中では、滞納者に関して専決処分をもって法廷のほうに上程されているということも上がっておりますので、この辺を現在、とりわけ高額の滞納者がどのぐらいの金額で、何名ほどいらっしゃるのか。そしてまた、現在の繰越額はどのようになっているかをお願いをしたいと思います。

また、滞納者が退去した場合、保証人の責任はどうなるのか。退去したら、免責になるのかどうかということも含めて、ご答弁いただけたらというふうに思います。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。中原建設部長。

［建設部長　中原　忍君　登壇］

○建設部長（中原　忍君）

冨丸議員の一般質問、住宅使用料の滞納の現状、徴収の取り組みについてお答えいたします。

ご質問の１回目、住宅使用料の滞納の状況につきましては、一、二カ月の支払いを忘れられている方や、住宅を退去された方を含めまして、平成28年度決算において滞納繰越額合計で8520万2000円でございます。なお、最高額の滞納者は既に強制退去済みですが、78カ月で161万円となっておりまして、ほかに同様な高額滞納者は15名でございます。また、連帯保証人につきましては、退去後においても連帯保証人としての責務はございます。

滞納の要因としまして考えられますことは、国においては経済政策の取り組みにより、企業収益、就業者数、正規雇用者のいずれも増加し、一定の成果が見られると言われておりますが、地方におきましては景気の回復基調が鈍く、その効果があらわれていないように感じられます。

そのような中、市営住宅は低所得者等の生活困窮者の受け皿となるケースも多く、加えて滞納者との面談において、多くが入居後に離職、病気等により、収入が減少していることが挙げられ、これらのことが１つの要因ではないかと考えられます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

冨丸君。

［９番　冨丸　洋一郎君　登壇］

○９番（冨丸　洋一郎君）

滞納状況についてのご答弁、ありがとうございました。

次に、徴収の取り組みについてお尋ねをいたしますが、とりわけ今ご答弁の中にありましたように、使用料の最高額が滞納者78カ月分で161万円に達していると。それも驚きでありますが、同様の滞納者が15名もいるということも、大変な驚きであります。入居するときは、経済的な要因もあったはずと思われますけれども、いつしか生活困窮者となり、滞納が始まっていくという側面もあろうかと思います。しかしながら、納税は全てにおいて市民の義務でもあり、滞納しても構わないということでは決してないはずでございます。滞納者からの徴収は非常に難しい面もあろうかと思いますが、法的な措置も必要かと思っております。

前回お尋ねした折、熊日新聞に徴税職員の安全を守れというふうな記事が掲載されておりました。県市町村職員が滞納者を訪ねて徴収する際、暴力や脅迫を受けた例が、その当時、2008年度には13件あり、うち１件は刑事事件まで発展しているというふうな記述がありました。

現在、本市において、徴収係の職員に対する滞納者からの暴力や暴言などあっているのかどうか、そしてまた、徴収に対する取り組みについて、どのような方策をとられているかをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中原建設部長。

［建設部長　中原　忍君　登壇］

○建設部長（中原　忍君）

冨丸議員の２回目のご質問、徴収の取り組みにつきましてお答えいたします。

１カ月の滞納者につきましては毎月督促状を発送し、さらに２カ月の滞納者には３カ月ごと催告状を発送しております。それでも応じない場合は呼び出し面談を実施し、納入誓約書の提出も求めております。その後、さらに誓約書に基づいた納入状況の確認・指導を行っております。

また、連帯保証人へは、呼び出し面談後において滞納状況の通知とあわせ滞納者への納入指導をお願いしております。

なお、短期の滞納者につきましては、督促の通知でほとんどの方が納付されております。長期になりますと高額になることから、支払いが滞りがちになりますので、長期滞納にならないように、職員による臨時の戸別訪問により徴収を行っております。

また、収納率向上のため、今年度から重要というスタンプを封筒に押印しておりますが、来年度からはさらなる意識づけのため、色つき封筒で発送を予定しております。

特に、長期及び高額滞納者に対しては、夜間窓口を開設しての個別呼び出し面談を実施しております。その場合には、過去に大声や暴言でのトラブルが発生しましたので、必ず複数人で対応を行うこととし、最悪の場合を考えさすまたを準備するなど、職員の安全確保に努めております。

さらには、催告状、呼び出し面談等に応じない悪質な滞納者につきましては、明け渡し訴訟を行っております。

また、昨年度からは裁判所への支払い督促の申し立て行い、一定の効果を得たところであり、今後も職員一丸となり、法的措置を活用し、収納率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

冨丸君。

［９番　冨丸　洋一郎君　登壇］

○９番（冨丸　洋一郎君）

ありがとうございました。

日ごろの徴収にいろんな取り組みをされて、少しでも改善するように努力をされているということは重々想像もできますし、非常に職員の方々も大変であろうというふうな思いを持っております。

そんな中で、今、ご答弁の中にトラブルが発生しないように、もちろんやっていくのが当たり前かもしれません。しかしながら、お互いに人間ですので、貸した側、あるいは支払う側、こういったその場面になりますと、当然感情論になってくるという、そんな中でややもすると暴力が発生したり、あるいは大声で恫喝するというようなことも発生することがあろうかというふうに想像します。そんな中で最悪の場合を考えて、さすまたを準備するということで、そんな答弁をいただきましたが、しかしながら、やはり私はその防御の体勢として、さすまたを誰が使えるのか、誰が先頭になってそれを制止していくのか。要は、度胸がないとなかなかそういった場面では前に持っていけないんじゃないかなというふうに思いますと、どうしてもそこの中には徴収する側の弱い面が出てくるんじゃなかろうかなというふうに思うときに、いつまでたってもなかなか滞納額が減っていかない。

現年においても発生しているのに、まして繰り越しでこのような金額、これも住宅の使用料に限ってでございますので、もっともっと本市の場合はいろんな場面で

滞納が発生しているかと思います。しかしながら、やはり最後に私たちが１番考えていかなければならないのは、もちろん利用者あるいは納める側は、当然の義務としてその認識を深めていただきたいと思いますし、また、徴収する職員の方々、課、含めて、やはり１番最善策を常日ごろ講じていくということが大事ではなかろうかなというふうにちょっと思うところでございます。

これは一挙に解決する問題でもありません。しかしながら、やはりそこには担当課として、いろんな色つきの封筒を導入したりとか、そういったことでいろいろ催告の仕方も考えておられるようでございますけれども、私はやはり先ほど百六十何万円という滞納額の方が、仮にもう退去後であっても、一体いつになったらこれが清算できるのかなというふうな思いがしますときに、もっと早く、これは78カ月というふうな期間の中に、なぜもっと徴収ができなかったかということは、私は職員間の中でしっかり反省もしていただきたい。

こういった方が十何名もいらっしゃるということは、これから財政も非常に逼迫していく中で、滞納額だけがふえていく、こういったことはやっぱり避けていかなきゃなりませんけれども、しかしながら、職員の方々の努力も私も敬意を払いながら思っておりますけれども、しかしながら、数字的に見れば、なぜこんなに長く放置しておったのか。幾らずつ入金してもらうとか、そういった約束、新たな取り組みとか、そういったこともされているとは思いますけれども、この数字を見ると、今まで何しよんなったっじゃろかなというふうな、そういうふうな思いもいたすところでございます。

これ以上、職員の方々に、今早急な解決ができない中で、私のほうから無理難題を言うのも、これは酷な話と思います。しかしながら、やはり健全に支払いをしている方々、市民の方々、それとの不公平感がないように、職員の方々の一層の奮起をお願いいたしまして、今回の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、冨丸君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、立山　大二朗君の発言を許します。立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

皆様、こんにちは。

議席番号１番の立山　大二朗でございます。発言通告により、一般質問をします。

さて、前回の９月定例会におきまして、私は新生児聴覚スクリーニングの公費負担、重度心身障害者等の医療費助成、災害時の地域連携及び広域後方支援等、あと

教育現場のＩＣＴ環境及び校務支援システムについて、以上４項目について質問をしましたが、その結びに、これらは全て少子高齢化が進行する山鹿にとって中長期的に見て投資的な課題である旨を申し上げました。

本日もいかにして山鹿に人を呼び込むのか、また流出させないかという観点から、また午前中、北原議員の質問にもございましたが、サステーナブル、持続可能性のあるまちづくりの観点から、限られた財政状況にあって、どこに投資をしていくかということで、小中学校の教育環境について、公共施設の予約手段について、観光立市に向けた取り組みについて、そして移住定住支援についての、以上４項目について質問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

では、まず本市における小中学校の教育環境についてでございます。こちらは３点を一括にて質問いたします。

１点目、教室備品と配布ランドセルのサイズについてお伺います。

さて、本市におきましては、教育大綱基本方針を策定し、また山鹿市教育計画におきまして、基本理念として、生涯学習社会を目指して、限りない夢を抱き、心豊かにたくましく生きる人材の育成を掲げております。また、学校教育推進事業では、ユニバーサルデザインの視点に立ち、合理的配慮がなされた子供主体の学びと質の高い授業を目指し、子供たちの生きる力を育んでおられます。

さらに、学校施設の整備・充実ということで、児童生徒の学習の場、生活の場としての安全性等の確保を図るため、施設の整備・充実に努めると掲げておられます。

大きなハードウエアとしての学校整備に関しましては、これまた池田議員や永田議員からも質問がありましたが、学校規模適正化の流れで進んでいるものと考えられますが、一方で本市の小中学校の教育現場におきましては、机や椅子の老朽化が進行している現状がございます。私たち議員が座っている椅子というのは非常に座り心地がいいんですけれども、学校のお子さん方が非常に座り心地が悪くて、場合によっては椅子が壊れてしまうなんていうことも起こっていると。さらに、時代の変遷による子供たちの体格の変化も検討に入れる必要がございます。さらには、教科書の改訂やノート、プリント類の規格変更がございます。かつて教育現場におきましては、主にＢ版が使用されておりました。現在ではＡ版、Ａ３ですとか、Ａ４ですね。そういった規格に移行していることもありまして、原行の机では授業中でも十分に教科書やノート、プリント類を広げて学習することが困難な状況があると、そういう教育現場のお声も伺っております。

学校施設は、子供たちが生き生きと学習や生活を行うことのできる安全で豊かな施設環境を確保し、教育内容・方法の多様化へ対応するための施設機能を備えることが必要です。このため、文部科学省は、学校種別ごとに施設の計画、設計上の留

意事項をまとめた学校施設整備指針を策定しております。そこで、こちらに沿った整備、また教室の備品等をなされているのかを伺います。

また、本市におきましては、新入学児童支援事業ということで、市内の小学校に入学する新１年生にランドセルを贈り、保護者の入学時の負担軽減を図っています。不要とのご意見もあるんですが、高額なランドセルの入手を市が支援しているということに賛同される市民のご意見も多数ございます。その是非はさておきです、配布されているランドセルのことなんですが、先ほど申し上げました教科書やプリント類の規格変更、Ｂ版からＡ版ですね、こちらに対応したものではないようです。そのため、子供たちにとっての利便性に問題があると言わざるを得ません。せっかくの市からの贈り物が、子供にとって最善でないとするならば、それはとても残念なことです。そこで、配布ランドセルの規格変更について見解を伺います。

２点目に、校務支援システムと教職員の働き方改革について質問します。

文部科学省におきましては、平成25年６月14日閣議決定されました第２期教育振興基本計画等に基づき、学校における計画的なＩＣＴ環境整備の促進を図っています。教職員の校務事務については、効率化の観点から、成績処理、出欠管理、時数等の教務系、あとは健康診断票、保健室管理等の保健系、あと指導要録等の学籍関係、学校事務系などを統合した機能を持つ統合型校務支援システムというものの普及が、文部科学省の主導により全国的に進んでいる状況です。

また、これからの学校におけるＩＣＴは、教職員だけでなく、児童生徒により授業等において積極的に活用することが想定されています。平成32年度から、午前中の永田議員の質問にもございましたが、新学習指導要領が小学校から順次開始される予定となっておりますが、その新学習指導要領においては情報活用能力の育成を図るため、各学校においてコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることと記載されるなど、各学校における積極的なＩＣＴの活用が求められています。さらに、小学校においては、プログラミング的思考などを育むプログラミング教育の必修化も予定されています。もう時代としては、パソコンやスマートフォン、そういったものをただ使うだけではなくて、子供たちがそういったものを開発する、どういった仕組みで動いているのか、そういったことを教える時代になってきているんですね。

また、先ほどは紙の教科書について申し上げましたが、教科書制度におきましても、その新学習指導要領の実施にあわせて、教科書使用義務の一部の履行を認める特別の教材、ちょっとわかりにくいんですけれども、要するにちゃんと指定の教科書を使いなさいよということですが、その特別教材として何とタブレット端末やパ

ソコン、こういったものを活用したデジタル教科書を紙の教科書にかえて使用する方向で検討が進められております。九州においては、佐賀県の武雄市が先行して導入を推進していらっしゃる。こういったこともマスコミの報道等で御存じの方も多いものと存じます。

このように、学校の教育活動におけるＩＣＴの積極的な活用は、今後ますます求められているところですが、とりわけ本年の３月と９月の定例会でも私質問いたしました校務支援システムについてお尋ねします。

校務で時間をとられて、とにかく教務に時間を割けないんだと。また、校務も教務も一生懸命取り組んでいらっしゃるために、その方個人のワークライフバランスが崩れていらっしゃっている、そういう教職員の方々がやっぱり山鹿市にもいらっしゃると。そういった中で、これらの諸問題に対して、校務支援システムの導入によって改善策が見込まれる、そのように想定されますが、以上に関してどのような見解をお持ちかを伺います。

３点目でございます。ダブルリミテッドの子供の支援について質問します。

ダブルリミテッドとは何でしょうかと。さまざまな理由があるんですが、１つ具体的な例を挙げるとすれば、外国生まれで、ある程度の年齢まで育ちながら、そちらで育ちながら、またその国の言葉の中で育ちながらも、幼い段階で例えば家庭の事情等のために日本に移り住むことになって、結果として生まれた国の言葉、そして日本語、こちらの２つの言語、どちらもが年齢相応の言語能力がついていってない、そういった状態のお子さんのことをダブルリミテッドといいます。

特に、国際結婚などで両親の母語が異なるような際に、問題が顕著となるケースがあるようでございます。私ごとですが、学生時代から約20年間、予備校や学習塾で主に現代文ですとか、古文、国語の講師として子供たちを私、指導してまいりました。やはり思考のベースとして、言語能力を高めていく必然性・必要性を痛感しておりました。言語が異なれば、世界の認識も異なってくる、世界の捉え方が変わってくる、これをサピア＝ウォーフ仮説という学説があるんですが、少なからず言葉が物事の捉え方、認識、また物の考え方、思考、こういったものに影響を与える、そういうことはあるでしょう。当然のことながら、言語的に不自由があれば、日常生活や学校で授業を受ける際も問題があるわけです。そして、その子の健全な成長を阻害する要因ともなり得ます。

平成26年の６月定例会におきまして、ダブルリミテッドの問題は服部議員からもご質問がありました。大変詳しく問題を調べてご質問されておられますので、そちらの議事録もぜひご覧いただきたいのですが、今回はそのときから3年ほどたっておりますので、その後の状況、支援状況について質問いたします。

まとめて、以上３点、よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

立山議員の一般質問、小中学校の教育環境についての１点目、学校備品と配布ランドセルのサイズについてお答えいたします。

まず、学校備品の机、椅子についてでございますが、現在、小中学校の教科書はほとんどがＡ４サイズになっており、それに合わせ机の天板の大きさも新しい規格のものが生産されるようになっております。これまでは、従来のＢ５サイズに対応した旧ＪＩＳ規格の机と、Ａ４サイズに対応できる新ＪＩＳ規格の机を、各学校のご要望に応じて整備をしてまいりました。

しかしながら、授業中に教師が児童生徒の席を回りながら、子供一人一人の学習状況を見て指導するなどの授業運営の観点から、現在の教室で新しいＪＩＳ規格の机を導入しますと、生徒数によっては個別に指導するスペースの確保ができず、授業運営に支障を来すことも想定されております。このことから、今後、教育委員会におきましては、従来の旧ＪＩＳ規格の机に統一し整備する方針といたしております。

また、老朽化した机、椅子の買いかえについてでございますが、机の天板や椅子の座面は合板のものを使用しておりますので、長年の使用によって合板がささくれたり、ひどくなると剝がれてくるものもあり、子供たちがけがをする原因ともなりかねません。このことから、買いかえが必要と思われる机、椅子につきましては、損耗のぐあい等により買いかえの必要性を各学校で適切に判断していただき、計画的に対応してまいりたいと考えております。

次に、新入学児童に毎年贈呈しているランドセルについてでございます。

従来のサイズのランドセルにつきましてもＡ版での使用は可能でございますが、現在、サイズ拡大による新たな財政負担等についても調査をしており、新たな規格によるランドセルの導入について検討を行っているところでございます。

次に、２点目のご質問、ここではさまざまなＩＣＴについてご意見をいただきましたが、ご質問の眼目でございます校務支援システムと教職員の働き方改革について限定し、お答えをさせていただきたいと思います。

校務支援システムは、児童生徒の基本情報を管理する学籍関係、出欠管理・成績処理・時数管理などの教務関係、健康診断結果の管理・健康管理など、多岐にわたる校務情報を校内で一元的に集約管理し、既存データを再利用することで効果的に

校務処理ができる機能を有したパソコン機能でございます。これを導入することにより、今まで手書きで対応していた各種書類の作成や、その文書確認に追われていた業務が簡素化されるなど、教職員の校務負担を減らす方策の１つとして注目されております。

文部科学省は、平成23年４月に示しました教育の情報化ビジョンの中で、平成32年度までに全ての学校に校務支援システムを普及させることといたしております。本市におきましても、これまで推進してまいりました校務改革の観点から、教職員の事務作業に係る負担を減らし、本務である児童生徒と触れ合い、向かい合う時間を創出することは重要な課題の１つと捉えております。

校務支援システムの導入につきましては、校長会からも導入の要望が出されていることから、現在、具体的な導入効果や全国的な取り組みの状況、導入システムの構成や財政面での負担などについて調査研究を進めているところでございます。

最後に、ご質問の３点目、ダブルリミテッドの子供の支援についてお答えいたします。

現在、山鹿市内の小中学校においては、議員ご質問のダブルリミテッドに該当する児童生徒は在籍しておりません。しかしながら、日本で日常生活及び学校生活を過ごすための日本語力が不十分な児童生徒は数名おり、その支援策として平成28年度決算額で総額264万2472円を充て、特別支援教育支援員を１名配置するとともに、ＮＰＯ法人に日本語指導を委託しております。

児童生徒の日本語力のレベルをもとに、指導目標・内容等を保護者、学校と相談しながら、計画的に日本語指導を行うことで、学校生活に適応ができているところでございます。

なお、ご質問にあるような状況の子供が今後市内に転入してきた場合につきましても、母国語及び日本語の言語能力等、実態を把握した上で、学校・家庭と連携した現在の支援体制を活用して日本語指導に取り組み、該当する子供たちが周囲と良好なコミュニケーションをとりながら、学校生活を過ごしていけるよう支援に努めてまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁、ありがとうございました。

まず１点目の机、椅子に関しまして、さらに申し上げます。

学校教育の現場では、一斉授業により整然と机を並べて行う学習形態だけではなく、多目的スペースを含む広い教室を利用してのティームティーチングですとか、あとグループ学習、個別学習など、一人一人の個性を生かした多様な学習形態をとることが多くなってきております。先ほどもありましたアクティブラーニングですとか。

このような状況を考慮しまして、文部科学省では教育関係者を初め、人間工学、建築学など、関係分野の専門家の協力を得まして、学校家具に関する調査研究を実施し、その成果をもとに教室用の机・椅子のＪＩＳ（日本工業規格)、いわゆる新ＪＩＳ規格が平成11年の８月に改正されておるわけです。

主な改正点としましては、多様な教材に対応できるように、机面寸法を拡大していく、多様な大きさを選択できるようにする、学習形態の変化に対応できるようにする。

２点目として、グループ学習などの場合、机の高さを一定にできるように座面高さ調整の可能な椅子によって、身長差に適応できるようにする。

３点目、机や椅子の材料・材質に関しては、有害な物質の使用のみを規制し、ぬくもりを感じさせることのできるような木製の机の導入などの妨げとならないようにすること。つまり、この材料を使いなさいではなくて、有害でなければいろんな材料を可能性として考えていいよということですね。

あと４点目、国際標準化機構（ＩＳＯ）規格との整合性を図ると。この４点ですね。

確かに大きなハードウエアとしての教室そのものの大きさに制限がある状況では、新ＪＩＳ規格の備品導入は厳しいところがあるというのは理解できます。とはいえ、例えば老朽化した机・椅子を放置した結果、安全であるべき学校の中で、けがや事故が起こるような事態は絶対に回避しなければなりません。先ほども計画的に学校からどんどん意見をいただいて変えていくというお話なんですけれども、本件に関しまして文部科学省の文教施設企画部、施設企画課の担当者とちょうど意見交換をしたんですね。その際に、私が山鹿の市議会議員ですというお話をしましたら、もう即座に「ああ、もう高品質なあや杉があってすばらしいまちですよね。」っていきなり返ってきたんですよ。もうもちろん山鹿市民として素直にうれしく思いましたし、またよく本当勉強されているなと感心したところでございますが、であればこそ、全市では予算的に困難かもしれませんが、例えば鹿北地域においては地元の恵まれた杉を活用した学校備品の整備、こういったことを検討してみるのも山鹿の新たな魅力開発につながるかもしれません。

先進事例で申しますと、球磨村の小学校では村有林の間伐材を有効利用して、森

林組合が製材して、業者がないということで、天草市の業者が組み立てを担当して、総ヒノキづくりの机・椅子を製作されているそうです。ちなみに、児童の体格に合わせて、オール総ヒノキづくりなんですけれども、４段階の高さを変えられるということなんだそうですね。また、こういったものに着目されていて、商品化の話が来たりするといったケースもあります。

コスト的に厳しいということであれば、例えば机の天板だけの交換というのもできるそうですね。また、地元の方々や民間業者への協力要請など、工夫できるような余地がまだまだあるものと考えられます。山鹿モデルの机・椅子というものが仮にできたとするならば、新しい産業につながるかもしれません。ぜひこういったことにも目を向けていただければと存じます。

２点目の校務支援システムと教職員の働き方改革、こちらについてなんですが、総務省も地域情報通信振興関連施策、長いですね、の一環で、地域ＩｏＴの実装推進として、文部科学省と連携しまして、スマートスクール・プラットフォーム実証事業を進めています。また片仮名ばかりになってきたんですが、おつき合いください。校務支援システムの導入に当たっては、セキュリティー、安全性ですね、こちらの面も検討が必要です。学校には指導要録、答案用紙、生徒指導等の記録、進路希望調査票、児童生徒等の住所録等の非常にデリケートな機微な情報が保管されているわけですね。

昨今、学校が保有するその非常にデリケートな情報に対する不正アクセス事案も発生している中で、児童生徒や外部の人間による不正アクセス、この防止等の十分な情報セキュリティー対策を講じることは、教職員や児童生徒が安心して学校においてそのＩＣＴを活用できるようにするために、不可欠な条件であることは言うまでもありません。

しかしながら、現在、学校を対象とした情報セキュリティーポリシー、こちらを策定している教育委員会が平成29年２月１日に、ＮＴＴラーニングシステムズ株式会社が文部科学省より調査を委託されて実施した教育情報セキュリティーポリシー策定及び対策実施状況に関するアンケート調査では、策定中も含めまして全体で64.1％、学校における情報セキュリティー対策の考え方がまだ全国的にきちんと確立しているとは、まだまだ言いがたい状況でございます。

このため、今後の学校における情報セキュリティー対策の考え方を整理することを目的として、平成28年９月には文科省におきまして、教育情報セキュリティー対策推進チームというものが設置されまして、計５回の審議を経て、教育情報セキュリティーポリシーに関するガイドライン、こちらを取りまとめております。

山鹿市においてももちろんそういった情報セキュリティーというのを、また教育

現場でも考えていかなければならない。特に校務支援システムの今後導入というものが検討、また推進されていくのであれば、教育委員会では山鹿の場合はサーバーが整備されていますけれども、コストとの兼ね合いもありますが、ぜひセキュアな安全なシステムを構築して、そして教職員の皆様が本来業務である生徒や児童の指導に邁進できる、そういった環境づくりをお願いしていきたいと存じます。

また、３点目のダブルリミテッドの子供たちの支援なんですが、どこからどこまでがダブルリミテッドだよと、そういう認識、線引きには難しいものがございます。５歳で長崎市からイギリスに渡られて、作家として活躍されてノーベル文学賞を受賞されましたカズオ・イシグロ氏のようなケースもありまして、そのバイリンガルのお子さんというのは非常に大きな可能性があるわけですね。そのカズオ・イシグロ氏もイギリスの教育の成果だと、自分はそうやって２つの母国語を持って、それがよかった。でも、それをちゃんと伸ばしてくれたのはイギリスの教育だっていうふうにおっしゃっているんです。ですので、やはりそういった子供たちをきちんと支援していくような仕組みというのは、絶対に必要不可欠なわけです。

また、その対象となる子供たちだけではなくて、必要に応じてその保護者の方の日本語指導が必要とされるケースもあるものと存じます。ぜひそのようなご家庭もしっかりと配慮をしていただきまして、生涯学習社会を目指して限りない夢を抱き心豊かにたくましく生きる人材の育成、こちらを実践していただきますようお願いいたします。

続きまして、公共施設、特に社会教育施設及び社会体育施設、こちらの予約方法の現状と今後の予約システムの導入の方針について伺います。

平たく申しますと、インターネットで公共施設の空き状況の確認や施設の予約ができるようにしていくべきではないかということでございます。

こういうことばかり先ほどから申し上げてますと、また立山が何かお念仏かお題目みたいに、インターネットとかそういうことばかり叫んでいるように思われるかもしれないんですけれども、でも高度情報化社会がもう現実のものとなりつつある昨今ですね、インターネット上に情報がないものはもうこの世に存在することを確認できないんだと、そうみなされてしまう時代になってきているんです。昔からの考え方でいくならば、道路がなければ人が来ないとよく言いますよね。それと同じなんです。ネット上に情報がなければ、やっぱり人が来ない、そういう時代になっているんです。

後ほど質問します観光立市に向けた取り組みにもかかわることなんですけれども、広く市民の皆様や、また市外の皆様に山鹿市の公共施設を利用していただくことは、例えば教育面では山鹿の文化、スポーツ振興ですよ。産業面ではスポーツ合宿、観

光による訪問客の増加です。とにかく多岐にわたってメリットがあるものと考えられます。もちろん市内におきましても、会議をする際に借りやすいですとか、何かイベントをする際に非常に便利だと、そういう利便性の追求もあるわけです。インターネットを活用したオンラインでの予約システム、こちらが整備されたら、市民の利便性の向上だけでなく、先ほど申し上げました事柄にもしっかり波及効果がございます。こちらは総務省も非常に力を入れて支援していることでございますので、そこで公共施設の予約手段に関して、現状と今後の予約システム導入の検討について伺います。

お願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

立山議員の一般質問の２点目、公共施設の予約手段について、市民が利用可能な公共施設の中で施設数が多い社会教育施設及び社会体育施設に限定して、教育部からお答えいたします。

まず、社会教育施設としましては、地区公民館及び地域にある社会教育施設がございます。このほかにも社会教育施設ではございませんが、社会教育課所管の市民交流センターなどがございます。

地区公民館等の社会教育施設の利用につきましては、広く市民の方にご利用いただけますが、実際は地域性が強い施設であり、地元のご利用が多い傾向にございます。こちらの予約につきましては、それぞれの施設で電話または窓口での対応であり、申請書を提出いただくことで予約完了となります。一方、山鹿市地域振興公社を指定管理者として委託しております市民交流センター及び八千代座につきましても、予約はそれぞれの施設での電話か窓口で対応いたしておりますが、山鹿市地域振興公社のホームページ上で翌月分の行事予定を公開いたしております。

次に、社会体育施設の予約につきましては、県大会以上の大会は、前年度の12月に利用調整会議を開催し、翌年分の仮予約を受け付けております。通常の予約につきましては、利用調整会議で仮予約をしたもの以外を、利用月の前月の１日から受け付けております。利用の申し込みは、カルチャースポーツセンター、市民スポーツセンターはそれぞれの施設で、鹿北・菊鹿地区の社会体育施設は両市民センターで、鹿本・鹿央地区の社会体育施設はそれぞれの体育館で予約の受け付けをいたしております。いずれも電話での仮予約も受け付けておりますが、利用承認申請書を提出していただくことで予約の完了となります。

なお、施設の利用状況につきましては、カルチャースポーツセンター、市民スポーツセンターは、翌月分の行事・大会予定を山鹿市地域振興公社のホームページ上で公開いたしております。

議員ご指摘の公共施設予約システムの導入に関しましては、熊本県と熊本市が共同で運用しております公共施設予約システム、通称ひばりネットへの加入について照会がございました。ただ、体育施設・公民館・文化施設を対象とした５年間の負担額が2000万円を超える試算となり、一方で現在利用されている市民の多くがインターネットでの予約ができない現状にあることから、ひばりネットへの加入は見送ったところでございます。

県内でも単独で公共施設予約システムを導入している自治体もありますので、他市の先進事例を調査した上で、施設の管理体制も含めたシステムの運用等について課題を整理するとともに、費用対効果も含めて予約システムの導入の可能性について研究をしてまいりたいと考えます。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁、ありがとうございました。

現在の利用者の多くがインターネットでの予約はできない現状ということなんですが、ではなぜ市はネット利用者が少ないという認識の中でオフトークを廃止して、やまがメイトに移行したのかと、ここはつながらんと、不可解でございます。高齢者の方でも多くの市民の皆さんがスマートフォンやパソコンを利用されている、そういう前提に立って、やまがメイトなどが使われるようになってきているんじゃないかと思うんですが、そこに矛盾があるように感じますが、いかがでしょうか。

システムとか、ＩＣＴ、ＩｏＴ、こういう片仮名を使うと非常に難しいものと先入観があるかもしれませんが、既にテレビや携帯電話などが当たり前のようにインターネットに接続されている世の中でございます。ごらんになっているテレビだって、もうネットにつながったりするんです。国や総務省にしても、ＩＣＴ活用による地方創生戦略を推進している現状で、むしろ市が率先してそのようなプラットフォーム、基盤を整えて、需要を喚起していくべきものと考えます。

予約システムによって、利用者の動向、例えば予約の集中する時期とか閑散期、施設ごとの利活用状況など、多様な分野に利するような情報も分析できるようになります。まち・ひと・しごと創生基本方針でも、情報支援の矢として、地域経済分

析システム（ＲＥＳＡＳ）というものがございますが、官民が保有する産業・人口・観光等の地域経済にかかわるさまざまなビッグデータを、こちらを見える化すること。また、ＲＥＳＡＳの利用支援を行う人材を国の出先機関に配置する、こういった地方公共団体、さまざまな主体による活用を推進することがうたわれていますが、こういった情報の集約化と分析、こういったものもそういった公共施設の予約システムなどからとっていくこともできるんだと、そういったことをご理解いただければと存じます。

また、なかなか高齢者でインターネットを使わないんじゃないかというご意見もあるんですが、一方でインターネットが若い世代に利用されているという前提に立つならば、それこそですよ、これまで地域の公民館、余り利活用できていない若い世代に、そのような機会を提供していくべきであります。それが地域の潜在的な力、地域コミュニティーの確立にもつながっていくわけです。公民館などでライブを行うですとか、何かイベントを行う、なかなか今までの公民館でそういった活用をされているケースは山鹿ではまだ少ないようです。

また、後ほど質問させていただく観光立市についての件でも、やはり社会体育施設、文化施設等々の予約状況がオープンになっていることで、これまで以上に市の内外からの利活用が増加する。これまで投資してきた、そういう施設がきちんとした成果を出していくということが見込まれます。例えば国の重要文化財である八千代座に代表されるような本市の歴史的な文化施設、こういったものがただ保護管理下にあって、もう眠っているような文化財ではないんだと。今なお市民生活に寄り添って、まさに生きている文化財として利活用されているわけですけれども、そういったインターネット、オンラインの予約システムなどが市内外に、特に市外ですね、そのような資源があるんだよということをしっかり発信する効果的な戦力となることも必然でございます。確かに何かしらの投資は必要になってきますが、これは企業さんですとか、開発社のものを精査していただければ、意外と低コストでできる場合もございますので、改めて調査研究、検討のご報告を本会以降の議会でも質問させていただきたく存じます。

それでは、次の質問にまいります。

３項目めですね。観光産業の競争力強化に向けて、特に山鹿版のＤＭＯ設立の進捗状況について、本年の３月定例会でも質問させていただきましたが、その確認も含めまして再度質問いたします。

改めて申し上げますが、第２次山鹿市総合計画におきまして、山鹿版ＤＭＯの設立による観光窓口の一元化、そして来訪者の効率的な呼び込みのための環境整備、こちらによって雇用の創出、地域全体の経済活性化が呈示されておるわけでござい

ます。ＤＭＯ、さまざまな地域資源を組み合わせて、観光地の一体的なブランドづくり、また情報発信やプロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進主体のことをＤＭＯといいますが、３月定例会のご答弁で、平成30年度内の設立を目標とすると明言されておられます。

さて、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部、また国土交通省観光庁が策定しております日本版ＤＭＯ形成・確立に係る手引き（第２版）というものができております。それによりますと、登録を受けたその日本版ＤＭＯの候補法人に対しましては、内閣府の地方創生推進交付金による支援の対象となり得ることに加え、日本版ＤＭＯ候補法人及びそれと連携して事業を行う関係団体に対して、観光庁を初めとする関係省庁で構成される日本版ＤＭＯを核とする観光地域づくりに対する関係省庁連携支援チーム、こちらを通じて重点的支援を実施することとなっております。

国土交通省や観光庁の支援を受けられる、これももちろん重要なんですが、既存の組織で職務やサービスが分割されているという、その現状ですね、こちらを改善しまして、さまざまな団体がＤＭＯに一元化されていく。そして、観光客、またビジネスの方、スポーツで来訪される、そういった方々に対してもこれまで以上に効果的な情報の発信、そしてニーズに沿ったサービスの提供ができるようになるということ。ほかにも本市にどのような資源があるのかをちゃんと把握して、さらに時代のニーズに沿った商品・サービスの開発につながる。もちろん農業にもメリットがあるわけでございます。これらのことなどが魅力であると考えられます。

また、観光立市を実現するに当たっては、そのイニシアチブをとる、そういった組織としても期待されるものです。そこで、本市の観光産業の競争力強化に向けた山鹿版ＤＭＯ設立の進捗状況について、再度伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

立山議員の一般質問、観光市立に向けた取り組みについてお答えいたします。

現在、本市におきましては、第２次山鹿市総合計画及び山鹿市総合戦略における基本目標といたしまして、戦略的産業の推進と魅力ある雇用の創出を掲げ、観光地山鹿の知名度向上を目指しているところでございます。

具体的に申し上げますと、山鹿灯籠を国内外に向け発信する山鹿灯籠ジャパンブランド構想、山鹿独自の地域資源を生かした着地型観光商品の開発、菊鹿ワイナリ

一構想の推進、そして台湾・香港など、東アジアをターゲットとしたインバウンド対策事業、日本遺産認定を契機に地域の魅力を国内外に発信する日本遺産活性化事業などを展開しているところでございます。

これらの重点施策を戦略的に展開し、国内外からの観光客の流れを確実に呼び込むためには、観光に関する各種データの収集・分析、明確なコンセプトに基づいたプランの策定など、地域の稼ぐ力を引き出すための確かな戦略を持った観光地づくりに取り組むことが重要であり、その受け皿となる組織として山鹿版ＤＭＯの形成が必要であるというふうに考えております。

ＤＭＯの形成に向けての進捗状況につきましては、昨年度は商工・観光関連事業者や金融機関、各種団体など、多様な関係者を対象にワークショップを開催しております。また、本年度に入りまして、観光協会、商工会議所、金融機関、企業など、中心メンバーによるミーティングを行い、もうかる仕組みについて具体的に協議し、今年度内には組織のあり方、戦略の策定を予定しているところでございます。

また、ＤＭＯの形成には専門性を有する人材の確保が非常に重要であることから、全国や県内の先進事例も参考にしながら、組織の核となる人材の育成確保に取り組んでおります。

そして、将来にわたり、観光事業者にとどまらず、交通事業者や商工関係者、農林業者などの民間事業者と行政との連携により、山鹿版ＤＭＯを形成し、オール山鹿の体制で、その戦略を着実に実施していくことが本市の観光産業の競争力の強化につながっていくものと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁、ありがとうございました。

外国人観光客等おもてなし向上プロジェクトセミナーというものが本市でも行われておりますね。県が行っているものですが、そういったものによる啓発、あとは山鹿遊びなどの着地型観光商品開発、こういうふうに実績が出始めているものを本当に喜ばしく思うわけです。

先日、本市でシルクサミットが開催されましたが、内外から多数のお客様にお越しいただきまして、セミナーにおきましても大変有意義な講演がございました。講演されたスプツニ子！さんのアート作品なども大変興味深くて、このようなサミットや会議、イベントなどをどんどん誘致しまして、さらには本市の資源を活用した

観光振興や産業振興が、今後もより発展していくよう、ぜひその山鹿版ＤＭＯを実現し、推進していただければと存じます。

ＤＭＯだけではなくて、いろんな形があるんですけれども、例えば先日、行政視察してまいりました八王子観光コンベンション協会というものがございます。こちらは市の、山鹿でいえば、例えば経済部と商工観光課、そして観光協会、そして商工会議所、この三者でつくったものでございます。もう完全に観光に関すること、また誘致のことですとか、イベントのですね、を一元化しているわけですね。それで、非常に大きな会議などの招致にも、もう既に効力を発揮しているということでございます。

また、先ほどから申し上げておりますＤＭＯ、これは幾つかカテゴリーがございますが、日本版ＤＭＯに登録、また候補法人登録されているものとして、熊本県におきましては、もう八代市が先行して地域ＤＭＯということで、一般社団法人ＤＭＯやつしろを設立されています。また、候補法人登録されているものとして、地域連携ＤＭＯ、単市だけではなくて、幾つかの市で連携されている。県としてはくまもとＤＭＣ、あとは八代市や人吉市、水俣市、氷川町等々で株式会社ＫＡＳＳＥＪＡＰＡＮ、あとはこれは熊本県だけでなくて、大分県や宮崎県などの阿蘇市、南小国町ですとか、竹田市、高千穂町などで公益財団法人阿蘇地域振興デザインセンター、また地域のＤＭＯとして近隣では玉名市の一般社団法人玉名観光協会がもう既に登録されているわけでございます。先ほどお話しました国からの支援が受けやすいという形にも、もう既になっとるわけです。県内においてもこれだけ先行されているわけであります。ぜひ、先行しているそういったＤＭＯやＤＭＣ、これを山鹿版ＤＭＯが追い抜くなり、また連携するなりして、観光立市をぜひ実現していただきたく存じます。

最後です。残り時間のこともございますので、簡潔に伺います。まず、移住定住支援について、その中でも結婚支援事業の現状と見通しについて伺います。

本市では、やまが肝いりどん事業が推進されています。市民の皆様からもよくどのような活動をしているのと、実績はあるのかというお声を頂戴するわけですね。例えば広報やまがなどでもその活動は告知されておるわけですけれども、改めてその活動状況やデータなどをお示しください。

よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品市民部長。

［市民部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○市民部長（阿蘇品　貴司君）

立山議員の一般質問、移住定住支援についての結婚支援事業につきましてお答えいたします。

本市の結婚支援事業は、定住促進、地域活性化及び少子化対策を図るため、平成23年６月より、やまが肝いりどん事業としてスタートしました。これは、結婚相談員肝いりどんが結婚情報や出会いの機会を提供するなど、結婚希望者の婚活をサポートする制度でございます。登録者１人に対し、担当の世話役として肝いりどん１人が寄り添い、相性がいいと思われる男女を引き合わせる見合いが基本であり、現在男性６人、女性12人の合計18人の肝いりどんを委嘱しております。

登録できる方は、結婚を希望する50歳未満の独身男女で、山鹿市に居住しているか、結婚後に山鹿市に居住する予定の方であれば登録できます。当初は、年齢制限を設けておりませんでしたが、平成26年度から少子化対策に重点を置くため、50歳未満という年齢制限を設けております。

11月末現在、男性70人、女性68人が登録されており、そのうち男性２割、女性４割の方が本市以外の登録者です。平均年齢は男性が40.2歳、女性は30.7歳となっており、事業開始から、肝いりどんによる371組の見合いを行い、平成26年度からは15回のセミナー、４回のお見合いイベント、また７回のセミナーつきイベントを開催しており、これまで20組が結婚されております。現在も８組が交際中で、そのうち１組は結納を済まされております。肝いりどんによる見合いに加え、セミナーやイベントの効果により、成婚数が平成27年度は６組、平成28年度は４組、平成29年度も６組と、順調に推移しております。

今後も、本市や熊本県のホームページ及びメールマガジン九州・山口地域あかい糸メールなどを活用し、本市及び本市以外の結婚希望者への情報発信に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁、ありがとうございました。

ただの婚活事業とか、よくある婚活パーティーなどではなくて、人がベースになっていると、その肝いりどんという。特に地元にしっかり長年根をおろしてらっしゃる方が寄り添っていく、そういった点がポイントになっているということで、また着実に結果も出ているということですね。私自身が独身でございますので、よく自分が率先して登録しろよと、そういった声を市民の皆さんからたくさん頂戴する

んですけれども、本日大変頼もしい実績を伺いましたので、改めて私自身も検討してまいりたいと存じます。

そういった中で、本市の肝いりどんのホームページ、山鹿市役所のホームページ内にありますけれど、またそういったもののデザイン等も少し見直しを考えていかなければならないのではないかと。特に何かしら婚活とかに参加するのに、まず抵抗感がある方も非常に多いと伺います。そういった中で、やっぱり入り口が入りやすいと、かつデザイン的にも洗練されている、また内容がわかりやすいという点は非常に重要なことですので、せっかくホームページ等にも載っているわけですから、またチラシなどもつくられるのであれば、ぜひそういったデザイン面も強化されていく、それが意外とつながっていくわけですね。

また、婚活事業に関しましても、他市においても非常何かしらのストーリーですとか、コンセプトといったものをしっかりと策定されているところがやっぱり成功している先進事例になっているようです。それこそ先ほど申しましたスプツニ子！さん、シルクサミットでもありましたけど、あかい糸の話ですとか、せっかく山鹿にシルクというのがあるわけですから、そういったものを活用する、何かしら提携していくとかいうのもおもしろいんじゃないかと思います。

また、山鹿の民間事業者とももっともっと連携して、何かしらイベントをただ行うだけではなくて、インセンティブというとあれですけど、メリットのようなものが生まれる、お互いに、業者さんにとっても、婚活をされている方にとっても。そういったことが山鹿の魅力にもつながっていて、また山鹿でそういったことをやっている、じゃあぜひ、移住定住も考える中で、婚活するんだったら山鹿に登録しようといった流れも出てくるのではないかなと思います。

余りこの問題について熱く語っていると、結局お前が結婚したいんだろうみたいな話になるので、ここら辺で終わりたいと思いますが、ただ先ほどの点で、少子化対策に重点を置くため、50歳未満ということなんですけれども、そこのところはいろいろまた考えるところもあるのかなと。もちろん少子化対策も大事なんですけれども、いっそ例えばご年配の方でもおひとり身で寂しいという方は結構いらっしゃるわけです。また、山鹿に帰ってきたいとか、そういった方にも目を向けてみるのも１つではないかなと思うんです。年齢については、また今後、ぜひ検討していただければと思います。

２点目、住環境について伺います。

移住促進のためには住環境を整えて、そして移住していただく方にちゃんとメリットがありますよというものをつくらないといけないわけです。本市にはたくさんの空き家、空き店舗がございます。特に空き家ですね、もちろんいろいろ考え方は

あるわけですが、やはり防犯上も防災上も問題になってきますし、それにせっかくあるそういったリソースといいますか、資源を生かさない手はないわけでございます。ただ、残念ながら所有者のなかなか許可がおりないですとか、居住者不明であるとか、そういった事例はもちろん重々承知しておりますが、とにかくその所有者に対しても、空き家バンク登録と、そういったものにもインセンティブというものをきちんと用意しておけば、もっともっと登録がふえていくんではないか、活用が促進されるのではないかと考えられます。そこで、本市の移住定住支援に関しまして、特に住環境支援の取り組みについて伺いたいと思います。

お願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品市民部長。

［市民部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○市民部長（阿蘇品　貴司君）

２回目のご質問、住環境の支援の取り組みにつきましてお答えいたします。

移住される方の住環境の支援につきましては、空き家バンク活用促進補助制度と三世代同居住宅支援補助制度がございます。

空き家バンク利用促進補助制度は、空き家バンク登録物件を利用し、移住された方や、契約された所有者を対象に、改修工事費用、片づけ費用及び引っ越し費用の一部を支援するものです。補助額は、補助対象額の２分の１で、改修工事費用が50万円、片づけ費用及び引っ越し費用がそれぞれ５万円を限度としており、昨年度の実績は、改修工事補助が４件、引っ越し補助が２件、計６件で、移住者の数は５世帯10人でございます。

三世代同居住宅支援補助制度は、本市に住む親元に、子供や孫が家族を連れて移住され、三世代家族を形成される際の住宅の新築工事費用、改修工事費用、購入費用の一部を支援するものです。補助額は補助対象額の２分の１で50万円を限度としておりますが、市外事業者と契約を行う場合は25万円の限度となります。昨年度の実績は、新築工事補助が１件、改修工事補助が１件、計２件で、移住者の数は２世帯６人でございます。

今後も本市を移住定住の候補地として選択してもらうため、鹿本地域移住定住促進協議会とともに、いわゆるＳＮＳの活用や移住定住総合相談窓口、また東京等で行われる移住相談会を活用し、移住者向けの住宅支援の情報発信に努めますとともに、移住者を温かく迎えるための移住者交流会の開催や、移住体験の受け入れを通した地域住民意識の醸成に取り組みながら、移住定住の促進に努めていきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁、ありがとうございました。

先ほど、公共施設の予約手段、ここでもいろいろお話したんですけれども、とにかくやっぱり情報発信というものが必要不可欠だと思うんです。制度を御存じないような市民の方も本当に多くいらっしゃるなと。山鹿は何もしてくれんみたいなお話聞くんですけど、いやいやこういうのがありますよと言うと、「ああ、そぎゃんとあっとね。」という声が聞こえるわけですね。もちろんいろんな形で発信しているのは存じています、広報やまがですとか、ホームページ上ですとか。ただただ、何かしら目に触れる機会を、例えば本市ではやまがメイトもございますし、そういったもので何かしらうまく活用していただければとも思います。

ただ、補助額が補助対象額の２分の１で、例えば改修工事で50万円が上限ということなんですけど、もちろん市の財政等もありますし、どこまで移住者に対してだけ、そんなメリットがあるようなものをつくって、公平性が保てるかというところも出てくるかとは思うんですが、例えば私が東京都から山鹿に帰ってきて、古い民家を改修して住んどるんですけれども、やはりちょっと手を入れるだけで、もうすぐ100万円、200万円とかかっていくわけですね。もちろん取っかかりとしては悪くはないと思うんですけれども、何かしらもっともっと考える点もあるのかなというふうには考えられますので、特に例えば先進事例で成功されているところですとか、また悔しい話なんですけど、悔しいというような言葉が不適切かもしれませんが、近隣では菊池市、こちらが空き家バンクの登録者を順調にふやしていらっしゃる。もう既に山鹿よりも登録者が非常に多い状況ですね。また、きくち暮らしのすすめというウェブサイトを開設して、移住定住を検討されている方々にもわかりやすく、菊池市の魅力を発信されてます。ぜひ、我が山鹿市も負けず劣らず、地域の皆様、地域おこし協力隊の皆様など、他市からいらっしゃった方々の協力体制を構築しながら、しっかりと山鹿独自の魅力を発信していただきたいと存じます。とにかく、北原議員のお話にもありましたけど、サステーナブル、持続可能性のあるまちづくりですよ。とにかくどこに投資していくかというところで、本当に効果的な投資の先はどこか、そしてそれが持続可能なまちづくりにつながっていくかより、先ほどもお話がありましたが、稼ぐまちづくりになっていくか、そういった視点をしっかりと、いろんな分野のところで持っていくことが山鹿の本当にマネジメント改革だ

と思います。

以上で、一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、立山君の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後２時31分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後２時46分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、有働　辰喜君の発言を許します。有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

皆様、こんにちは。

議席番号５番、有働　辰喜です。発言通告に従いまして、質問させていただきます。

本日の質問内容は、スクールバスの補助金関連と、学校規模適正化事業の小学校の統合関連です。一問一答でよろしくお願いをいたします。

質問に入ります前に、午前中に永田　紘二議員が、めのだけ小学校の裁判問題について質問をされ、ご担当者から、裁判の内容が公金支出差しとめから、事業が終わったので損害賠償請求に変わりましたとの答弁がありました。市民の皆さんに、裁判が今続いているということ、それから裁判の内容がこういうことであるということが周知できましたことは、正直ありがたいと思っております。原告団の一人として、この訴訟は住民としてやれることを全てやった上で、最後のとりでとして、最後の手段として起こしたものでありますということを申し添えておきます。

今はどの地域の方々も、鹿央の二の舞にならないようにということ、それから教育委員会も懇切丁寧に説明をされて物事が進んでおりますから、今後はこのようなことが起きることは二度とないと思っておりますけれども、山鹿市の皆さんに、鹿央町の住民がなぜこの訴訟を起こしたのか、それから自分の地区から小学校がなくなったときに、自分たちはどういう行動をとったであろうかということを考えていただき、我々の気持ちを酌み取って、今さらそんなことをしてもしょうがないだろうということではなくて、エールを送っていただきたいということをお願いをいたしまして、質問に入らさせていただきます。

それでは、最初に山鹿市内の小中学校のスクールバスを運行するために必要な運

行費の補助金についてお伺いをいたします。

本年３月議会に提出議案第18号、平成29年度山鹿市一般会計予算、（款）９教育費のうち学校管理費として、遠距離通学対策事業が小学校、中学校、合計で6506万7000円で計上され、内訳として小学校が5820万9000円、中学校が685万8000円となっています。また、債務負担行為で平成30年度から平成31年度支出予定額として１億553万4000円が計上されていました。私は、めのだけ小学校統合校の位置に反対の立場でありますので、めのだけ小学校に使用する金額については反対を表明し、ほかの小中学校分には賛成をいたしました。

さて、この予算は国のへき地児童生徒援助費等補助金を活用した予算編成だと思いますが、それぞれ対象小学校が４校、中学校が２校の合計金額であり、おのおのの学校がスクールバス運行費用にどの程度、国費による補助金を受けているのかはわかりません。

前述のへき地児童生徒援助費等補助金とは、国のへき地教育振興法及びへき地教育振興法施行令により、スクールバス購入費や遠距離通学費などに補助金を支給する制度であります。スクールバスは、運行形態により幾つかの型に分類されており、補助金支給率や補助金分類も違いますが、スクールバスを購入し運行管理を委託する専用バス委託型と、貸し切りバスを借り上げ運行管理も委託する専用バス貸し切り型の２つの方式を、当山鹿市では採用しております。そのほかに、一部スクールタクシーの採用もあります。

山鹿市の全ての小中学校で採用されております専用バス委託型は、車両購入時に使用目的が決まっております国庫補助金として、購入価格の２分の１、限度額がございまして、平成29年度は377万円、１台当たりということになっております。それと、運行費補助として地方交付税の措置がとられておりまして、それで対応しております。本年４月開校のめのだけ小学校では、初めて採用された専用バス貸し切り型の場合には、５年間が国庫補助対象期間であり、その後は文科省外の交付税措置で対応されると、遠距離通学費補助金に対して所管の文部科学省の初等中等教育局財務課及び熊本県教育委員会高等教育課で確認をさせていただきました。

その際、文部科学省より遠距離通学とは小学校では４キロメートル以下、中学校では６キロメートル以下と規定されており、それぞれそれ以下では遠距離通学とならず、補助対象から外れるという説明がありました。例えば、仮にＡ路線で運行する小学校のスクールバスの児童が30名として、そのうち10名が４キロメートル以下であれば、その率により交付金、補助金でございますが、額を査定して減額するということになります。この査定はスクールバスの購入時の補助金も対象でありまして、同様に減額されるとのことでありました。

そこで、お伺いをいたします。

１点目は、今年度、スクールバス運行の各小中学校ごとに利用児童生徒数と、補助金対象外の児童生徒数をお尋ねいたします。

２点目といたしましては、スクールバスの運行費については、国の地方交付税の交付措置を受けておられると思いますが、その交付税の算定の対象になるものは、どのようなものがあるのかをお尋ねいたします。

よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員の一般質問、スクールバス運行費補助についての１回目、平成29年度のスクールバス運行における各小中学校の利用児童生徒数と、スクールバス購入時の補助対象外となる小学校においては通学距離４キロメートル未満の児童数、中学校においては通学距離６キロメートル未満の生徒数についてお答えいたします。

山鹿小学校では利用者数20名中対象外17名、鹿北小学校では利用者数53名中対象外ゼロ名、菊鹿小学校では利用者数42名中対象外ゼロ名、めのだけ小学校では利用数223名中対象外25名、鹿北中学校は利用者数13名中対象外ゼロ名、菊鹿中学校は利用者数17名中対象外ゼロ名でございます。

次に、２点目のご質問、遠距離通学対策における国の支援内容についてお答えいたします。

国が遠距離通学対策に対して行う支援は、補助金と地方交付税の２つに大別されます。補助金は、スクールバス専用のバスを購入したときの購入費や、民間委託の貸し切りバスを利用する場合の運行委託料のおおむね２分の１を補助するもので、地方交付税は運行費や管理費などのスクールバスを運行することで生じるさまざまな経費を算定基礎として交付されます。

また、スクールタクシーを利用する際にも、特別交付税措置対象になるなど、非常に広い範囲で国の支援を受けているところでございます。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ご答弁、ありがとうございました。

私自身は、かなり補助対象外の児童生徒数がいるのではないかと思っておりましたけれども、368名中42名と、意外と少ないのに安心をいたしました。率にいたしまして、約１割強にとどまっており、補助率の減額査定についても大きな影響はないのではないかと安心をいたしました。また、国による支援も広範囲にわたり実行されているとのことですので安心しましたが、現在、山鹿市には11台の自己所有スクールバスがあり、今後も鹿本小学校を初め、統合予定の小中学校があり、どちらの型式で運用されるかわかりませんけれども、いずれスクールバスの買いかえが発生をいたします。

そこで、スクールバス関連の補助金についてご指導をいただいた所管の文部科学省の担当者に、スクールバスの新規購入時には補助金が出ますけれども、買いかえのときはどうなりますかと。それと、今後も遠距離通学補助金は継続していただけるのでしょうかということを伺いましたところ、車両更新時の補助金は、現在６年を経過した車両については補助金対象となります。運行補助金に関しては、担当者の個人的な意見として、現在、予算は計上されているけれども、申請件数が増加しており、車両購入時の補助限度額も年々減少している。それを考えると、将来も現在のような補助金が計上できるかどうかはわからないとの回答でございました。

熊本県教育委員会の担当者は、教育関係費だからなくなることはないのではないかとの回答でございました。私自身もそう思いたいのですけれども、先ほど回答いただいた現在の交付税の算入率が今後も維持されるかどうかということは心配をしております。

統合校の位置決定時には、児童生徒の通学距離というものも一応検討材料にはされますが、もろもろの要因で位置は決定をされます。それはどんなに遠くても、スクールバスでの送迎があるから通学は大丈夫であろうとの考え方があるからです。法律で定められた遠距離通学補助対象距離以内の児童生徒も、当然そこの路線をスクールバスが運行されれば、安全面や距離の線引きなどの問題もありますので利用いたしますが、対象者外が利用することで補助金が減額されるのも事実であります。

私がなぜこの補助金の質問をしたかと申しますと、今までは児童生徒の通学は徒歩や自転車、一部タクシーの利用もありましたが、通学に対する山鹿市の負担金はわずかだったと思いますが、スクールバスの運行はこれから継続事業として多額の負担金を支出していきます。将来を的確に見通すことはできませんが、市の財政悪化も予想されます。また、先ほども述べましたが、遠距離通学費補助及び交付税算入がなくなることはないのではと思いますが、補助率がわずかになったりするのではという危惧を持っておるからであります。

そこで、お尋ねをいたします。もし、そうなった場合、当然、山鹿市の運行負担

金がふえます。そうならないことを願いたいのですが、もしもそのような事態になった場合、保護者に新たな負担を求めたり、事業自体をやめてしまわれたりすることがないかをお尋ねをいたします。私自身はどんな事態になっても、スクールバスの運行費用に関しては絶対に保護者負担を求めないということを願っております。執行部のご答弁をお願いいたします。

よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員の一般質問、スクールバス運行費補助についての２回目、国の支援がなくなった場合の対応についてお答えいたします。

小学校児童及び中学校生徒の遠距離通学に供することを目的に、国が行います補助は、議員ご指摘のとおり、昭和29年に制定されたへき地教育振興法及び同法施行令を根拠として支出されております。

このへき地教育振興法では、児童及び生徒の通学を容易にするため、必要な措置を講ずることを市町村の任務として定めております。また、教育基本法にも、国及び地方公共団体は義務教育の機会を保障する、このことがうたわれており、公立小中学校における遠距離通学を緩和する措置は、自治体の責務であると言うことができます。

少子化に伴う児童生徒の減少や自治体の広域合併による学校の統廃合により、遠距離通学対策の必要性は全国に高まっている現在、補助制度や交付税措置がなくなることは想定しておりませんが、仮にそうした国の支援がなくなったとしても、こうした遠距離通学の緩和措置は継続すべきものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ご答弁、ありがとうございました。

私も、継続的に補助及び交付税算入が現在の条件で支援されることを期待しておりますが、例えどんな状況になろうとも、保護者の皆様に負担を求めず、自治体の責務として遠距離通学の緩和措置は継続するという心強いご答弁をいただき、安心をいたしました。よろしくお願いをしておきます。

さて、２番目の小中学校の統廃合に関する質問でございますが、昨日の池田議員と、それから午前中の永田議員の一般質問への答弁にあったように、現在、第２次基本計画に沿って作業が進行中でありますが、なかなか計画どおりの順調な進捗状況とは言えない状況であるのが現状のようであります。昨日、それから本日のお二人とは違う視点で質問をしておりますので、重複をいたしますが、よろしくお願いをいたします。

私たち鹿央町の住民が、統合校の位置決定を山鹿市の配布物で知らされた後の説明会で、住民の方が鹿央町から小学校がなくなるのはおかしいし、地域の核がなくなり寂しいと発言をされました。すると、市の教育委員会の職員さんが、そんな地域エゴは捨てなさい。合併して新しい山鹿市になったのだから、鹿央とか山鹿とか関係はないと発言をされました。

山鹿市教育委員会が本当にその考え方で、鹿央町から３小学校をなくしたのであるならば、現在計画より統廃合がおくれております三岳小学校、平小城小学校、八幡小学校のうち、平小城小学校は既に複式学級があると聞いておりますから、教育委員会が掲げる児童生徒のための学校規模適正化事業を早期に達成するためには、行政区を越えて三岳小学校、平小城小学校を鹿北小学校に統合すれば、鹿北小学校の児童数もふえ、平小城小学校の複式もすぐに解消されます。また、八幡小学校を新たに建築する必要もなく、財政負担も減ります。こんな発言をしましたら、三岳校区、平小城校区、八幡校区の皆さんから、何を考えとる、ばかなことを言うなと、どれだけお叱りを受けるかと思うと、戦々恐々とした気持ちになります。ですが、現実に山鹿市教育委員会は、鹿央町に対して住民の意見を聞くこともなく、他の行政区の小学校へ３小学校を統合した事実がありますので、検討に値すると思いますが、いかがでしょうか。ご答弁ください。

よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員の一般質問の１点目、八幡小、平小城小、三岳小統合枠組みの見直しについてお答えいたします。

これまでの再編事業のもととなる山鹿市立小中学校規模適正化基本計画（第２次計画）につきましては、１小学校１中学校区を基本とした枠組みにより、開校予定日の児童生徒数の推計をベースに再編を進めているところでございます。

ご案内のとおり、平小城小学校は現在、複式学級を有する学校であり、その解消

を図ることが、この計画の喫緊の課題でもあります。しかしながら、議員ご指摘の鹿北小学校は１クラス編成の教室数しか有しておらず、平小城小学校、三岳小学校と統合すると、教室の新たな増設が必要となります。また、スクールバスの所要時間も含めた遠距離対策も大きな課題になるものかと想定されます。

一方で、平成31年４月には、鶴城中と山鹿中が統合することで、３小学校とも同じ山鹿中学校区となり、隣接する八幡小、平小城小、三岳小、３小を１つの枠組みとする現在の計画がより効率的であると考えます。また、統合校の位置につきましても、既に八幡小学校として地域のご理解を得られたことから、枠組みの見直しは行わず、基本計画に基づき事業を推進してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ありがとうございました。

基本計画に基づき進めていくというお答えでございました。私は、学校規模適正化事業の目的は、児童生徒の学習環境を整えてやるための事業だと思っております。小学校に複式学級ができたり、児童数の減少に直面した鹿央地区の保護者や地域住民の皆さんが、その解消のため合併に同意して統合ができたというふうに思っております。

学校規模適正化事業の趣旨は、１中学校区１小学校ではなくて、学習環境、すなわち平小城小学校の場合は、複式学級をどうすれば最短で解消できるかということを考えることではないかと思い、めのだけ小学校統合時のように、行政区を越えた統合をすることが１番早いと思い提案をした次第であります。もしかしますと、鹿北小学校に教室を増設したほうが、八幡小学校を新築するよりも経済的という答えになるかもしれません。

昨日の池田議員への回答で、地域住民の皆さんの同意を得て10月に統合校位置が八幡小に決定したということを知りました。教育委員会が地域の皆様と粘り強く話し合いを持ち、地域の同意を得られたことには敬意を表します。３年前に鹿央地区に対しても、その配慮があったらと今も思っております。なお、この質問の根幹にあります山鹿市における行政区や校区の考え方については、いずれ機会を持って見解をお伺いしたいと思っております。

さて、２点目の質問であります。

１中学校区１小学校という目標で、米野岳中学校区４小学校が１校に統合されま

した。平成28年12月の一般質問で、池田議員の統合した学校における問題点についての質問に対しまして、当時の教育部長さんが、統合前に心配されていたいじめや不登校の増加、体力の低下等については現段階ではありませんと。新しい友達がふえ、楽しい学校生活を送ることができるようになっていると、学校現場から報告を受けていると答弁をされております。確かに児童生徒数がふえれば、友達はふえます。それが楽しいということは理解をしますし、そのこと自体に異論はございません。

私自身の体験ですので、一般論かどうかわかりませんが、私は旧の米野岳小学校に通学をいたしました。学年２クラスでしたが、学業の成績、運動能力、友人関係など、もろもろの条件で何となく序列ができていたと感じておりました。それが米野岳中学校に進学しまして、千田小学校、山内小学校、米田小学校から来た同級生と交わることによりまして、自分に自信を持つ友達や部活動の先輩、仲間たちの手助けでその序列がなくなり、どんどん輝いていく同級生を多数見てまいりました。自分自身が小中学校の９年間、同じ同級生と過ごした経験がないのですから、軽々には申せませんが、もし小学校で子供間に序列ができたら、子供たちの意識を変えるターニングポイントの機会は訪れるのでしょうか。あるいは、そんな心配は不要だと言われるのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。田上教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　田上　明利君　登壇］

○教育部首席教育審議員（田上　明利君）

有働議員の一般質問の２点目、小学校統廃合により子供間に序列ができたら子供たちの意識を変えるターニングポイントの機会はあるのかについてお答えします。

山鹿市教育委員会では、平成25年度からインクルーシブ教育に全ての小中学校で取り組んでおりまして、全ての子供が参加し、活躍できるユニバーサルデザインの視点に基づいた授業の充実と、合理的配慮の確実な提供を指導の重点に掲げて取り組んできております。

また、いじめ、不登校ゼロを目指し、一人一人が輝く居場所、集団づくりも積極的に行っているところでございます。

したがいまして、現在、山鹿市の統合した小学校で、子供間に序列ができたことはなく、またそのことによって子供たちの意識を変える機会は不必要であると認識しております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ありがとうございました。

質問のような事例は統合した学校にはなくて、そのような懸念は不必要であるとのお答えでございましたが、インクルーシブ教育の目的のような事案ではなく、またいじめみたいに直接的な行為でもありません。うまくは言えませんが、何となく序列ができてしまいます。表に出ないメンタルな部分ですので、わかりづらいとは思いますけれども、大人の世界でもありませんか。例えばＡさんには負けるけど、Ｂさんには負けてないぞというように、何となく序列をつけていることはありませんか。

以前、出席した教育委員会が実施した規模適正化事業の合併説明会で、児童生徒数は多いほうが協調性が育つし、クラスがえができるくらいの人数がいたほうがよく、また少人数だと仲よしこよしで競争心が育たないと話されたと記憶をしております。それは同じクラスだけだとよくないです。クラスがえで環境を変えたほうがいいということではないのでしょうか。教育のプロが心配ないとのご発言ですので、老婆心ながら指摘をしたようなことが起きないように、注意深く子供たちを見守ってほしいというふうに思います。

３点目の質問です。米野岳中学校区の統合問題がこじれておりましたときに、米田校区の方から、私たちは米野岳中学校の卒業生だけど、山鹿の人間だから鹿央町の行事に呼ばれることはないと言われました。行政区が違うということを簡潔にあらわした言葉です。また、米田は児童数も多いから、急いで合併する必要性も余りないとも聞きました。鹿央３小学校の保護者は、教育委員会が説く合併の必要性を理解し、小学校の現状を認識し合併に賛成でした。それを如実にあらわすのが、年月日や出席者名等は省略いたしますが、教育委員会と米田、千田、米野岳、山内の４小学校の保護者代表の合併に向けた会合で、複式学級の早期解決を願う山内小の保護者代表の話に、米田小の保護者代表が、米田の反対で統合が進まないのなら、複式学級の解消を早くするために、鹿央３校で合併し、米田単独でいったらどうかと発言、それを受けて、鹿央３校の保護者代表も賛成し、その結果を受けて教育委員会で審議し、継続審議となりましたが、いつの間にかうやむやになりました。

そこで、お尋ねをいたします。継続審議とされたこの合併案は、その後どう審議され、どのような結論が出され、どのように処理されたのかをお伺いいたします。

ご答弁をお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員の一般質問の３点目のご質問ではございますが、この件につきましては、現在、損害賠償請求の係争中でございますので、大変申しわけございませんが、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ありがとうございましたと言うべきかどうか大変迷いますけれども、係争中だから答えられないというお答えでございますので、ぜひとも裁判で明快にご答弁をしていただくようにお願いをしておきます。

それでは、４点目の質問でございます。

米野岳中学校区の統合小学校の位置決定前の鹿央町の嘱託員会議で、今後の統合校は新設ではなくて既存施設を利用して、改修や増設で対応していくとのご説明でございました。事実、統合校のめのだけ小学校は、説明されたとおり増築と改修での開校でございました。

米野岳中学校区の後に統廃合が予定されていた鹿本町も同様に、既存施設利用とのお話でございました。当時、鹿央町は統合校位置決定に対して異議を唱え反対運動が始まり、住民集会を開催いたしましたところ、鹿本町の住民の皆様がお見えになり、鹿北、菊鹿、山鹿は新築なのに、なぜ我々だけ新築ではないのか、一緒に闘おうということで協力を申し出られました。しかし、その後、不思議なことに、全く運動は起きませんでした。地元嘱託員の皆様が新築でとの要望書を提出されたことで、あくまでもうわさ話ですが、新築が約束され、反対運動は終息したというふうに聞いております。

その後、建物の耐力度調査業務委託が発注となり、その結果をもとに実施設計がなされたと思いますが、当時、この学校のほとんどの建物は耐震補強工事が完了していたと思います。それでも新築になりました。建物耐力度調査業務委託の報告書というものを見ていないので、軽々には言えませんが、ＲＣ構造物の経年劣化による強度不足が要因ならば、築年数もわかっておりましたし、耐震補強工事の時点でも把握することは可能であったのではないかと思います。統合校位置を来民小学校に決定した時点では、既存でも問題がないと判断しておられたのではないのですか。

そこで、お尋ねをいたします。どのような経緯で既存施設利用計画から新築に変更されたのかを教えてください。

ご答弁、お願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員の一般質問の４点目、既存施設の利用計画についてお答えいたします。

来民小、稲田小、中富小の再編につきましては、さきの永田議員の一般質問でも申し上げましたように、位置選定において、建物の面積、構造、建設年度や敷地面積、地形、立地条件、通学対策などを比較し、来民小学校の位置となったものでございます。

既存校の施設や敷地を有効活用するということが前提ではありますが、統合校としての位置決定を受け、来民小学校の校舎と体育館について、耐震補強とは別に、今後も長期的に使用できる建物かどうか、老朽度の度合いを評価するための構造耐力度調査を実施いたしました。その結果として、一部の校舎を除き基準値に満たなかったため、基準値以下の建物につきましては学校施設環境改善交付金の事業採択要件である危険改築として建てかえが必要という判断に至ったものでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ありがとうございました。

実施をされた老朽化の度合いを評価する構造耐力度調査における基準値というものは、どのような評価基準でございますでしょうか。また、基準値以下の建物については、建てかえるとのご答弁でございますけれども、結果を受けての建てかえなどの施設整備の計画はどうなっておるのでしょうか。

ご答弁をお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員の一般質問の５点目、構造耐力度調査の基準値と施設整備の予定につい

てお答えいたします。

まず、構造耐力度調査につきましては、学校施設環境改善交付金の補助要綱に基づき、学校建築物の建てかえが必要かどうかの客観的判断を行うものでございます。具体的には、老朽化の進んでいる建物に対して、建物の構造耐力、経年による耐力低下、立地条件による影響の３点の項目を、１級建築士等の専門家が総合的に調査し、建物の老朽化の度合いを総合的に評価するものでございます。

耐力度調査は、建物の危険な状態の度合いを点数で示し、１万点を満点とし、4500点が基準点となっております。基準値の4500点以下の建物につきましては、学校施設環境改善交付金の事業採択要件である危険改築として建てかえの対象となり、基準値を超える建物につきましては改修の対象となるものでございます。

統合校となる来民小学校の整備につきましては、この調査結果に基づきまして、校舎の管理特別教室棟1523平方メートルと、教室棟のうち744平方メートル及び屋内運動場612平方メートルが4500点の基準値以下であったため建てかえを、教室棟のうち391平方メートルについては基準値を超える点数であったため改修をそれぞれ予定するところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ありがとうございました。

結果といたしましては、わずか391平方メートルだけが改修で残り、あとは全て建てかえですので、実態はほぼ100％新築ということになります。現在まで、この鹿本小学校を含めた統合校で新築でないのは、めのだけ小学校だけでございます。何か釈然といたしません。

昨日の池田議員への答弁の中で、今後は八幡小の構造耐力度調査を行いとの発言があっておりましたので、ここも新築になるのだろうなと思いながら聞いておりました。

鹿本小学校の建築工事は、聞くところによりますと、既に発注になり、不調に終わったというふうに聞いております。平成32年４月の開校に間に合うように頑張っていただきたいなというふうに思っております。

また、所管をされる委員会には、事前に設計図書を提示してあると思いますが、今後はできますれば、全議員に連絡をいただき、閲覧希望者には設計図書が閲覧できるようにお願いをして、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、有働君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

お諮りいたします。

議案第80号の人権擁護委員の推薦について及び議案第81号から議案第94号までの農業委員会委員の任命についての15案件は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第80号から議案第94号までの15案件は、委員会付託を省略することに決しました。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（永田　健君）

日程第２、委員会付託を行います。

議案第57号から議案第79号までについては、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後３時28分　散会

～～～

１２月１５日(金曜日)

平成29年（第５回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成29年12月15日（金曜日）午前10時開議

第１　議案第57号　専決処分の承認を求めることについて
（平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第４号））
議案第58号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例
議案第59号　山鹿市６次産業化・観光連携推進施設条例
議案第60号　平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）
議案第61号　平成29年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第62号　平成29年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）
議案第63号　平成29年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第64号　平成29年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）
議案第65号　平成29年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）
議案第66号　平成29年度山鹿市病院事業会計補正予算（第３号）
議案第67号　平成29年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）
議案第68号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市薄尾斎場）
議案第69号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市一本松農村公園）
議案第70号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村））
議案第71号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（奥矢谷渓谷きらり））
議案第72号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市岳間渓谷キャンプ場）
議案第73号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市さくら湯）
議案第74号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿バスセンター（待合所棟））
議案第75号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿バスセンター（物販棟））
議案第76号　公の施設の指定管理者の指定について

（八千代座等）

議案第77号　公の施設の指定管理者の指定について

（山鹿市カルチャースポーツセンター）

議案第78号　公の施設の指定管理者の指定について

（山鹿市民プール）

議案第79号　山鹿市過疎地域自立促進計画の変更について

議案第80号　人権擁護委員の推薦について

議案第81号　農業委員会委員の任命について

議案第82号　農業委員会委員の任命について

議案第83号　農業委員会委員の任命について

議案第84号　農業委員会委員の任命について

議案第85号　農業委員会委員の任命について

議案第86号　農業委員会委員の任命について

議案第87号　農業委員会委員の任命について

議案第88号　農業委員会委員の任命について

議案第89号　農業委員会委員の任命について

議案第90号　農業委員会委員の任命について

議案第91号　農業委員会委員の任命について

議案第92号　農業委員会委員の任命について

議案第93号　農業委員会委員の任命について

議案第94号　農業委員会委員の任命について

（委員長報告）

討　　論

採　　決

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

第１　議案第57号　専決処分の承認を求めることについて

（平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第４号））

議案第58号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例

議案第59号　山鹿市６次産業化・観光連携推進施設条例

議案第60号　平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）

議案第61号　平成29年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第62号　平成29年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

議案第63号　平成29年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第64号　平成29年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）
議案第65号　平成29年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）
議案第66号　平成29年度山鹿市病院事業会計補正予算（第３号）
議案第67号　平成29年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）
議案第68号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市薄尾斎場）
議案第69号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市一本松農村公園）
議案第70号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村））
議案第71号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（奥矢谷渓谷きらり））
議案第72号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市岳間渓谷キャンプ場）
議案第73号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市さくら湯）
議案第74号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿バスセンター（待合所棟））
議案第75号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿バスセンター（物販棟））
議案第76号　公の施設の指定管理者の指定について
（八千代座等）
議案第77号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市カルチャースポーツセンター）
議案第78号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市民プール）
議案第79号　山鹿市過疎地域自立促進計画の変更について
議案第80号　人権擁護委員の推薦について
議案第81号　農業委員会委員の任命について
議案第82号　農業委員会委員の任命について
議案第83号　農業委員会委員の任命について
議案第84号　農業委員会委員の任命について
議案第85号　農業委員会委員の任命について
議案第86号　農業委員会委員の任命について

議案第87号　農業委員会委員の任命について
議案第88号　農業委員会委員の任命について
議案第89号　農業委員会委員の任命について
議案第90号　農業委員会委員の任命について
議案第91号　農業委員会委員の任命について
議案第92号　農業委員会委員の任命について
議案第93号　農業委員会委員の任命について
議案第94号　農業委員会委員の任命について

（委員長報告）

討　　論

採　　決

日程追加

第２　意見書案第３号　道路整備事業予算の総額確保等に関する意見書

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	立山大二朗	君
２番	小川榮二	君
３番	芋生よしや	君
４番	勢田昭一	君
５番	有働辰喜	君
６番	服部香代	君
７番	冨田弘海	君
８番	永田　健	君
９番	冨丸洋一郎	君
10番	藤本峰秀	君
11番	北原昭三	君
12番	芹川正美	君
13番	藤原　豊	君
14番	平井邦廣	君
15番	吉本政幸	君
16番	池田誠一	君
17番	堀　茂幸	君
18番	永田紘二	君
19番	横手啓介	君

20番　寺崎勇児君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	幸村英星君
市民部長	阿蘇品貴司君
福祉部長	戸次由夫君
経済部長	早田順二君
建設部長	中原　忍君
教育部長	大森健司君
山鹿市民医療センター事務部長	飯田啓詩君
総務部次長	大林秀樹君
市民部次長	宮崎錦也君
福祉部次長	野田勝年君
経済部次長	木下　実君
建設部次長	吉里明弘君
水道局長	白田俊輔君
秘書政策課長兼政策調整係長	野満信男君
環境課長	古江光拡君
長寿支援課長	徳永謙吾君
農業委員会事務局長	松本辰夫君
子ども課長	村上　武君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	野田修誠君
局長補佐兼議事係長	小山　天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　議案第57号～議案第94号

○議長（永田　健君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案第57号から議案第79号まで、及び議案第80号から議案第94号までの全案件を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。永田建設経済常任委員長。

［建設経済常任委員長　永田　紘二君　登壇］

○建設経済常任委員長（永田　紘二君）

おはようございます。

建設経済常任委員会から報告をいたします。

本定例会において、当委員会に付託されました議案13件についてご報告をいたします。

去る12月８日、午前10時から本庁５階会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、山鹿小学校屋外運動場既設スタンド改修工事予定箇所及び上久野団地汚水処理施設工事現場の２カ所の現地調査をいたしました。

現地調査終了後、委員会を再開し、議案を慎重に審査いたしました。その結果についてご報告をいたします。

議案第59号　山鹿市６次産業化・観光連携推進施設条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第60号　平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第62号　平成29年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第64号　平成29年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第65号　平成29年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第67号　平成29年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第69号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市一本松農村公園）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第70号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村））、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第71号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（奥矢谷渓谷きらり））、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第72号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市岳間渓谷キャンプ場）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第73号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市さくら湯）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第74号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿バスセンター（待合所棟））、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第75号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿バスセンター（物販棟））、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

服部市民福祉常任委員長。

［市民福祉常任委員長　服部　香代君　登壇］

○市民福祉常任委員長（服部　香代君）

おはようございます。

市民福祉常任委員会から報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は議案６件であります。

去る12月11日、午前10時から５階会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、廃棄物処理施設工事現場、薄尾斎場及び癒しの森ゆ～かむの３カ所を現地調査いたしました。

現地調査終了後、委員会を再開し、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第58号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第60号　平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第61号　平成29年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号　平成29年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第66号　平成29年度山鹿市病院事業会計補正予算（第３号)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第68号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市薄尾斎場)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、市民福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

寺崎総務文教常任委員長。

［総務文教常任委員長　寺崎　勇児君　登壇］

○総務文教常任委員長（寺崎　勇児君）

おはようございます。

総務文教常任委員会の報告をいたします。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は、議案６件であります。

去る12月12日、午前10時から、本庁５階501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、次の２カ所について現地調査を行いました。

最初に、鹿本幼稚園が平成30年に幼保連携型認定こども園へ移行することに伴う現状を、次に山鹿小学校における英語教育の授業の現状を見学し、それぞれ担当者から概要説明を受け、現地調査を終えました。

帰庁後、委員会を再開し、慎重に議案審査を行いましたので、その審査の結果について報告をいたします。

議案第57号　専決処分の承認を求めることについて（平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第４号))、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第60号　平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第５号)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第76号　公の施設の指定管理者の指定について（八千代座等)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第77号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市カルチャースポーツセンター)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第78号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市民プール)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第79号　山鹿市過疎地域自立促進計画の変更について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第57号に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第58号及び議案第59号の２案件を一括採決いたします。議案第58号及び議案第59号の２案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、２案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第60号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第61号から議案第67号までの７案件を一括採決いたします。議案第61号から議案第67号までの７案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、７案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第68号から議案第78号までの11案件を一括採決いたします。議案第68号から議案第78号までの11案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、11案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第79号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第80号　人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第81号　農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第82号　農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第83号　農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第84号　農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第85号　農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第86号　農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第87号　農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第88号　農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第89号　農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第90号　農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第91号　農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第92号　農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第93号　農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第94号　農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ただいま、意見書案１件が提出されました。職員に配付させます。

［職員配付］

○議長（永田　健君）

お諮りいたします。

この際、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程追加

日程第２　意見書案第３号

○議長（永田　健君）

日程第２、直ちに議題といたします。

意見書案第３号について、職員に朗読させます。

［職員朗読］

意見書案第３号

平成29年12月15日提出

道路整備事業予算の総額確保等に関する意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第２項の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員　永　田　紘　二

賛成者

山鹿市議会議員　冨　田　弘　海

山鹿市議会議員　横　手　啓　介

山鹿市議会議員　堀　　茂　幸

山鹿市議会議員　藤　原　　豊

山鹿市議会議員　立　山　大二朗

山鹿市議会議長　永　田　　健　様

道路は、地域の発展や経済活動を支える最も重要な社会基盤であるとともに、防災ネットワークの構築により住民の安全・安心を確保することからも、その整備・充実が求められている。

このような中、昨年４月の「平成28年熊本地震」では、県内の道路網が遮断され、救援物資の輸送のおくれや一般道路に慢性的な渋滞が発生するなど、経済活動から日常生活まで広範囲に影響が及び道路整備の必要性を改めて認識させられたところである。

本市においては、国県及び市道の整備はまだまだ立ちおくれている状況にあり、安全で円滑に通行できる地域間幹線道路や生活道路の整備が急務となっていることに加え、自然災害に対する防災・減災対策、通学路の安全対策や既存道路インフラの老朽化対策など、さまざまな問題に直面している。

あわせて、地方創生に全力を挙げて取り組んでいるこの時期に、「道路整備事業

に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「道路財特法」）の規定による補助率のかさ上げ措置が平成29年度末で切れ、平成30年度から地方負担が増加することになれば、自主財源に乏しい地方自治体にとっては死活問題になりかねない。

以上の趣旨を踏まえ、国におかれては、下記事項を講じられるよう強く要望する。

記

１．必要な道路を長期安定的かつ計画的に整備を行っていくために必要な道路事業予算の総額確保

２．道路財特法の補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も引き続き、現行制度を継続すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月15日

熊本県山鹿市議会

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
国土交通大臣	石井啓一様

○議長（永田　健君）

意見書案第３号について、提案理由の説明があれば発言を求めます。提出者、永田　紘二君、ありませんか。

○18番（永田　紘二君）

ありません。

○議長（永田　健君）

この際、議案審査のため暫時休憩いたします。

午前10時23分　休憩

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

午前10時33分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

意見書案第３号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

閉　会

○議長（永田　健君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。よって、平成29年（第５回）山鹿市議会12月定例会を閉会いたします。

午前10時34分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　　永　田　　健

山鹿市議会議員　　北　原　昭　三

山鹿市議会議員　　藤　本　峰　秀